2016

学生便覧

埼玉工業大学 大学院人間社会研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY　GRADUATE SCHOOL OF HUMAN AND SOCIAL STUDIES

埼玉工業大学歌

作詩　林　昌次
作曲　一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

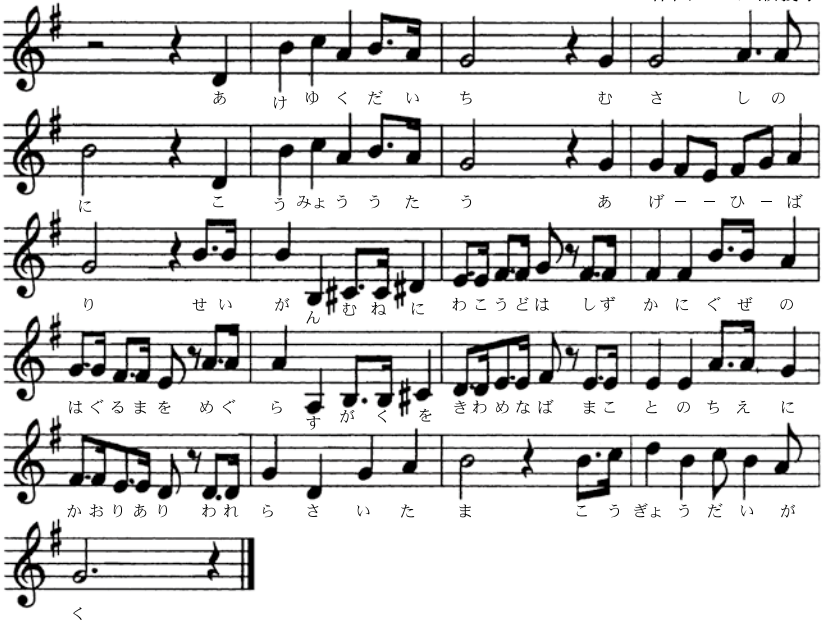

一、あけゆく大地　武蔵野に
光明うたう　揚雲雀
誓願胸に　若人は
しずかに救世の　歯車を
めぐらす学を　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

二、緑のもゆる　秩父嶺に
電光はしる　青嵐
信念胸に　若人は
世上に阿修羅　おごるとも
ただしき道を　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

三、ゆたかに澄める　大利根に
葵がいだく　金の花
浄心胸に　若人は
諸行に常の　あらざれど
久遠のいのち　究めなば
まことの智恵に　香りあり
われら　埼玉工業大学

建 学 の 精 神

本学創建の仏教精神に基づいて

１．科学の真理を窮め，
　それを世のために役立てるよう
決意することによって，
　若き日に**使命感**を養え。

２．深く科学を学び，
豊かな技術を身につけることによって，
　若き日に正しい**人生観**を養え。

３．学生，教職員及び父兄が一体となり，
学園の理想発展をめざすことによって，
　若き日に**連帯感**を養え。

（校　章）

大学院人間社会研究科における教育研究上の目的と３つの方針

１．大学院人間社会研究科の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第１条の２）

大学院人間社会研究科の修士課程は，次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

２．情報社会専攻の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第１条の２第一号）

情報社会専攻の情報社会システム教育研究分野では，行政知識と経営知識及び情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成することを目的とし，ディジタル・クリエーター教育研究分野では，コンピュータ・グラフィックス，コンピュータ・ミュージック，マルチ・メディアといった最先端のスキルを基礎に，ディジタル・クリエーターを養成することを目的とする。

３．情報社会専攻の３つの方針

本専攻は人間、情報および社会の関わりを深く総合的に理解し、社会の要請に適切に対応できる高度な専門的職業人や研究技術者を育成することを目的としています。この目的を実現するために本専攻では情報社会システム教育研究分野およびディジタル・クリエーター教育研究分野を設けています。

１）入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

≪情報社会システム教育研究分野≫

本教育研究分野では、情報通信技術（ICT）の理解/活用力、外国語活用力など学部卒業程度の学力を有する人材を受け入れます。また経済、経営、法律など社会知識を有する人材を受け入れます。「教育とは生涯に渡って継続されるもの」という理念に基づいて、大学学部卒業した後において、科学･技術･社会･文化の発展に伴って再教育の必要性を感じている社会人や外国人も積極的に受け入れます。教職課程では高等学校教諭専修免許状（情報）取得を希望する人を受け入れます。

≪ディジタル・クリエーター教育研究分野≫

本教育研究分野では音響・映像・言語などのメディアを使用した創造的表現力が要求され、制作品提出を受け入れの対象にすることもできます。また近年のマルチメディア技術・クラウド技術、スマホやタブレット端末の普及増大に伴い、情報処理、インターネット・WEB の理解/活用術、並びに外国語活用力について学部卒業程度の学力も求められます。

「教育とは生涯に渡って継続されるもの」という確信と理念に基づき、現在活動中のクリエーターや上記分野における新しい know-how を吸収したい社会人を積極的に受け入れます。また教職課程について学部卒業時に取得した高等学校教諭一種免許状の延長線上にある高等学校教諭専修免許状（情報）を取得したい者を受け入れます。

２）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

≪情報社会システム教育研究分野≫

本教育研究分野のカリキュラムにおいては、まず 1 年次には一般教養および情報教育･外国語教育などは長きに渡る職業人としての人生において重要であるという確信に基づき、徹底して修士課程終了後の専門活動に必要な基礎を習得します。それぞれの専門分野において基礎となる知識や技術を習得できるようにカリキュラムが構成され、教員一丸となって指導します。2 年次においては学位取得後直ちに高度の専門性を要する職業人（IT プロジェクト･マネージャー/コンサルタント、企業経営と IT 戦略の双方に責任を持つ情報統括

責任者（CIO）など）として活躍できるように実践実習科目を多く取り入れたカリキュラムを編成しています。

≪ディジタル・クリエーター教育研究分野≫

本教育研究分野においては、1 年次に、一般教養および情報教育・英語教育などは長きに渡るプロフェッショナルとしての人生において重要であるという確信に基づき、専門活動に必要な基礎・応用も習熟してもらいます。そのために教員一丸となって連携のとれた集団指導をします。2 年次には高度の専門性を必要とする（ディジタル）クリエーターとして学位取得後直ちに社会で活躍できるように、ディジタル機器やソフトの充実した３つの実習室を縦横に活用できる環境を整えており、研究や実践的創作活動にまい進するための実習科目をメインにカリキュラムが構成されています。即ち、作曲・DTM/CG・Web デザイン編集・DTP・マンガ制作/言語表現、またはそれらをミックスしたサウンド・ノベル、ビジュアル・ノベル、アニメ・ミュージックといった新しい創作活動・現場実務や理論構築作業を支援するためのカリキュラム編成となっています。

３）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

≪情報社会システム教育研究分野≫

研究者や高度な専門的職業人として社会で活躍できる専門知識、情報通信技術活用力および外国語活用力を有しているかを修士論文および単位取得状況から判断し、合格者に修士（情報社会）の学位を授与する。なお修士論文の合否は論文の審査に加えて、発表会を行い、発表内容および質疑応答状況から判定する。

≪ディジタル・クリエーター教育研究分野≫

学位取得のための認定基準としては、EU のいわゆる職業修士/研究修士に分かれたポリシーを採用し、当専攻に当該分野の博士課程が現在は存在せず、ほとんどの入学者は修士学位を取得後に専門職に就くことをめざすことに配慮して、論文より作品制作の出来不出来を主体とした評価をします。つまりその発想、制作プロセスや完成作品の独創性・難易度・洗練さを重視します。候補者はそれらについての説明や自己主張を論文形式で開示しなければなりません。2 年次前期末に、今までの研究や制作の進捗状態を確認し、最終的な提出テーマを確定する目的で、必ず中間発表を行わなければなりません。

論文の審査は、主査１名　副査２名の関連教員によって行われますが、それに先立って情報社会専攻教員の参加を求めた公開発表会の場で、学生は批判や質問に対し、自説・完成作品を擁護しなければなりません。

4．心理学専攻の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第１条の２第二号）

心理学専攻の実験心理学教育研究分野では，脳科学，認知科学，行動科学の３領域について深く学び，最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成することを目的とし，臨床心理学教育研究分野では，臨床心理学についての専門的な知識と心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び，高度な専門性を求められる職業人としての臨床心理士を養成することを目的とする。

5．心理学専攻の３つの方針

本専攻は，人の心を科学的に理解し，社会に貢献できる人材の養成を目的としています。この目的の実現のために実験心理学および臨床心理学の二つの教育研究分野を設けています。

１）入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

≪実験心理学教育研究分野≫

脳の働きを研究する脳科学，知覚や思考などの情報処理プロセスの解明をめざす認知科

学，行動の原理を研究する行動科学という，３つの教育研究領域から構成されています。

本教育研究分野では，実験心理学に関する高度な研究能力と実践的応用力を身につけて高度の専門的職業人や研究技術者を目指す人，大学院博士課程に進学して研究者への道を志す人，あるいは心理学関連の専門職（心理職公務員等）を希望する人など，多彩な人材を求めています。

≪臨床心理学教育研究分野≫

臨床心理士資格を取得し臨床心理士として高度な専門的職業人を目指す人材を求めています。

2）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻では，臨床心理学と基礎心理学の２分野をバランスよく，そして深く学ぶことができるカリキュラム編成をしています。

≪実験心理学教育研究分野≫

実験心理学特別輪講Ⅰ・Ⅱ，実験心理学特別実験Ⅰ・Ⅱからなる必修科目群，脳科学，認知科学，行動科学３領域の実験心理学特論及び実験心理学特別演習からなる選択必修科目群，研究科共通科目，心理学基礎科目，関連分野科目からなる選択必修科目群から構成されています。

学生は，実験心理学に共通の問題を扱う科目を必修として履修する一方，自ら希望する将来の進路に合わせて，指導教員の下で，脳科学，認知科学，行動科学のいずれかの領域の科目を中心に履修します。これらの科目では，少人数の徹底した教育研究が行われます。

≪臨床心理学教育研究分野≫

研究科共通科目及び日本臨床心理士資格認定協会の指示する第 1 種指定大学院カリキュラムに準拠する科目によって構成されています。

また，大学に付属する臨床心理センター心理相談室を実習施設とし，一般の相談を受けて，臨床心理士資格を持つ教員及びカウンセラーの指導のもとに，学生の臨床心理実習をおこないます。

3）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本専攻における修士学位授与の条件は，以下の通りです。

≪実験心理学教育研究分野≫

①実験心理学の必修科目，必修選択科目を履修することにより，実験心理学の専門的知識と実験技法を修得している。習得すべき科目には修士論文作成等が含まれる。

②実験心理学のさまざまな問題に対して，自ら問題を見いだして研究を行うことができる研究能力を身につけている。

③専門領域だけでなく，関連領域についても理解できる幅広い見識を有している。

≪臨床心理学教育研究分野≫

①臨床心理学の必修科目，必修選択科目を履修し単位を取得すること。習得すべき科目には修士論文作成等が含まれる。

②学外および学内（主に臨床心理センター）において臨床的かつ実践的な実習体験をつむこと。

③上記の研究および実践活動によって理論と実践を結びつけ，近接他領域における専門家との協調性や職業的倫理性を保った臨床的な態度を身につけること。

《　目　　次　》

埼玉工業大学大学院 人間社会研究科
2016 学生便覧
大学校歌
建学の精神 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
大学院人間社会研究科における
教育研究上の目的と３つの方針 ・・・・・3

1 大学の概要

１．１　校章の由来・・・・・・・・・・・・・１０
１．２　大学の沿革・・・・・・・・・・・・・１０
１．３　大学の構成・・・・・・・・・・・・・１２
１．４　事務局の主な取扱事項・・・・・・・１３
１．５　学生の書類提出先・・・・・・・・・１４
１．６　証明書類の申込先・・・・・・・・・１５
２　学籍・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２．１　学生証・・・・・・・・・・・・・・・１６
２．２　学籍番号・・・・・・・・・・・・・・１６
２．３　学籍の異動・・・・・・・・・・・・・１６
３　学費・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３．１　学費の納入方法・・・・・・・・・・・１７
３．２　学費の納入期限・・・・・・・・・・・１８
３．３　学費の延納願い・・・・・・・・・・・１８
３．４　学費未納者の除籍・・・・・・・・・・１８
４．　学生への連絡及び通知
５．　平成 28 年度 学年暦・・・・・・・・・１９
６．　平成 28 年度 学事予定表・・・・・・・２０
７．　平成 28 年度 新入生オリエンテーション日程表
および２年生履修ガイダンス日程表・・・・２２
８．　人間社会研究科 教員一覧 ・・・・・２３

2 人間社会研究科の案内・指導内容

１．　大学院人間社会研究科案内・・・・・２６
２．　大学院人間社会研究科指導内容・・・２７

3 履修概要

１．　人間社会研究科修士課程授業科目表
（情報社会専攻）・・・・・・・・・・ ３６
２．　大学院修士課程情報社会専攻における履修
モデルについて・・・・・・・・・・・３７
２．１　情報社会専攻「情報社会システム教育研究
分野」の履修科目・・・・・・・・・ ３７
２.1.1　履修モデル A・・・・・・・・・・・ ３８
２.1.2　履修モデル B・・・・・・・・・・・ ３９
２.1.3　履修モデル C・・・・・・・・・・・ ４０
２．２　情報社会専攻「ディジタル・クリエーター
教育研究分野」の履修科目・・・・ ４１
２.2.1　履修モデル A ・・・・・・・・・・ ４２
２.2.2　履修モデル B ・・・・・・・・・・ ４３
３．　人間社会研究科修士課程授業科目表
（心理学専攻） ・・・・・・・・・・ ４５
４．　大学院修士課程心理学専攻における履修モ
デルについて・・・・・・・・・・・４６
４．１　心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の
履修科目・・・・・・・・・・・・・・４６
４.1.1　履修モデル A ・・・・・・・・・・・４７
４.1.2　履修モデル B ・・・・・・・・・・・４８
４.1.3　履修モデル C ・・・・・・・・・・・４９
４．２　心理学専攻「臨床心理学教育研究野」の
履修科目・・・・・・・・・・・・・・５０
４.2.1　履修モデル A・・・・・・・・・・・ ５１
４.2.2　履修モデル B・・・・・・・・・・・ ５２

4 教職課程・・・・・・・・・・・・・・・・・５３

5 学生生活（Ⅰ）

【これだけは知っておきたい】
１．　学籍の確認・・・・・・・・・・・・・５８
１．１　学生証（身分証明書） ・・・・・・５８
１．２　学生証の交付と更新・・・・・・・・５８
１．３　学生証の再発行・・・・・・・・・・５８
１．４　学生証の返還・・・・・・・・・・・５８
１．５　身上の異動・身上申告書の訂正・・・５８
２．　傷害保険・損害保険について・・・・５８
２．１　学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠
償責任保険・・・・・・・・・・・・・５８
２．２　傷病見舞金制度・・・・・・・・・・５９
２．３　学研災付帯学生生活総合保険（任意加入保
険）・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０
３．　緊急災害対応について・・・・・・ ６０
【学生生活を送るうえでの注意】
１．　ガイダンス・・・・・・・・・・・・・６２
２．　大学からの連絡・・・・・・・・・・・６２
３．　通学定期乗車券・・・・・・・・・・・６２
４．　学割証（学生旅客運賃割引証）・・・ ６２
４．１　学割証の発行条件・・・・・・・・・６２
４．２　学割証の発行・・・・・・・・・・・６３
４．３　学割証の有効期限・・・・・・・・・６３
５．　通学の方法・・・・・・・・・・・・・６３
５．１　スクールバスの利用・・・・・・・・６３
５．２　自動車・オートバイによる車両通学　６３
５．３　車両登録の方法等について・・・・・６３
５．４　学生駐車場・・・・・・・・・・・・６４
５．５　安全運転のポイント・・・・・・・・６４
６．　学生食堂・・・・・・・・・・・・・・６５
６．１　大食堂・・・・・・・・・・・・・・６５
６．２　エスパース・ヴェール・・・・・・・６５
６．３　カフェ・ロータス・・・・・・・・・６６
７．　購買部・・・・・・・・・・・・・・・６６
８．　セブン・イレブン埼玉工業大学店・・６６
９．　大学構内の美化衛生について・・・・６６
10．　学生活動に関する願出・届出の
提出について・・・・・・・・・・・・６６
10．１　団体・・・・・・・・・・・・・・・６６
10．２　集会・・・・・・・・・・・・・・・６６
10．３　掲示・・・・・・・・・・・・・・・６７
10．４　大学の施設・設備等を借用する場合　６７
10．５　学生活動の注意事項・・・・・・・・６７
11．　遺失物・拾得物について・・・・・・６７

《　目　　次　》

6 学生生活（Ⅱ）

1．　悩みごとなどの相談 ・・・・・・・・・７０
1．１　学生相談室・・・・・・・・・・・・・７０
1．２　学生委員について・・・・・・・・・・７０
1．３　セクシュアル・ハラスメント及び
　　アカデミック・ハラスメントの防止
　　について・・・・・・・・・・・・・　７０
2．　学習支援センター・・・・・・・・・・７１
2．１　学習支援センターとは・・・・・・・７１
2．２　利用できるもの・・・・・・・・・・７１
2．３　担当教員　・・・・・・・・・・・・・７１
2．４　開館時間　・・・・・・・・・・・・・７２
3．　健康相談・・・・・・・・・・・・・・７２
3．１　保健室の利用について・・・・・・・７２
3．２　定期健康診断・・・・・・・・・・・７２
3．３　健康診断証明書の発行　・・・・・・７２
3．４　健康診断結果報告書の発行　・・・・７２
3．５　保険証の携帯・・・・・・・・・・・７３
3．６　飲酒の恐ろしさ・・・・・・・・・・７３
3．７　エイズに関する基礎知識・・・・・・７３
3．８　禁煙運動について・・・・・・・・・７４
3．９　大麻などの薬物の乱用防止について・７４
3．10　若年女性に急増中の子宮頸がんに
　　ついて・・・・・・・・・・・・・・・７５
3．11　大学周辺の主な医療機関・・・・・・７５
4．　奨学金制度・・・・・・・・・・・・・７７
4．１　大学院特別奨励金制度・・・・・・・７７
4．２　大学院奨学支援金制度・・・・・・・７７
4．３　日本学生支援機構奨学金・・・・・・７８
4．４　留学生関係の奨学金制度・・・・・・８０
4．５　その他の奨学金制度・・・・・・・・８０
4．６　教育ローン・・・・・・・・・・・・・８１
4．７　「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」
　　（学費分納制度）・・・・・・・・・　８１
5．　生活相談・・・・・・・・・・・・・・８１
5．１　下宿・アパートの紹介・・・・・・・８１
5．２　アルバイトの紹介・・・・・・・・・８２
5．３　国民年金の加入・・・・・・・・・・８２
5．４　悪徳商法・・・・・・・・・・・・・８３
6．　厚生施設・・・・・・・・・・・・・・８４
6．１　契約施設について・・・・・・・・・８４
6．２　温水プール施設「パティオ」について８５
7．　日本学生支援機構について・・・・・８５

7 就職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

8 図書館　・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

1．１　開館・閉館の日時・・・・・・・・・８８
1．２　館内閲覧・・・・・・・・・・・・・８８
1．３　館外貸出・・・・・・・・・・・・・８８
1．４　コピーサービス・・・・・・・・・・８９
1．５　館内規律・・・・・・・・・・・・・８９
1．６　弁償・・・・・・・・・・・・・・・８９
1．７　罰則・・・・・・・・・・・・・・・８９

9 情報基盤センター・・・・・・・・・・・　９０

1．１　情報基盤センター管理の教室や
　　その他設備・機器の利用について・・９０

10 院生研究室・実験実習室・実験動物棟・臨床心理センターの取り扱い方法・・・　９１

1．１　院生研究室・・・・・・・・・・・・９１
1．２　実験実習室・・・・・・・・・・・・９１
1．３　実験動物棟・・・・・・・・・・・・９３
1．４　臨床心理センター・・・・・・・・・９３

11 学則・諸規程

1．　埼玉工業大学大学院学則・・・・・・９６
1－1　学長裁定・・・・・・・・・・・・・１１０
2．　埼玉工業大学大学院人間社会研究科
　　規程・・・・・・・・・・・・・・・１１１
3．　埼玉工業大学大学院学位規程・・・１２１
4．　学校法人智香寺学園埼玉工業大学
　　大学院特別奨励金規程・・・・・・１３３
5．　学校法人智香寺学園埼玉工業大学
　　大学院奨学支援規程・・・・・・・１３４
6．　埼玉工業大学大学院研究生規程・・１３５
7．　休学者の学費に関する細則・・・・１３７
8．　埼玉工業大学技術補助員取扱要項・１３８
9．　埼玉工業大学技術補助員手当支給
　　要項・・・・・・・・・・・・・・・１４０
10．　埼玉工業大学大学院生の学会発表
　　にかかる旅費の取扱要項・・・・・１４１
11．　埼玉工業大学における「独立行政法人日
　　本学生支援機構大学院第一種奨学金」返
　　還免除候補者の選考方法及び評価方法等
　　に関する申合せ・・・・・・・・・・１４２
12．　埼玉工業大学「独立行政法人日本学生
　　支援機構大学院第一種奨学金」返還免除
　　候補者の業績評価細目について・・１４４

12 大学の校舎配置図

1．施設案内図・・・・・・・・・・・・・・１４８
2．建物の各階平面図
　　1号館(生命環境化学科) ・・・・・・　１５０
　　2号館(生命環境化学科) ・・・・・・　１５１
　　5号館(機械工場棟)・・・・・・・・　１５２
　　6号館(機械工学科棟)・・・・・・　１５３
　　7号館(機械工学科実習棟)・・・・　１５２
　　8号館(機械工学科実験実習棟)・・　１５４
　　9号館(学生ホール棟)・・・・・・　１５４
　　10号館(大学院人間社会研究科棟)・　１５５
　　19号館(情報システム学科) ・・・・・　１５６
　　21号館(図書館棟)・・・・・・・・・　１５７
　　22号館(情報ｼｽﾃﾑ学科)・・・・・・　１５８
　　23号館(情報基盤センター棟)・・・　１６０
　　24号館(大乗殿) ・・・・・・・・・１６１
　　26号館(正智塔) 本部棟・・・・・・１６２
　　27号館(大学院工学研究科棟)・・・１６５
　　29号館(ハイテク・リサーチ・センター棟)　１６８
　　30号館(人間社会学部棟) ・・・・・１６９
　　31号館(軽食堂棟)・・・・・・・・　１７２
　　32号館(クラブハウス棟) ・・・・・１７３
　　33号館(モノづくり研究センター棟)１７４
　　臨床心理センター棟・・・・・・・　１７５

大 学 の 概 要

１．埼玉工業大学の概要

１．１ 校章の由来
１．２ 大学の沿革
１．３ 大学の構成
１．４ 事務局の主な取扱事項
１．５ 学生の書類提出先
１．６ 証明書類の申込先

２．学　籍

２．１ 学生証
２．２ 学籍番号
２．３ 学籍の異動

３．学　費

３．１ 学費の納入方法
３．２ 学費の納入期限
３．３ 学費の延納願い
３．４ 学費未納者の除籍

４．　学生への連絡及び通知

５．平成28年度 学年暦

６．平成28年度 学事予定表

７．平成28年度 新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ日程表
　　２年生履修ガイダンス日程表

８．人間社会研究科 教員一覧

1　埼玉工業大学の概要

1．1　校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は，徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合せたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は，当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康公のご生母「於大の方」に縁りの寺院（茶毘の地）であり，その法名が「伝通院殿蓉誉光岳智香大禅定尼」であったためである。

なお，「三つ葉葵」の三つの葉には，それぞれに，本学の建学の精神である使命感，人生観，連帯感の三つの理想があらわされている。

1．2　大学の沿革

明治36年２月　東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正５年６月　実業学校に類する各種学校と認定（東京府）
大正11年４月　東京市神田駿河台３丁目２番地に移転
昭和10年４月　東京高等商工学校と改称
昭和13年４月　商業科を廃止，３ヵ年制の高等工学科を新設し，聖橋高等工学校と改称
昭和19年４月　財団法人聖橋学園設立し，聖橋工業学校（４年制）に昇格
昭和22年４月　新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年４月　新学制により聖橋高等学校開設（普通科・機械科）
昭和25年４月　聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年３月　財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年９月　東京都荒川区尾久町５丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年４月　定時制に商業科併設
昭和36年４月　埼玉県大里郡岡部町大字普済寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校（機械科）を開設
昭和37年３月　聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年４月　埼玉県大里郡岡部町普済寺1690番地に聖橋工業高等専門学校（５年制）開設
昭和46年３月　荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校（全日制・定時制）を閉校
昭和48年12月　学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称

昭和51年４月　埼玉工業大学に工学部を開設　初代学長に工学博士永井芳男就任
（入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名）
昭和53年４月　埼玉工業大学工学部教職課程の設置（免許教科「高一種工業」）
昭和54年３月　聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年４月　埼玉工業大学工学部の学生定員を変更
（入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名）
昭和58年４月　埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年４月　埼玉工業大学専門学校（情報処理学科・ビジネス学科）開設
平成２年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　環境工学科　電子工学科　入学定員各100名）
平成３年４月　埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
埼玉工業大学科学技術研究所を設置
平成４年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　環境工学科　電子工学科　入学定員各160名）
平成７年７月　埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成10年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設
（入学定員　システム工学専攻10名　物質科学工学専攻10名）
平成11年４月　埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し，ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年４月　埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月　埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成11年11月　韓国全北大学校工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成12年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し，同時に同修士課程を博士前期課程に変更
（博士後期課程入学定員　システム工学専攻２名　物質科学工学専攻２名）
（博士前期課程入学定員　システム工学専攻10名　物質科学工学専攻10名）
平成12年４月　埼玉工業大学工学部学生定員変更
（入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名）
平成12年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各152名）
平成12年６月　中国鞍山科技大学と学術・学生交流に関する協定を締結

平成12年12月　学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併
平成13年３月　埼玉工業大学専門学校閉校
平成13年４月　埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各144名）
平成13年４月　工学部応用化学科の教職免許教科を変更（免許教科「高一種理科」）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部情報工学科を開設（入学定員　80名）
平成14年４月　埼玉工業大学人間社会学部を開設
（情報社会学科　入学定員120名　編入学定員　（２年次）５名（３年次）20名）
（心理学科　　入学定員 80名　編入学定員　（２年次）５名（３年次）10名）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部学生定員変更
（機械工学科80名　応用化学科80名　電子工学科80名）
平成14年４月　埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
（機械工学科　応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名）
平成15年４月　埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
平成15年４月　埼玉工業大学工学部情報工学科に教職課程認定
（免許教科「高一種数学」「高一種情報」）
平成15年４月　埼玉工業大学人間社会学部情報社会学科に教職課程認定
（免許教科「高一種公民」「高一種情報」）
平成15年４月　埼玉工業大学人間社会学部心理学科に教職課程認定
（免許教科「高一種公民」）
平成15年４月　埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
（機械工学科　応用化学科　電子工学科　入学定員各88名）
平成15年４月　埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称
平成16年４月　ポーランド日本情報工科大学と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年５月　アルマティ工業大学（カザフスタン）と学術・学生交流に関する協定を締結
平成16年５月　埼玉工業大学臨床心理センターを設置
平成18年４月　埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設
（入学定員　情報社会専攻10名　心理学専攻15名）
平成19年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組
（入学定員　システム工学専攻６名　電子工学専攻７名　応用化学専攻７名）
埼玉工業大学工学部を改組
（入学定員　機械工学科 60 名　生命環境化学科 80 名　情報システム学科 120 名
ヒューマン・ロボット学科 60 名）
平成20年４月　埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更
（入学定員　情報社会学科120名　心理学科80名）
平成21年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　　情報システム学科　110名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科　　110名）
平成22年４月　埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組
（入学定員　システム工学専攻２名　電子工学専攻２名　応用化学専攻２名）
平成23年４月　埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任
平成23年４月　埼玉工業大学埼玉工業大学工学部を改組
（入学定員　機械工学科 110 名　生命環境化学科 80 名　情報システム学科 120 名）
平成24年４月　埼玉工業大学に学習支援センター，キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置
平成25年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　機械工学科110名　生命環境化学科100名　情報システム学科130名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科100名　心理学科60名）
埼玉工業大学にものづくり支援センターを設置
平成27年４月　埼玉工業大学学生定員変更
（入学定員　工学部　機械工学科115名　生命環境化学科110名　情報システム学科135名）
（入学定員　人間社会学部　情報社会学科90名　心理学科50名）
平成28年４月　埼玉工業大学にものづくり研究センターを設置
埼玉工業大学に教職センターを設置

１．３　大学の構成

埼玉工業大学（ Saitama Institute of Technology ）

1）大学院工学研究科（ Graduate School of Engineering ）

【博士前期課程】

システム工学専攻（ Department of System Engineering ）
電子工学専攻（ Department of Electronic Engineering ）
応用化学専攻（ Department of Applied Chemistry ）

【博士後期課程】

システム工学専攻（ Department of System Engineering ）
電子工学専攻（ Department of Electronic Engineering ）
応用化学専攻（ Department of Applied Chemistry ）

2）大学院人間社会研究科（ Graduate School of Human and Social Studies ）

【修士課程】

情報社会専攻（ Department of Informational Society Studies ）
心理学専攻（ Department of Psychology ）

3）工　学　部（ Faculty of Engineering ）

平成23（2011）年度以降の入学者に適用する学科

機械工学科（ Department of Mechanical Engineering ）
生命環境化学科（ Department of Life Science and Green Chemistry ）
情報システム学科（ Department of Information Systems ）

平成19（2007）年度以降の入学者に適用する学科

機械工学科（ Department of Mechanical Engineering ）
生命環境化学科（ Department of Life Science and Green Chemistry ）
情報システム学科（ Department of Information Systems ）
ヒューマン・ロボット学科（ Department of Human-Robotics ）

4）人間社会学部（ Faculty of Human and Social Studies ）

情報社会学科（ Department of Informational Society Studies ）
心理学科（ Department of Psychology ）

5）基礎教育センター（ Foundation Study Center ）

教職課程（ Course for Teaching Profession ）

6）先端科学研究所（ Advanced Science Research Laboratory ）

ハイテク・リサーチ・センター（ High Technology Research Center ）
臨床心理センター（ Training and Research Center of Clinical Psychology ）
国際交流研究センター（ Research Center for International Exchange ）
科学と仏教思想研究センター（ Center for Research into Science and Buddhist Thought ）
産学官交流センター（ Collaboration Center for Industry, Academia and Government ）
ものづくり研究センター（Manufacturing Research Center）

7）図書館（ Library ）

8）情報基盤センター（ Information Technology Center ）

9）学習支援センター（ Learning Support Center ）

１０）キャリア支援センター（ Career Support Center ）

１１）留学生支援センター（ International Students’ Support Center ）

１２）ものづくり支援センター（ Manufacturing Support Center ）

１３）教職センター（ Center for Teaching Profession ）
　　教職課程　（ Course for Teaching Profession ）

14）事務局（ Administration Office ）
　　法人本部　　（ 管財課　会計課 ）
　　総務部　　（ 総務課 ）
　　教学部　　（ 学生課　教務課　就職課 ）
　　教育研究協力部（ 教育研究協力課　情報技術課　学術情報課 ）

１．４　事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間
　月曜日～金曜日　　９：００～１７：００
　土曜日　　９：００～１３：００　（ ※ 第２・第４土曜日は休業日です。）

事務局の主な取扱事項
① 法人本部
　管財課（26 号館８Ｆ）
　・施設・設備の管理　　・構内の整備・清掃
　・スクール・バスの運行
　会計課（26 号館８Ｆ）
　・学費振込票の交付　　・学費の収納・督促
　・学生会・後援会等諸会費の受託収納　　・証明書等手数料収納
② 総務部
　総務課（26 号館８Ｆ）
　・学則・諸規程に関すること
③ 教学部
　学生課（26 号館１Ｆ・30 号館１Ｆ）
　・学生（留学生、障害を持つ学生等を含む）の相談と健康管理に関すること
　・各種奨学金と就学貸付等に関すること
　・学費の延納申請等に関すること　　・学生の車両通学に関すること
　・学生食堂及び学内売店に関すること　　・入学式・卒業式等の行事に関すること
　・遺失物・拾得物に関すること　　・学生傷害保険に関する事務取扱
　・厚生施設・運動施設の利用事務取扱　　・国家試験及び資格のアドバイスと情報提供
　・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
　・学生証･学生割引証･在学証明･通学証明･卒業証明･卒業見込証明･健康診断書の発行
　・後援会に関すること
　教務課（30 号館１Ｆ）
　・授業日程・時間割・試験に関すること　　・履修登録に関すること
　・成績及び進級・卒業に関すること　　・教職課程及び教員免許状に関すること
　・科目等履修生・研究生に関すること　　・休学・退学・除籍等の学籍に関すること
　・成績証明書の発行
　就職課（26 号館１Ｆ）
　・就職指導及び相談　　・就職の紹介・斡旋
④ 教育研究協力部
　教育研究協力課（29 号館１Ｆ）
　・　先端科学研究所に関すること
　・　公開講座に関すること

情報技術課（23 号館１Ｆ）
・情報基盤センターに関すること　　・パソコン実習室(23 号館)の管理に関すること
・メールアドレス及びユーザーアカウントの管理に関すること
学術情報課（21 号館１Ｆ）
・図書館に関すること

１．５　学生の書類提出先

①　次の書類は，学生課へ提出して下さい。（ ※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です。）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓約書	入学時	
身上申告書	入学時	様式１
欠席届	当該日の前後１週間以内	様式２
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式３
保証人変更届	速やかに	様式４
改姓届(学生・保証人)	速やかに，改姓を証明できる書類を添付	様式５
本籍変更届(学生・保証人)	速やかに	様式５
合宿届	１週間前までに提出，名簿・計画表を添付	様式６
大会・行事等参加届	１週間前までに提出，名簿を添付	様式７
施設・設備使用許可願	３日前までに提出（平日，時間外，休日）	様式８
学内物品使用許可願	１週間前までに提出	様式９
学外研修届	１週間前までに提出，名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	1週間前までに提出，規約:名簿:年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後１週間以内に提出，理由書を添付	様式12
学内集会届	３日前までに提出	様式13
学生団体規約変更届	１週間前までに提出，新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	１週間前までに提出，加盟団体規約を添付	様式15
掲示許可願	前日までに提出，掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日までに提出，掲示物を添付	様式17
車両通学許可願	速やかに，保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨得物届	速やかに	様式20
合宿所施設使用許可願	３日前までに提出	様式21
事故報告書	１週間以内	様式22
学外練習届	３日前までに提出	様式23

② 次の書類は，教務課へ提出して下さい。（ ※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です。）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
欠　　席　　届	１週間以上欠席，診断書及び理由書を添付	
休　　学　　願	２か月以上欠席，診断書及び理由書を添付	
復　　学　　願		
退　　学　　願	学生証の返却	

１．６　証明書類の申込先

学生の各種証明書類は，学生課又は教務課大学院担当へ申込んで下さい。

証　明　書　類		手数料	申込先	発行日
学　　生　　証（再発行の場合）		2,000円	学生課	翌日発行
在 学 証 明 書		300円	自動発行機	即日発行
修了見込証明書		300円	自動発行機	翌日発行
成 績 証 明 書（日本語版）		500円	自動発行機	翌日発行
成 績 証 明 書（英語版）		1,000円	学生課	１週間後
学位取得証明書（日本語版）		300円	学生課	翌日発行
学位取得証明書（英語版）		500円	学生課	１週間後
在 籍 証 明 書		300円	学生課	翌日発行
健 康 診 断 書		300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書		300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書		300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証（学割）		無料	自動発行機	即日発行
通 学 証 明 書		無料	学生課	即日発行
仮　学　生　証		無料	自動発行機 学生課	即日発行
車両通学許可証		無料	学生課	即日発行
教員免許状関係の証明書		無料	学生課	翌日発行
就職活動に関する証明書	修了見込証明書	100円	自動発行機	翌日発行
	成 績 証 明 書	100円	自動発行機	即日発行
	健 康 診 断 書	100円	自動発行機	即日発行
臨床心理士受験申請資格証明書		無料	教務課	即日発行

※　26 号館１Ｆに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は，学生証が必要です。

２．学　籍

入学して本学の学生としての身分を取得し，修了でその身分を終了することになります。
学籍は，本学の在学者としての身分をもっていることを意味しています。
学籍を取得するための要件としては，①入試合格，②入学手続の完了，③入学式への出席等があります。
入学手続は，定められた期間内に，①学費の納入，②誓約書，身上申告書，大学の卒業証明書等必要書類の提出を行うことです。

２．１　学生証

学生証は，本学の学籍取得を証明する証書（身分証明書）であり，学籍番号，所属する研究科・専攻，氏名，生年月日，発行日が記載され，学生の写真を貼付しています。
学生は，毎年度始めに在籍確認を行います。
学生証を紛失，汚損の場合は学生課にて再交付を受け，常に携帯して下さい。
退学等により学籍を失ったとき，また，卒業により有効期限を経過したときは，ただちに学生課に返還して下さい。

２．２　学籍番号

学籍番号は，本学の学生として身分を取得したものにつけられた学籍照合の番号であり，学生証に７桁の数字で記載されます。
修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。
学籍番号のしくみは次のとおりです。

【平成 28（2016）年度以降の入学者に適用する学籍番号】

16　6　1　001 ①　②③　④	①　入学年度（西暦下２桁 2016 年度入学） ②　学部コード（5＝人間社会研究科） ③　所属学科コード（1＝情報社会専攻　2＝心理学専攻） ④　所属専攻内の個人番号

２．３　学籍の異動

入学，退学，休学，除籍，修了など，在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。
学籍異動に関する相談及び手続きは，教務課で受付けます。

【入　学】
入学の種類には，通常の１年次への入学の他，再入学などがあります。

【休　学】
病気その他やむを得ない理由で引続き２か月以上修学しないことをいいます。
休学できる期間は，許可を受けた学年を基準として１年以下ですが，特別の事情があると認められた場合は，再休学を許可することがあります。
休学中の学生は在籍しているが修学していない状態なので，休学期間は修了に必要な在学年数には算入されません。
休学者については休学期間等に応じて学費を一部免除することがあります。

【復　学】

休学期間の満了又は休学の解除・中断によって再び修学することをいいます。

復学の手続きは，９月上旬又は３月上旬までに教務課へ申し出て下さい。

復学する学年は，原則として休学した時点の学年となります。

【退　学】

退学には，願い出による退学と懲戒処分による退学があります。

病気その他学生の都合により退学を願い出るときは，退学願（学生証添付）を教務課に提出し，学長の許可を得て下さい。なお，退学者は，修了前に大学院を退くのですからすべて中途退学（中退）となります。

【除　籍】

除籍は，一定事由の発生により，自動的に学生の学籍を抹消する処置をいいます。

次のいずれかに該当する者は，在学契約上の義務不履行者として除籍となります

①正当の事由なく，所定の納付金の納付を怠った者

②正当の事由なく，履修届を提出しない者

③規定の在学年数（学則第１４条）を超えた者

④死亡又は行方不明の届け出があった者

【修　了】

修了は，本学の学生としての身分が終了することであり，人間社会研究科を修了した学生には，修士（情報社会）又は（心理学）の学位が授与されます。本学を卒業するためには，2 年以上在学し，学則及び附属規程の定めに基づいて，所定の授業科目から 30 単位以上修得することが必要です。

【留　年】

留年は，進級に必要な単位が不足しているので上級学年に進級できないこと，又は休学したことや単位不足などの理由により修了できないで所定の修業年限を超えて在学することをいいます。

３　学　費

入学金以外の学費には，授業料があります。

その金額については，入学年度又は学年により違いがありますので，学費納入の通知書にて確認して下さい。

３．１　学費の納入方法

学費は，本学指定の学費振込用紙により，郵便局を除く金融機関から振込んで下さい。

学費振込用紙は，毎年４月上旬に会計課から保証人（父母）宛に，①年額記載の振込用紙と，②分納前期額記載の振込用紙の２枚を郵送します。

新入生を含め２回払い（分納）の学生については，③分納後期額記載の振込用紙を８月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は，入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので，その後変更があった場合は，必ず変更届を学生課に提出して下さい。

なお，学費振込用紙が届かないとき，紛失してしまったときは，会計課又は学生課に連絡して下さい。

３．２　学費の納入期限

学費の納入期限は，次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	学　　費	納入期限
年額一括納入	①	１年分	４月末日
年２回払い	②	分納前期分	４月末日
	③	分納後期分	９月末日

３．３　学費の延納願い

特別な理由により，学費が期限内に納入できず延納を希望する場合は，その納入期限（４月末日，９月末日）前に，本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出して下さい。

学生納付金延納願は，その理由を具体的に記載して本人及び保証人（父母）が連署して提出して下さい。

延納を許可される期間は，前期・後期とも正規の納入期限から起算して３か月以内です。

３．４　学費未納者の除籍

学費が所定の手続きを経ないで未納の場合は，学則により，除籍処分となります。

４．学生への連絡及び通知

人間社会研究科の学生への連絡及び通知は，すべて30号館「館内電光掲示板・館内掲示板１階」を通じておこないます。

登校したら，必ず，掲示板を見る習慣をつけてください。

掲示板を見落としたために生じる不都合は，すべて諸君自身に帰することになりますので注意してください。

なお，学生諸君からの電話による問合せには一切応じられません，必要に応じて事務局（教務課・学生課）窓口に来てください。

※緊急かつ止むを得えない場合は，下記の連絡先を利用してください。

学生課　（直通）048(585)6812　　教務課　人間社会学部担当（直通）048(585)6301

5. 平成28年度　大学院人間社会研究科 学年暦

学　　事	期　日・期　間
入学式, 新入生入学手続き	平成28年 4月　1日(金)
新入生オリエンテ―ション期間	4月　2日(土)～8日(金)
2年生前期履修・TAガイダンス	4月　5日(火)
前期授業開始	4月 11日(月)
祝日授業日①(授業を実施)	4月29日(金) ※国民の祝日ですが, 金曜日授業を行います。
学生総会・交通安全講習会	5月13日(金)　3限以降休講
修士論文中間発表会	7月下旬
前期授業最終日	7月22日(金)
前期補講期間	5月7日(土),21日(土),6月4日(土),18日(土) 7月2日(土)・16日(土) 7月23日(土)・25日(月)～27日(水)
前期末定期試験期間	7月28日(木)～8月3日(水)
夏期休業期間	8月4日(木)～9月13日(火)
前期集中講義期間	8月下旬～9月上旬
後期ガイダンス	9月14日(水)
後期授業開始	9月15日(木)
振替授業日②(月曜日の授業を実施)	9月19日(月)
学園祭期間【学園祭】	10月7日(金)～10日(月) 【10月8日(土)・9日(日)】
振替授業日③(木曜日の授業を実施)	11月1日(火)
修士論文題目提出期限	12月中旬
冬期休業期間	12月27日(火)～平成29年1月5日(木)
授業再開	平成29年 1月　6日(金)
修士論文提出期限	1月13日(金)
大学創立記念日(授業を実施)	1月10日(火)
後期授業最終日	1月18日(水)
後期補講期間	11月5日(土),19日(土) 12月3日(土),17日(土) 1月　7日(土)～18日(水)
学年末定期試験期間	1月19日(木)～25日(水)
後期集中講義期間	1月下旬～2月上旬
修士論文発表会,修士論文の審査及び最終試験	2月上旬～
後期授業終了	3月16日(木)
学位記授与式	3月17日(金)
春期休業期間	3月18日(土)～31日(金)

平成28年度(2016)　大学院人間社会研究科学事予定表（４月～８月）

	月	火	水	木	金	土	日
					1	2	3
4	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	□29	30	
							1
5	2	③	④	⑤	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
			1	2	3	4	5
6	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
					1	2	3
7	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
月	⑱	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7
8	8	9	10	⑪	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
月	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

4/1 入学式，新入生入学手続き，後援会総会
【新入生】　4/2～8 新入生ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ期間
健康診断，履修登録
TAガイダンス，ネットワーク利用免許講習会
4/11 前期授業開始，4/19～25 履修訂正期間
【在学生】 4/5 前期ガイダンス，4/11 前期授業開始
4/4～17 履修登録期間，4/19～25 履修訂正期間
4/29 祝日授業日　※国民の祝日ですが，金曜日授業を行います。

5/13 学生総会・交通安全講習会（３限以降休講）
5/7・21 前期補講日
5/27 1・2限休講（3限以降は通常授業）

6/4・18 前期補講日

7/2・16 前期補講日

7/23・25・26・27 前期補講期間
7/28～8/3 前期試験期間

8/4～9/13 インターンシップ・短期留学推奨期間
8/4～9/13 夏期休業期間

8/25・26 前期末成績発表，成績質問受付，追試手続き
8/29・30・31・9/1・2 前期追試期間
8/29 入試〔１期〕

● 国民の祝日
○ 大学行事等に伴う休講日
□ 祝日授業日

1限	9：10	～	10：50
2限	10：55	～	12：35
3限	13：20	～	15：00
4限	15：05	～	16：45
5限	16：50	～	18：30

●授業時間：100分　昼休み：45分

平成28年度(2016)　大学院人間社会研究科学事予定表（９月～３月）

	月	火	水	木	金	土	日	
9月				1	2	3	4	8/29・30・31・9/1・2 前期追試期間
	5	6	7	8	9	10	11	9/13 前期授業終了，9/14 後期ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ
	12	13	14	15	16	17	18	9/15 後期授業開始，9/15～30 履修訂正期間
	19	20	21	22	23	24	25	9/19 祝日授業日　※国民の祝日ですが，月曜日授業を行います。
	26	27	28	29	30			
10月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	10/7～10 学園祭期間（授業休講）　【10/8・9 学園祭】
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	31							
11月		1	2	3	4	5	6	11/1 振替授業日（木曜分）
	7	8	9	10	11	12	13	11/5・19 後期補講日
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
12月				1	2	3	4	12/3・17 後期補講日
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	12/26 授業終了，12/27～1/5 冬期休業期間
	26	27	28	29	30	31		
1月							1	1/6 授業再開，1/10 大学創立記念日（授業実施）
	2	3	4	5	6	7	8	1/7・12・13・16・17・18 後期補講期間
	9	10	11	12	13	14	15	1/14・15 大学入試センター試験
	16	17	18	19	20	21	22	1/19～25 後期試験期間
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
2月			1	2	3	4	5	2/上旬　修士論文発表会
	6	7	8	9	10	11	12	2/6・7 学年末成績発表，成績質問受付，追試手続き
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	2/9・10・13～15 後期追試期間
	27	28						
3月								3/2 入試〔２期〕
			1	2	3	4	5	3/1 各専攻別判定会議，3/3 判定会議，3/4 修了判定発表
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	3/16 後期授業終了，3/17 学位記授与式
	20	21	22	23	24	25	26	3/18～3/31 春期休業期間
	27	28	29	30	31			

● 国民の祝日
○ 大学行事等に伴う休講日
■ 振替授業日
□ 祝日授業日

《 平成２８年度 》　大学院人間社会研究科　新入生〔M1〕　オリエンテーション日程表 （案）

期日	1時限	2時限	昼休み	3時限	4時限
	9:10～10:25	10:45～12:00		13:10～14:25	14:45～16:00
4月 1日(金)	**■入学式** ☆10:00～ 於 大乗殿（工学部・人間社会学部・工学研究科と共通） **●新入生入学手続**（入学式終了後）於 3013教室				
4月4日(月)	**■健康診断**　於 大乗殿 女子:9:00～9:50 男子:9:50～12:10			**■ネットワーク利用免許講習会** 13:30 ～ 15:30　於 2633教室。	
4月5日(火)		**●教務部・学生部ガイダンス** **◆各専攻別教務ガイダンス** **担当:研究科長、教務委員** **●TAガイダンス** **担当:教務委員** 於 3047教室			■教職課程ガイダンス　14:45開始 於 26号館1階 教務課（大学院） ※教員免許状取得希望者対象
4月 6日(水)				**■情報基盤センターTAガイダンス** 13:10 ～ 14:10　於 23号館2321教室	
4月11日(月)	**■前期授業開始（通常授業）**				

■:全学部・全研究科共通行事, ●研究科共通行事, ◆専攻単独行事。

《 平成２８年度 》　大学院人間社会研究科　２年生〔M2〕ガイダンス日程表 （案）

期日	1時限	2時限	昼休み	3時限	4時限
	9:10～10:25	10:45～12:00		13:10～14:25	14:45～16:00
4月 4日(月)	**■健康診断**　於 大乗殿 女子:9:00～9:50 男子:9:50～12:10				
4月5日(火)		**●教務部・学生部ガイダンス** **◆各専攻別教務ガイダンス** **担当:研究科長、教務委員** **●TAガイダンス** **担当:教務委員** 於 3047教室			■教職課程ガイダンス　14:45開始 於 26号館1階 教務課（大学院） ※教員免許状取得希望者対象
	新学生証交付手続き　9:10～16:00　於 30号館1階 教務課				
4月 6日(水)				**■情報基盤センターTAガイダンス** 13:10 ～ 14:10　於 23号館2321教室	
4月 11日(月)	**■前期授業開始（通常授業）**				

■:全学部・全研究科共通行事, ●研究科共通行事, ◆専攻単独行事。

８．人間社会研究科教員一覧

【情報社会専攻】

役職	教　員　名	メールアドレス	内線番号	研究室番号
教　授	土山　泰弘	ytsuchi@sit.ac.jp	3081	3039A
教　授	佐藤　由美	satoyumi@sit.ac.jp	3072	3072
教　授	宮崎　洋	h-miya@sit.ac.jp	3052	3052
教　授	中川　善裕	nakagawa@sit.ac.jp	3092	3049B
教　授	高橋　広治	tkoji@sit.ac.jp	3022	3022
教　授	宮井　里佳	miyair@sit.ac.jp	3082	3039B
教　授	小寺　昇二	s-kotera@sit.ac.jp	3053	3053
教　授	林　　信義	hayashi@sit.ac.jp	3051	3051
准教授	檀上　誠	danjo@sit.ac.jp	3024	3024
准教授	森沢　幸博	morisawayukihiro@sit.ac.jp	3023	3023
准教授	田中　克明	katsuaki@sit.ac.jp	3064	3064
講　師	河井　理穂子	rkawai@sit.ac.jp	3039	3039D

【心理学専攻】

役職	教　員　名	メールアドレス	内線番号	研究室番号
教　授	小野　広明	ono@sit.ac.jp	3061	3061
教　授	亀谷　秀樹	kametani@sit.ac.jp	3062	3062
教　授	三浦　和夫	kmiura@sit.ac.jp	3093	3049C
教　授	曾我　重司	soga@sit.ac.jp	3083	3039C
教　授	河原　哲雄	kawahara@sit.ac.jp	3025	3025
教　授	袈岩　秀章	horoiwa@sit.ac.jp	3095	3049A
教　授	大塚　聡子	satoko@sit.ac.jp	3094	3049D
教　授	友田　貴子	atsuko@sit.ac.jp	3071	3071
講　師	藤巻　るり	ruri@sit.ac.jp	3063	3063

人間社会研究科の案内・指導内容

１．　人間社会研究科案内
２．　人間社会研究科指導内容

履修概要

１．人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）

２．大学院修士課程情報社会専攻における履修モデルについて
2.1 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目
2.1.1 履修モデルＡ
2.1.2 履修モデルＢ
2.1.3 履修モデルＣ

2.2 情報社会専攻「ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ・ｸﾘｴｰﾀｰ教育研究分野」の履修科目
2.2.1 履修モデルＡ
2.2.2 履修モデルＢ

３．人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）

４．大学院修士課程心理学専攻における履修モデルについて
4.1 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目
4.1.1 履修モデルＡ
4.1.2 履修モデルＢ
4.1.3 履修モデルＣ

4.2 心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目
4.2.1 履修モデルＡ
4.2.2 履修モデルＢ

教職課程

１．本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科
２．教職課程の履修登録方法
３．教育職員免許状の取得に必要な単位の修得方法

1. 人間社会研究科案内

Graduate School of Human and Social Studies

人間社会研究科では，情報技術と，行政・経営，映像・音響など他分野との融合領域を網羅した情報社会専攻，心理学の高度でより専門的な知識と技能を持った研究技術者や臨床心理士の養成を目的とした心理学専攻の2専攻を設置しております。また本研究科では，最新の研究設備を備えるとともに，学内外で幅広く先導的に活躍する優れた教授陣が指導にあたります。社会で即戦力として活躍できるプロフェッショナルを養成すると同時に，地域の研究拠点としても活動しています。

情報社会専攻

本専攻には，情報社会学科における教育内容と連動して，情報社会システム教育研究分野とディジタル・クリエーター教育研究分野の2分野があります。各分野では，情報技術力，法律や経済などの社会知識，映像・音響の創造的表現力など幅広い要素を核に，高度な知識と確かな技術を身につけた人材の養成を目指しています。

◆情報社会システム教育研究分野◆

行政知識と経営知識，および，情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成します。修了後は，ITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント，企業経営とIT戦略の双方に責任をもつCIO（情報統括責任者）など高度な専門的職業人として活躍することが期待されます。

◆ディジタル・クリエーター教育研究分野◆

コンピュータ・グラフィックス，コンピュータ・ミュージック，マルチ・メディアといった最先端のスキルを基礎に，ディジタル・クリエーターを養成します。修了後の進路は，映像と音響のコンテンツ制作における専門的職業人および研究技術者などが挙げられ，行政や企業の広報部門，テレビ局をはじめとするマスコミ関連企業といった幅広い分野での活躍を期待されます。

心理学専攻

本専攻では，実験心理学に関連する最先端の研究施設や臨床心理センターを活用して，基礎心理学と臨床心理学の両面から，少人数による徹底した教育・研究を行っています。人間の行動を科学的に解明し，高度な専門知識と技能を持った研究技術者や臨床心理士を養成することに主眼を置いています。

◆実験心理学教育研究分野◆

脳科学，認知科学，行動科学の3領域について深く学び，最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成します。
修了者の進路としては，大学，企業の研究機関において活躍できる研究者・研究技術者や心理職公務員などが想定されています。

◆臨床心理学教育研究分野◆

臨床心理学についての専門的な知識と，心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び，高度な専門性を求められる職業人としての臨床心理士を養成します。そのために日本臨床心理士資格認定協会より第1種臨床心理士養成課程の指定を受けています。また，臨床心理学教育研究分野の大学院生の臨床実習施設として「埼玉工業大学臨床心理センター」が設置されています。

なお，両研究分野とも，大学院博士課程に進学して研究者を目指す学生に対しての教育も視野に入れております。

2. 人間社会研究科指導内容

情報社会専攻

情 報 社 会 システム 教育研究分野	高度の行政知識・経営知識と情報技術を駆使しうる能力の育成を基盤として，知識基盤社会で求められている豊かな創造力と構想力を備えたITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント，さらには，企業経営とIT戦略の双方に責任を持つCIO（Chief Information Officer，情報統括責任者）などの分野で活躍が期待できる人材を養成します。

宮崎 洋 教授　工学修士（東京大学）　経営学修士（LEHIGH大学）

◆研究テーマ例
経営戦略/事業戦略/技術戦略
技術管理/経営管理/人材育成管理
企業コンサルティング/経営分析/技術分析
経営学/機械工学

◆研究指導内容概略
高度な経営知識と情報技術を駆使しうる能力の育成を基盤として，情報社会で求められている豊かな創造力と構想力を備えたITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント，さらには，企業経営やIT戦略に責任を持つCOO（Chief Operating Officer，最高執行責任者）やCIO（Chief Information Officer，情報統括責任者)などとして活躍が期待できる人材を養成します。

◆略歴・学会活動等
株式会社三菱総合研究所を経て平成23年本学教授就任。
日本機械学会、ペルソナ&カスタマ・エクスペリエンス学会理事、
同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター共同研究員

高橋 広治 教授　理学博士（京都大学）

◆研究テーマ例
星団の進化
コンピュータ・シミュレーション
データ解析

◆研究指導内容概略
高度情報社会である現代においては，膨大な量のデータが刻々と生み出されている。そのようなデータを，人間にとって有用な真に生きた情報として活用するためには，各々の問題に合った適切なデータ処理を高速に行うことができる情報システムが必要不可欠である。そのようなシステムの構築を目指して，コンピュータを使った検索，分類，統計解析，データマイニングなどの様々なデータ処理の手法の開発や，それらの手法を応用した社会現象の分析などをテーマとした研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等
日本学術振興会特別研究員、東京大学大学院リサーチ・アソシエイト等を経て、平成14年本学助教授就任。
日本天文学会、国際天文学連合(IAU)、情報処理学会会員
平成25年現職。

宮井 里佳 教授　文学修士（大阪大学）

◆研究テーマ例
中国浄土教思想
中国仏教の類書の研究
マンガに見られる宗教性について

◆研究指導内容概略
中国・日本の思想・宗教を対象とし，文献とりわけ古典の読解を中心とする。訓詁学的研究にとどまらず，古の賢者の思索の後を探求し，研究指導を行う。対話を行うことによって，己の思索を深め，現代の社会に生きる智恵，生きた思想を生み出したい。

◆略歴・学会活動等
（財）東方研究会専任研究員，天台宗典編纂所嘱託編輯員，日本学術振興会特別研究員等を経て，平成14年本学講師就任，平成17年助教授。
日本仏教学会，日本印度学仏教学会，日本道教学会，
日本中国学会，日本宗教学会等会員，仏教史学会委員
平成25年現職。

小寺 昇二 教授　経済学士（東京大学）

◆研究テーマ例
コーポレートファイナンス/スポーツビジネスマネジメント/
ターンアラウンドマネジメント/企業分析/アセットマネジメント

◆研究指導内容概略
現代社会において全ての企業（や組織）は、過去のあり方からの多様な変革を求められている。
様々な業種、規模、経営タイプの企業における、多様な実務経験をベースに経営戦略、財務戦略、経営革新について研究指導を行う。特に2020年の東京オリンピック/パラリンピックを控えたスポーツビジネスの変革やその地域経済との共存については重点的な研究を行っている。

◆略歴・学会活動等
第一生命保険入社、その後外資系金融機関、ITベンチャー（CFO）、千葉ロッテマリーンズ（経営企画室長）、多摩大学大学院経営情報学研究科客員准教授、JTBなどを経て平成27年4月本学教授就任。
スポーツ産業学会所属、日本証券アナリスト協会検定会員、
国際公認証券アナリスト

林　信義　教授　経営学修士（横浜国立大学）

◆研究テーマ例
ビジネスモデル/競争戦略
経営管理/人材マネジメント
財務会計/管理会計/税法

◆研究指導内容概略
企業が持続的に成長していくためには顧客に対して他社よりも優れた価値を提供することが必要である。企業はこのような優位性を獲得することを目指して、開発、生産、物流、販売などの活動を行っている。これらの活動は有機的につながり、儲ける仕組みを形づくっている。実際の企業活動を調査分析し、優れたビジネスモデルの解明に向けた研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等
会計事務所、株式会社日本総合研究所を経て、平成27年本学教授就任　日本税理士会連合会

田中　克明　准教授　修士(情報科学)(早稲田大学)

◆研究テーマ例
知的活動支援システム
文書解析・処理システム

◆研究指導内容概略
人間が行うさまざまな知的活動の支援や、新しい領域の開拓が、コンピュータを利用したシステムによって可能となった。これらのシステムは、データを集める仕組み、データから学習を行う仕組み、学習結果を適用する仕組みなど、様々な仕組みの組み合わせにより構成される。このようなシステムの構築について、研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等
東京大学先端科学技術研究センター助教、一橋大学情報基盤センター助教などを経て、平成28年本学准教授就任。
人工知能学会、情報処理学会会員。

河井　理穂子　講師　博士(政策・メディア)(慶應義塾大学)

◆研究テーマ例
情報ネットワーク社会における法的課題
－デジタルコンテンツに関する著作権法上の課題
－情報社会におけるプライバシー・個人情報の保護
－知的財産権法制度の日米比較　など

◆研究指導内容概略
情報ネットワーク社会においては、従来の法制度が想定していなかった状況が多数発生している。研究指導においては、まずこのような社会的状況の中にどのような法的問題があるのか、共に「問題発見」をし、そしてその問題を解決するための「課題を抽出」し、課題に対する「解決」を提示することを目指す。
法学的なアプローチだけではなく、他の研究分野の視点も取りこみ、学際的に情報ネットワーク社会の法的課題について検討をしていくことを目指す。

◆略歴・学会活動等
慶應義塾大学環境情報学部卒業,同大学院政策・メディア研究科修士課程,博士課程修了。国立情報学研究所特任助教,ジョージワシントン大学ロースクール客員研究員を経て,平成23年講師就任。
情報ネットワーク法学会,著作権法学会,情報通信学会,日本教育工学会所属。

ディジタル・クリエーター

教育研究分野

現代の文化状況及び情報科学の研究状況を踏まえ，コンピューター・グラフィックス，コンピューター・ミュージック，マルチ・メディアなどに関する最先端のスキルの学修を基礎に，映像と音響というコンテンツ作製における主要な2領域において少人数の徹底した指導を行うことにより，単に個としての表現者にとどまらず，行政や企業の広報部門，マスコミなど，変化し発展する現代社会の多くの新しい領域で活躍が期待できる人材を養成します。

土山　泰弘　教授　文学修士（北海道大学）

◆研究テーマ例
ヴェーダ写本の校訂研究
古代インドの王権祭式
古代インドの宗教思想

◆研究指導内容概略
古来より宗教は文化の中核的な役割を担い，文化の発展・変容に指導的な役割を果たしてきた。とくに南アジアには古代からの伝承が豊富に残されており，それらは南アジア世界のみならず，古代世界一般の宗教的な表象や思考を理解する上で貴重な資料を提供する。様々な資料にあらわれた神話的表象，宗教観念，ならびに儀礼行為などの宗教現象の検討を通して，南アジアを中心とする古代世界の精神構造について総合的に研究する。

◆略歴・学会活動等
北海道大学非常勤講師を経て，平成14年本学助教授就任，平成18年現職。
日本宗教学会，日本南アジア学会，日本印度学仏教学会等

佐藤　由美　教授　博士(教育学)（青山学院大学）

◆研究テーマ例
戦前の台湾・朝鮮からの留学生研究
台湾・朝鮮植民地教育令の比較研究
近代日本のアジア教育認識

◆研究指導内容概略
国際交流が盛んな現代社会では，異文化間コミュニケーションが必要とされる機会が多い。言語や宗教，風俗，習慣などが異なる人々と豊かなコミュニケーションを築くには，他者（異文化）に対する理解が不可欠である。そこで，日本と最も関係の深い韓国をはじめとする東アジア地域の歴史を学ぶことによって，生活習慣や思考様式の共通点や差異がどこから生じるのか，また，日本のアジア認識がどのように形成されたのかを調査・分析する。

◆略歴・学会活動等
青山学院大学・専修大学非常勤講師を経て，平成18年本学助教授就任，平成22年10月より現職。
教育史学会，日本教育学会，アジア教育学会

中川　善裕　教授　芸術学修士（東京藝術大学）

◆研究テーマ例
デジタル音響機器による音楽表現の可能性とその応用／Max/mspを用いたインタラクティブ作品の制作／Maxを用いたアルゴリズム作曲法／Csoundを用いた音響合成と音楽制作

◆研究指導内容概略
近年，発達目覚しいコンピュータ等のデジタル機器の登場によって，音楽制作の様相は著しく変化してきた。五線譜と鉛筆と楽器と演奏者，そして録音スタジオが一つのノートパソコンに収まるようになった今では，単なる効率性の追求という意味合いだけではない音楽的内容の変化の可能性も秘めている。それらの可能性に目を向けながら，新しい時代の音楽表現法を教育研究する。具体的には，コンピュータ上で合成された音と現実の音を用いた音響作品の制作や，アルゴリズム作曲，コンピュータ援用作曲など，作曲家の思考をコンピュータ上で行う可能性を教育研究する。

◆略歴・学会活動等
洗足学園音楽大学・東京藝術大学非常勤講師を経て，平成18年本学助教授就任。
日本作曲家協議会，日本電子音楽協会，音楽情報科学研究会

檀上　誠　准教授　修士(メディアデザイン学)（慶応義塾大学）

◆研究テーマ例
コンピュータ・グラフィックスを用いたデジタルコンテンツ制作／実写合成及びVFX

◆研究指導内容概略
メディアに付加価値を与えるデジタル化されたコンテンツは人々を心豊かにするという重要な役割を担っている。人々に楽しさや感動を与えられるデジタルコンテンツを創造するために必要な知識及び技術を修得できるよう指導する。研究過程においては，主に2DCG，3DCGを用いた実製作を通じ，必要とされる知識や技術を吸収しながら，豊かな創造力と表現力を身につけてゆく。

◆略歴・学会活動等
女子美術大学専任助手，非常勤講師を経て平成22年度本学講師就任。ACM SIGGRAPH，早稲田大学エジプト考古学学会
平成24年現職。

森 沢　幸博　准教授	修士（メディアデザイン学） （ 慶応義塾大学 ）

◆研究テーマ例
コンピュータ・グラフィックス／メディアアート／インタフェースデザイン／
AR（拡張現実）／MR（複合現実）／共感コミュニケーション

◆研究指導内容概略
人間の感覚を拡張するディジタル技術によって、アート表現や
コミュニケーション手法は大きく進歩する可能性を持っている。
研究指導においては、コンピュータを利用した映像やメディア
アート、ディジタルアニメーションや3D、2D造形デザイン等の
制作活動を通じて、クリエイターに求められる創造性や汎用的な
知識の修得を目指す。

◆略歴・学会活動等
埼玉女子短期大学大学准教授・玉川大学リベラルアーツ学部
非常勤講師を経て、平成27年本学准教授就任。情報処理学会、
ヒューマンインタフェース学会所属。財団法人画像情報教育
振興協会認定CG講師

◆ 情報社会専攻授業科目 ◆

研究科共通科目

人間学特別輪講
コミュニケーション特別輪講
知識情報特論

専攻共通科目

情報セキュリティー特論
ヒューマン・インターフェース特論
知的財産権特論
人間学特別演習Ⅰ(宗教)
人間学特別演習Ⅱ(東洋思想)
知識情報特別演習
コミュニケーション特別演習Ⅰ(英語資料演習)
コミュニケーション特別演習Ⅱ(Academic Writing)
コミュニケーション特別演習Ⅲ(異文化理解)

情報社会システム教育研究分野

情報社会特別輪講
システム開発方法特論
社会シミュレーション特論
ネットワーク・システム特論
意思決定支援システム特論
地域情報化特論
経営情報システム特論
企業戦略特論
e-ビジネス特論
情報社会特別演習Ⅰ
情報社会特別演習Ⅱ
情報社会特別演習Ⅲ
情報社会特別演習Ⅳ
情報社会システム創造プロジェクト特別演習
(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)
特別研究

ディジタル・クリエーター教育研究分野

文化研究特別輪講
知覚心理学特論
イメージ創造特論
マルチ・メディア情報処理特論
映像情報特論
ディジタル音響表現特論
メディア作曲法特論
文化研究特別演習
情報表現特別演習(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)
特別研究

心理学専攻

実　験　心　理　学

教育研究分野

実験心理学教育研究分野は，心を生み出す脳の仕組みや働きを研究する脳科学，知覚や思考などの情報処理プロセスを研究する認知科学，人間行動の基本原理を研究する行動科学の３領域を中心に，カリキュラムが構成されています。これにより，最先端の実験心理学研究に寄与しうる研究技術者の養成を図るとともに，心理学関連の専門職（心理職公務員等）への就職あるいは大学院博士課程に進学し，研究者となることが可能な人材を教育することを目指しています。

亀谷　秀樹　教授　博士(医学)（東邦大学）

◆研究テーマ例
老化の生物学的メカニズム
認知機能の加齢変化とその神経機構

◆研究指導内容概略
本研究室では、加齢に伴う認知機能の低下を予防・改善する方略について、研究を進めている。現在、海馬やマイネルト核を損傷したラットの記憶障害を間葉系幹細胞移植によって改善できるかどうか、実験を進めているところである。また、テアニンなどのアミノ酸を含んだ茶根抽出液を長期間マウスに飲用させて、認知機能の加齢変化に及ぼす影響について検討を行っている。これらの研究プロジェクトを通して、研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等
東京都老人総合研究所研究員，米国ユタ大学客員研究員，米国立老化研究所(NIA)客員研究員，三菱化成生命科学研究所特別研究員，福岡県立大学教授等を経て，平成15年本学教授就任。
日本生理学会，日本神経科学会，米国神経科学会，ニューヨーク科学アカデミー

曾我　重司　教授　博士(学術)（千葉大学）

◆研究テーマ例
奥行き知覚に関する現象的研究
運動の知覚に関する現象的研究

◆研究指導内容概略
・運動対象の速度知覚，時間知覚の現象的・実験的研究
・奥行き知覚に関わる規定要因の現象的・実験的研究
以上のテーマを基本とし、現象をいかに捉えるか，観察するということとはどのようなことか，について教育指導を行う。特に現象的視点から、動き、奥行きなどの知覚についての環境からの情報は何か、また有機体がどのように環境に働きかけた結果そのような知覚が生じるのかについての研究を行う。

◆略歴・学会活動等
千葉大学教務補佐員、慶應義塾大学非常勤講師等を経て、平成14年本学助教授就任。平成23年より現職
日本心理学会、日本基礎心理学会、日本アニメーション学会、日本応用心理学会

河原　哲雄　教授　教育学修士（東京大学）

◆研究テーマ例
言語理解と知識・概念の獲得
推論と問題解決
顔・表情の情報処理と対人認知

◆研究指導内容概略
人間が経験からの帰納によって知識や技能，言語能力などを獲得するオンライン認知過程を，心理学実験やコンピュータ・シミュレーション，理論的検討などの手法を用いて研究する。また，獲得された知識や技能，能力の現実場面における使用過程や，それらが現実場面において有効に機能するための条件といった教育的含意についても研究する。これらの研究領域における最先端の研究を遂行するために必要な，研究計画法やデータ解析法，シミュレーション技法や，各種の実験機器の使用法などについても研究・指導する。

◆略歴・学会活動等
東京大学大学院助手を経て，平成15年本学助教授就任，平成24年現職
日本認知科学会，日本認知心理学会，日本心理学会，日本教育心理学会，日本基礎心理学会，人工知能学会，日本神経回路学会等

大塚　聡子　教授　博士(心理学)（東京大学）

◆研究テーマ例
3次元空間知覚の特性
視覚的注意の時空間特性
観察者の運動と対象・空間認知

◆研究指導内容概略
人間が周囲の状況を知覚し認識する機構を統合的に検討し理解するために，3次元的な空間の認識とその時間特性を主要な主題として研究する。視覚を含む多感覚様相処理や選択的注意，または観察者自身の要因などを積極的に複合的に扱う。そのために，実験心理学的な手法を中心とし，必要に応じて観察者の生理的指標の取得や運動計測，データ解析および理論的検討方法を加える。これにより実験研究を遂行するために必要な手法の指導を行う。

◆略歴・学会活動等
東京大学IML研究機関研究員等を経て，平成14年本学講師就任，平成17年准教授，平成26年現職。
日本心理学会，日本基礎心理学会，日本視覚学会，日本認知心理学会
アメリカ視覚眼科学会等

臨　床　心　理　学

教育研究分野

この教育研究分野は臨床心理士を養成することを目的にしています。平成19年3月に，臨床心理士資格認定協会の規定する第1種臨床心理士養成課程の指定を受けました。カリキュラムは，研究科共通科目及び日本臨床心理士資格認定協会の指示する第1種指定大学院カリキュラムに準拠する科目で構成しています。また，大学に附置する臨床心理センターに心理相談室を設けて実習施設とし，一般の外来相談を受けて，臨床心理士の資格を持つ教員及びカウンセラーの指導のもとに，学生の臨床心理実習を行います。

三浦 和夫　教授

教育学修士（上智大学）
臨床心理士

◆研究テーマ例
心理療法プロセスに関する研究
箱庭療法に関する研究

◆研究指導内容概略
主に個人心理療法に関わる領域の研究をおこなう。また，家庭教師やボランティアといったいわゆる非専門家によるアプローチにも関心を持っている。
この他，個人あるいはグループによる箱庭療法によるアプローチを指導する。

◆略歴・学会活動等
平塚市教育研究所教育相談員，目黒区守屋教育会館教育相談室教育相談員，山王教育研究所カウンセラーを経て，平成14年本学准教授就任，平成20年現職。
日本心理臨床学会，日本箱庭療法学会

小野 広明　教授

修士（文学）（北海道大学）
臨床心理士

◆研究テーマ例
犯罪・非行の原因／犯罪・非行からの更生策
犯罪被害者の心理／犯罪被害者支援のあり方

◆研究指導内容概略
犯罪（少年非行を含む）という司法手続きの対象となる行動のほか、社会的に負の制裁を受ける逸脱行動（迷惑行為）の領域を扱い、犯罪の原因、加害者の心理、更生の手立てに関する研究を指導する。併せて、犯罪被害者の心理及び犯罪被害者支援のあり方について指導する。

◆略歴・学会活動等
法務省富山少年鑑別所長を経て、平成22年本学教授就任。
日本犯罪心理学会、日本社会病理学会、その他

袈裟 秀章　教授

博士（教育学）（国際基督教大学）
臨床心理士

◆研究テーマ例
集団精神療法におけるグループ・プロセスと治療的変化とのかかわり／教育共同体への集団精神療法的介入の実際／心理教育の実践と有効性／情報共同体と心理支援

◆研究指導内容概略
集団精神療法やグループ・アプローチ，学校臨床心理学等に関する領域を指導する。集団精神療法およびグループ・アプローチの有効性，グループ・プロセス，運営の仕方，教育共同体としての学校組織と臨床心理学のコラボレーション，学生相談，摂食障害，人格障害等に関することが課題となる。

◆略歴・学会活動等
日本女子大学専任カウンセラー（助教授待遇）を経て，平成19年本学准教授着任。平成24年現職。
日本集団精神療法学会理事，日本教育心理学会，日本心理臨床学会，日本精神分析学会，日本健康心理学会，Academy for Eating Disorders, World Federation of Mental Health 等

友田 貴子　教授

修士（心理学）（東京都立大学）
臨床心理士

◆研究テーマ例
抑うつ気分からの回復と心理社会的要因の関連について／
スポーツ・遊びと精神的健康

◆研究指導内容概略
社会臨床心理学に関わる領域の研究を主に扱う。例えば，ストレス，原因帰属過程，ソーシャル・サポートなどが精神疾患（うつ病や不安障害など）や不適応の予防，発症，回復などにどのような関連があるのかということについて検討する。とくに対人相互作用と精神的健康との関連について，社会心理学のパラダイムを取り入れ検討していく。対人相互作用による個人内および個人間の心理的過程が精神的健康とどのような関連を持つか，精神保健の観点も含め扱う。

◆略歴・学会活動等
立教大学非常勤講師，日本医科大学付属病院心理判定員，国立精神・神経センター精神保健研究所流動研究員等を経て，平成16年本学講師着任，平成27年より現職。日本心理学会，日本社会心理学会，日本心理臨床学会，日本パーソナリティ心理学会，日本うつ病学会，American Psychologic Association

藤巻 るり　講師	修士（文学） 臨床心理士	（上智大学）

◆研究テーマ例

幼児や発達障害児のプレイセラピーにおけるアプローチに関する研究
イメージを心理療法の視点として用いる研究
治療者の意識化過程に関する研究

◆研究指導内容概略

心理療法という営みを媒介している治療者の意識化過程について研究を行っています。また、カウンセリングにおける語りの内容のみならず、語りにならない症状や問題行動、意味の成立以前の未分化な世界、に耳を傾ける方法としてイメージという視点を重視しています。

起きている出来事の中に入り込み、そこで感じたことを意識化という広義の臨床的態度に基づく研究を支援します。

◆略歴・学会活動等

世田谷区教育相談室教育相談員、東村山市幼児相談室幼児相談員、熊谷神経クリニック・カウンセラーを経て、平成25年本学専任講師就任。
日本心理臨床学会、日本箱庭療法学会、日本ユング心理学会

◆ 心理学専攻授業科目 ◆

研究科共通科目

人間学特別輪講
コミュニケーション特別輪講
知識情報特論

実験心理学教育研究分野

実験心理学特別輪講Ⅰ
実験心理学特別輪講Ⅱ
生理心理学特論
神経生理学特論
認知心理学特論
知覚心理学特論
視覚情報処理心理学特論
学習心理学特論
老年心理学特論
心理学研究法特論
社会心理学特論
犯罪心理学特論
障害者(児)心理学特論

生理心理学特別演習
神経生理学特別演習
認知心理学特別演習
知覚心理学特別演習
視覚情報処理心理学特別演習
学習心理学特別演習
老年心理学特別演習

実験心理学特別実験Ⅰ
実験心理学特別実験Ⅱ

特別研究

臨床心理学教育研究分野

臨床心理学研究法特別輪講
※ 臨床心理学特論Ⅰ
※ 臨床心理学特論Ⅱ
※ 臨床心理面接特論Ⅰ
※ 臨床心理面接特論Ⅱ

認知心理学特論
犯罪心理学特論
社会心理学特論
神経生理学特論
老年心理学特論
障害者(児)心理学特論
心理療法特論
学校臨床心理学特論
グループ・アプローチ特論
箱庭療法学特論
乳幼児心理学特論Ⅰ
乳幼児心理学特論Ⅱ
思春期・青年期カウンセリング特論
精神医学特論
学習心理学特論

※ 臨床心理査定特別演習Ⅰ
※ 臨床心理査定特別演習Ⅱ

※ 臨床心理学基礎実習Ⅰ
※ 臨床心理学基礎実習Ⅱ

※ 臨床心理基礎実習Ⅰ
※ 臨床心理基礎実習Ⅱ

※ 臨床心理実習Ⅰ
※ 臨床心理実習Ⅱ

特別研究

※ の科目は、他教育研究分野の学生は受講できません

１．人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）

【平成28年度（2016）以降の入学生に適用】

教育研究分野	授業科目	単位数	必・選 専攻	必・選 情報社会システム	必・選 ディジタル・クリエーター	備考
研究科共通講義科目	人間学特別輪講	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択	選択	
	知識情報特論	2	選択	選択	選択	
専攻共通講義科目	情報セキュリティー特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	知的財産権特論	2	選択	選択	選択	
	ヒューマン・インターフェース特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
専攻共通演習科目	人間学特別演習Ⅰ（宗教）	2	選択	選択	選択	
	人間学特別演習Ⅱ（東洋思想）	2	選択	選択	選択	
	コミュニケーション特別演習Ⅰ（英語資料演習）	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	コミュニケーション特別演習Ⅱ（Academic Writing）	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	コミュニケーション特別演習Ⅲ（異文化理解）	2	選択	選択	選択	
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択	
情報社会システム	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択	
	社会シミュレーション特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）隔年開講
	情報社会特別輪講	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択	
	意思決定支援システム特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択	
	企業戦略特論	2	選択	選択	選択	
	e－ビジネス特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅰ	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅱ	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅲ	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	情報社会特別演習Ⅳ	2	選択	選択	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択	★1
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択	
ディジタル・クリエーター	文化研究特別輪講	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択	
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択	
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択	
	映像情報特論	2	選択	選択	選択	
	ディジタル音響表現特論	2	選択	選択	選択	
	メディア作曲法特論	2	選択	選択	選択	
	文化研究特別演習	2	選択	選択	選択	（本年度休講）
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修	★1
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修	

★1　特別演習の番号付けと履修時期は，以下の表に従っている。

	修士１年		修士２年	
	前期	後期	前期	後期
特別演習	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ

2. 大学院修士課程における履修モデルについて

2. 1 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択
講義科目	研究科共通	人間学特論輪講	1		2
		コミュニケーション特別輪講	1		2
		知識情報特論	1		2
	専攻共通	情報セキュリティー特論	1・2		2
		知的財産権特論	1・2		2
		ヒューマン・インターフェース特論	1・2		2
	情報社会システム教育研究分野	システム開発方法特論	1・2		2
		社会シミュレーション特論	1・2		2
		情報社会特別輪講	1・2		2
		ネットワーク・システム特論	1・2		2
		意思決定支援システム特論	1・2		2
		地域情報化特論	1・2		2
		企業戦略特論	1・2		2
		経営情報システム特論	1・2		2
		e－ビジネス特論	1・2		2
演習科目	専攻共通	人間学特別演習Ⅰ（宗教）	1・2		2
		人間学特別演習Ⅱ（東洋思想）	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅰ（英語資料演習）	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅱ（Academic Writing）	1・2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅲ（異文化理解）	1・2		2
		知識情報特別演習	1・2		2
	情報社会システム教育研究分野	情報社会特別演習Ⅰ	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅱ	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅲ	1・2		2
		情報社会特別演習Ⅳ	1・2		2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	1	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	1	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	2	
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	2	
特別研究		情報社会特別研究	1・2		

注1）必修4科目8単位に加えて，選択科目の中から
22単位以上修得が修了の要件

2．1．1 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルA(法律)

＜主な進路＞ 行政公務員，行政管理等に携わるシステム・エンジニア，プランナー，研究者等

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	知識情報特論	選択	2
1・2	**＜専攻共通の講義科目＞**		
	知的財産権特論	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	＜専攻共通の演習科目＞		
	コミュニケーション特別演習I（英語資料演習）	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
	情報社会特別演習 I	選択	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習I	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習II	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習III	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習IV	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総 計			30

2．1．2 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルB（経営）

＜主な進路＞　経営管理等に携わる企画・開発・管理部門，システム・エンジニア，研究者等

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	コミュニケーション特別輪講	選択	2
1・2	**＜専攻共通の講義科目＞**		
	知的財産権特論	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	システム開発方法特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	社会シミュレーション特論	選択	2
	eービジネス特論	選択	2
	＜専攻共通の演習科目＞		
	コミュニケーション特別演習III（異文化理解）	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
	情報社会特別演習 II	選択	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習I	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習II	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習III	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習Ⅳ	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総　計			30

2．1．3 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルC（情報）

＜主な進路＞ 経営管理等に携わるシステム・エンジニア，プランナー，研究者等

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	コミュニケーション特別輪講	選択	2
1・2	**＜専攻共通の講義科目＞**		
	情報セキュリティー特論	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	システム開発方法特論	選択	2
	情報社会特別輪講	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	意思決定支援システム特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	社会シミュレーション特論	選択	2
	eービジネス特論	選択	2
	＜専攻共通の演習科目＞		
	コミュニケーション特別演習III（異文化理解）	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
	情報社会特別演習Ⅲ	選択	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習I	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習II	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習III	必修	2
	情報社会ｼｽﾃﾑ創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ特別演習Ⅳ	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総 計			30

2．2 情報社会専攻「ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ・ｸﾘｴｰﾀｰ教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当年次	単位数	
				必修	選択
講義科目	共通研究科	人間学特論輪講	1		2
		コミュニケーション特別輪講	1		2
		知識情報特論	1		2
	専攻共通	情報セキュリティー特論	1･2		2
		知的財産権特論	1･2		2
		ヒューマン･インターフェース特論	1･2		2
	ディジタル・クリエータ教育研究分野	文化研究特別輪講	1･2		2
		知覚心理学特論	1･2		2
		イメージ創造特論	1･2		2
		マルチ･メディア情報処理特論	1･2		2
		映像情報特論	1･2		2
		ディジタル音響表現特論	1･2		2
		メディア作曲法特論	1･2		2
演習科目	専攻共通	人間学特別演習Ⅰ（宗教）	1･2		2
		人間学特別演習Ⅱ（東洋思想）	1･2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅰ（英語資料演習）	1･2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅱ（Academic Writing）	1･2		2
		コミュニケーション特別演習Ⅲ（異文化理解）	1･2		2
		知識情報特別演習	1･2		2
	ディジタル・クリエーター教育研究分野	文化研究特別演習	1･2		2
		情報表現特別演習Ⅰ	1	2	
		情報表現特別演習Ⅱ	1	2	
		情報表現特別演習Ⅲ	2	2	
		情報表現特別演習Ⅳ	2	2	
特別研究		情報社会特別研究	1･2		

注1）必修4科目8単位に加えて，選択科目の中から
22単位以上修得が修了の要件

2．2．1 情報社会専攻＜ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ・ｸﾘｴｰﾀｰ教育研究分野＞／履修モデルA（映像）

＜主な進路＞ 映像の研究技術者，映像関連コンテンツのクリエーター等

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	コミュニケーション特別輪講	選択	2
1・2	**＜専攻共通の講義科目＞**		
	情報セキュリティ特論	選択	2
	知的財産権特論	選択	2
	＜ディジタル・クリエーター教育研究分野の講義科目＞		
	文化研究特別輪講	選択	2
	知覚心理学特論	選択	2
	イメージ創造特論	選択	2
	マルチ・メディア情報処理特論	選択	2
	映像情報特論	選択	2
	ディジタル音響表現特論	選択	2
	＜専攻共通の演習科目＞		
	人間学特別演習I(宗教)	選択	2
	コミュニケーション特別演習III（異文化理解）	選択	2
	＜ディジタル・クリエーター教育研究分野の演習科目＞		
	情報表現特別演習I	必修	2
	情報表現特別演習II	必修	2
	情報表現特別演習III	必修	2
	情報表現特別演習IV	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総 計			30

2．2．2 情報社会専攻＜ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ・ｸﾘｴｰﾀｰ教育研究分野＞／履修モデルB（音響）

＜主な進路＞　音響の研究技術者，音響関連コンテンツのクリエーター等

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	人間学特別輪講	選択	2
1・2	**＜専攻共通の講義科目＞**		
	情報セキュリティー特論	選択	2
	知的財産権特論	選択	2
	＜ディジタル・クリエーター教育研究分野の講義科目＞		
	文化研究特別輪講	選択	2
	知覚心理学特論	選択	2
	イメージ創造特論	選択	2
	マルチ・メディア情報処理特論	選択	2
	ディジタル音響表現特論	選択	2
	メディア作曲法特論	選択	2
	＜専攻共通の演習科目＞		
	人間学特別演習II(東洋思想)	選択	2
	知識情報特別演習	選択	2
	＜ディジタル・クリエーター教育研究分野の演習科目＞		
	情報表現特別演習I	必修	2
	情報表現特別演習II	必修	2
	情報表現特別演習III	必修	2
	情報表現特別演習IV	必修	2
	情報社会特別研究	必修	---
総　計			30

３．人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）
【平成28年度（2016）以降の入学生に適用】

教育研究分野	授業科目	単位数	必・選 専攻	必・選 実験心理学	必・選 臨床心理学	備考	
研究科共通講義科目	人間学特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修		1科目選択必修
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修		
	知識情報特論	2	選択	選択必修	選択必修		
実験心理学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	選択	必修	選択		
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	選択	必修	選択		
	生理心理学特論	2	選択	選択必修	選択	（本年度休講）	1科目選択必修
	神経生理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	認知心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	知覚心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	視覚情報処理心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	学習心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	老年心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	心理学研究法特論	2	選択	選択必修	選択	（集中講義）	1科目選択必修
	社会心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	犯罪心理学特論	2	選択	選択必修	選択		
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択必修	選択	（集中講義）	
	生理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	（本年度休講）	1科目選択必修
	神経生理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	（本年度休講）	
	認知心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		
	知覚心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		
	視覚情報処理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		
	学習心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択	（本年度休講）	
	老年心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択		
	実験心理学特別実験Ⅰ	2	選択	必修	選択		
	実験心理学特別実験Ⅱ	2	選択	必修	選択		
臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理学特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理面接特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	心理学研究法特論	2	選択	選択	選択必修	（集中講義）	1科目選択必修
	臨床心理学研究法特別輪講	2	選択	選択	選択必修		
	学習心理学特論	2	選択	選択	選択必修		1科目選択必修
	認知心理学特論	2	選択	選択	選択必修		
	犯罪心理学特論	2	選択	選択	選択必修		1科目選択必修
	社会心理学特論	2	選択	選択	選択必修		
	老年心理学特論	2	選択	選択	選択必修		1科目選択必修
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択	選択必修	（集中講義）	
	神経生理学特論	2	選択	選択	選択必修		
	精神医学特論	2	選択	選択	選択必修	（本年度休講）	
	学校臨床心理学特論	2	選択	選択	選択必修		1科目選択必修
	心理療法特論	2	選択	選択	選択必修		
	グループ・アプローチ特論	2	選択	選択	選択必修		
	箱庭療法学特論	2	選択	選択	選択必修		
	乳幼児心理学特論Ⅰ	2	選択	選択	選択必修		
	乳幼児心理学特論Ⅱ	2	選択	選択	選択必修		
	思春期・青年期カウンセリング特論	2	選択	選択	選択必修		
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理実習Ⅰ	1	臨床心理学のみ	—	必修		
	臨床心理実習Ⅱ	1	臨床心理学のみ	—	必修		

4.大学院修士課程における履修モデルについて

4．1　心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択必修	単位数 選択	脳科学領域	認知科学領域	行動科学領域
講義科目	研究科共通	人間学特別輪講	1		2		●		
		コミュニケーション特別輪講	1		2			●	
		知識情報特論	1		2				●
	実験心理学教育研究分野	実験心理学特別輪講Ⅰ	1	2			●	●	●
		実験心理学特別輪講Ⅱ	1	2			●	●	●
		生理心理学特論	1･2		2		●	●	●
		神経生理学特論	1･2		2		●	●	●
		認知心理学特論	1･2		2			●	●
		知覚心理学特論	1･2		2		●	●	
		視覚情報処理心理学特論	1･2		2			●	●
		学習心理学特論	1･2		2		●		●
		老年心理学特論	1･2		2		●		●
		心理学研究法特論	1･2		2			●	
		社会心理学特論	1･2		2				●
		犯罪心理学特論	1･2		2			●	
		障害者(児)心理学特論	1･2		2		●		
		精神医学特論	1･2		2				
演習科目	実験心理学教育研究分野	生理心理学特別演習	1･2		2		●	●	●
		神経生理学特別演習	1･2		2		●		●
		認知心理学特別演習	1･2		2			●	
		知覚心理学特別演習	1･2		2			●	
		視覚情報処理心理学特別演習	1･2		2			●	
		学習心理学特別演習	1･2		2		●		●
		老年心理学特別演習	1･2		2		●		●
実験科目	実験心理学教育研究分野	実験心理学特別実験Ⅰ	1	2			●	●	●
		実験心理学特別実験Ⅱ	1	2			●	●	●
特別研究		実験心理学特別研究	1･2				●	●	●

4．1．1　心理学専攻＜実験心理学教育研究分野＞／履修モデルA

＜主な進路＞　脳科学の研究者･研究技術者　心理職公務員等

年次	授業科目	必修･選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	人間学特別輪講	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	生理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	神経生理学特別演習	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の実験科目＞		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			18
2	**＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞**		
	学習心理学特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	障害者(児)心理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	学習心理学特別演習	選択必修	2
	老年心理学特別演習	選択必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			12
総　計			30

4．1．2 心理学専攻＜実験心理学教育研究分野＞／履修モデルB

＜主な進路＞ 認知科学の研究者･研究技術者 心理職公務員等

年次	授業科目	必修･選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	コミュニケーション特別輪講	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	認知心理学特別演習	選択必修	2
	知覚心理学特別演習	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の実験科目＞		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			18
2	**＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞**		
	視覚情報処理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	視覚情報処理心理学特別演習	選択必修	2
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			12
総 計			30

4．1．3 心理学専攻＜実験心理学教育研究分野＞／履修モデルC

＜主な進路＞ 行動科学の研究者･研究技術者 心理職公務員等

年次	授業科目	必修･選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	知識情報学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞		
	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	学習心理学特別演習	選択必修	2
	老年心理学特別演習	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の実験科目＞		
	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			18
2	**＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞**		
	視覚情報処理心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
	＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞		
	生理心理学特別演習	選択必修	2
	神経生理学特別演習	選択必修	2
	実験心理学特別研究	必修	---
学年計			12
総 計			30

4．2　心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目

教育研究分野		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択必修	単位数 選択	備考	臨床心理士受験資格取得後 スクールカウンセラーを志望するもの	臨床心理士受験資格取得後 精神科臨床を志望するもの
講義科目	共通研究科	人間学特別輪講	1		2				●
		コミュニケーション特別輪講	1		2			●	
		知識情報特論	1		2				
	臨床心理学教育研究分野	臨床心理学特論Ⅰ	1	2				●	●
		臨床心理学特論Ⅱ	1	2				●	●
		臨床心理面接特論Ⅰ	2	2				●	●
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	2				●	●
		心理学研究法特論	1･2		2		(A群)	●	●
		臨床心理学研究法特別輪講	1･2		2		(A群)	●	●
		学習心理学特論	1･2		2		(B群)	●	
		認知心理学特論	1･2		2		(B群)		●
		犯罪心理学特論	1･2		2		(C群)	●	
		社会心理学特論	1･2		2		(C群)		●
		神経生理学特論	1･2		2		(D群)		●
		老年心理学特論	1･2		2		(D群)		●
		障害者(児)心理学特論	1･2		2		(D群)	●	
		学校臨床心理学特論	1･2		2		(E群)	●	
		心理療法特論	1･2		2		(E群)	●	●
		グループ･アプローチ特論	1･2		2		(E群)	●	●
		箱庭療法学特論	1･2		2		(E群)	●	●
		乳幼児心理学特論Ⅰ	1･2		2		(E群)	●	●
		乳幼児心理学特論Ⅱ	1･2		2		(E群)	●	●
		思春期･青年期カウンセリング特論	1･2		2		(E群)	●	●
演習科目	臨床心理学教育研究分野	臨床心理査定特別演習Ⅰ	1	2				●	●
		臨床心理査定特別演習Ⅱ	1	2				●	●
実習科目	臨床心理学教育研究分野	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	1				●	●
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1	1				●	●
		臨床心理実習Ⅰ	2	1				●	●
		臨床心理実習Ⅱ	2	1				●	●
特別研究		臨床心理学特別研究	1･2					●	●

4．2．1　心理学専攻＜臨床心理学教育研究分野＞／履修モデルA

＜主な進路＞　臨床心理士受験資格取得後，スクールカウンセラーを志望するもの。

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜研究科共通の講義科目＞**		
	コミュニケーション特別輪講	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	心理療法特論	選択必修	2
	学校臨床心理学特論	選択必修	2
	箱庭療法学特論	選択必修	2
	乳幼児心理学特論Ⅰ	選択必修	2
	乳幼児心理学特論Ⅱ	選択必修	2
	思春期・青年期カウンセリング特論	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の特別演習科目＞		
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	必修	2
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
学年計			20
2	**＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞**		
	臨床心理面接特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	犯罪心理学特論	選択必修	2
	障害者(児)心理学特論	選択必修	2
	グループ・アプローチ特論	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
学年計			14
総　計			34

4．2．2 心理学専攻＜臨床心理学教育研究分野＞／履修モデルB

＜主な進路＞ 臨床心理士受験資格取得後，精神科臨床を志望するもの。

年次	授業科目	必修・選択の別	単位数
1	**＜人間社会研究科共通の講義科目＞**		
	人間学特別輪講	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	心理療法特論	選択必修	2
	老年心理学特論	選択必修	2
	箱庭療法学特論	選択必修	2
	乳幼児心理学特論Ⅰ	選択必修	2
	乳幼児心理学特論Ⅱ	選択必修	2
	思春期・青年期カウンセリング特論	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の特別演習科目＞		
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	必修	2
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
学年計			20
2	**＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞**		
	臨床心理面接特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	認知心理学特論	選択必修	2
	社会心理学特論	選択必修	2
	神経生理学特論	選択必修	2
	グループ・アプローチ特論	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	1
	臨床心理実習Ⅱ	必修	1
	臨床心理学特別研究	必修	---
学年計			14
総 計			34

教職課程（大学院）

１　本学で取得できる教員免許状の種類と教科

１．１　大学院　人間社会研究科

研　究　科	専　攻	教育研究分野	免許状の種類・教科
人間社会研究科	情報社会専攻	情報社会システム教育研究分野 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ･ｸﾘｴｰﾀｰ教育研究分野	高等学校教諭専修免許状　（情報）
	心理学専攻	実験心理学教育研究分野 臨床心理学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状　（公民）

なお，詳細については，教職ガイダンスで確認をしてください。

２　教職課程の履修登録方法

教員免許状を取得するためには，本学の教職課程に登録する必要があります。教職課程の登録は，１年次に行ってください。

入学した専攻で取得できる専修免許状の種類・教科と，学部で取得した一種免許状の種類・教科が異なる場合は，専修免許状を取得することはできません。

専修免許状の取得を希望する学生は，事前に教務課教職課程で確認してください。

２．１　教職ガイダンス（個別指導）

毎学期に行われる教務ガイダンス終了後に，教務課教職課程で教職ガイダンス（個別指導）を行います。

２．２　「教職課程履修者登録票」の提出

教職ガイダンス時に，「教職課程履修者登録票」を配布します。必要事項を全て記入し，教務課教職課程へ提出してください。

２．３　教職授業料の納入

本学の教職課程に初めて登録する時は，「教職課程履修者登録票」と一緒に教職授業料として，免許１教科の場合２５，０００円を納入します。また，同校種の免許教科を１教科追加する場合は５，０００円，別校種の免許を１免許追加する場合は１０，０００円を郵便局の「払込取扱票」にて納入します。

なお，いったん納入された教職授業料は返還しません。

本学の学部在籍時又は科目等履修生時に，本学の教職課程に登録しており，引き続き教職課程に登録する場合は，教職授業料の２５，０００円を納入する必要はありません。

２．４　教職課程からの連絡等について

教職課程からの連絡等については，基本的には「２６号館前の掲示板」及び「３０号館１階掲示板」で連絡します。毎日必ず，教職課程の掲示板を確認してください。

３　教員免許状取得に必要な単位の修得方法

高等学校教諭専修免許状を取得する場合，前項の「２.教職課程の履修登録方法」に記載している手続きの他に，次の表のとおり高等学校教諭一種免許状を取得している場合には，「基礎資格（修士の学位を有すること）」及び人間社会研究科規程別表２に記載している各専攻で定める「教科に関する科目」の科目の単位を２４単位以上修得する必要があります。

高等学校教諭一種免許状を取得していない場合には，「基礎資格（修士の学位を有すること）」及び人間社会学部学生便覧の教職課程に記載している「免許法施行規則第６６条の６に定める科目」，人間社会学部学生便覧の人間社会学部規程別表Ⅱに記載している「教科に関する科目」，「教職に関する科目」，「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位の修得，及び人間社会研究科規程別表２に記載している各専攻で定める「教科に関する科目」の科目の単位を２４単位以上修得する必要があります。

【教員免許状取得に必要な科目の単位数】

免許状の種類	基礎資格	免許法施行規則第66条の6に定める科目	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		合計
高等学校教諭一種免許状（各教科）	学士の学位を有すること	８単位	２０単位	２３単位	１６単位		６７単位
高等学校教諭専修免許状（各教科）	**修士の学位を有すること**	**高等学校教諭一種免許状取得**				**２４単位**	**９１単位**

３．２　高等学校教諭一種免許状を取得している場合

（1）基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は，本学の大学院人間社会研究科修士課程を修了することで充足されます。

（2）教科又は教職に関する科目

人間社会研究科規程別表２に記載している各専攻で定める「教科に関する科目」の科目の単位を２４単位以上修得することで充足されます。

３．３　高等学校教諭一種免許状を取得していない場合

（1）基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は，本学の大学院人間社会研究科修士課程を修了することで充足されます。

（2）免許法施行規則第６６条の６に定める科目

人間社会学部学生便覧の教職課程に記載している各学科で定める「免許法施行規則第６６条の６に定める科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合，学部の科目等履修生の手続きが必要です。

（3）教科に関する科目

人間社会学部学生便覧の人間社会学部規程別表Ⅱに記載している各学科で定める「教科に関する科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合，学部の科目等履修生の手続きが必要です。

（4）教職に関する科目

人間社会学部学生便覧の人間社会学部規程別表Ⅱに記載している「教職に関する科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合，学部の科目等履修生の手続きが必要です。

（5）教科又は教職に関する科目

次の①及び②の「教科又は教職に関する科目」の単位を修得することで充足されます。

①人間社会学部学生便覧の人間社会学部規程別表Ⅱに記載している「教科又は教職に関する科目」の単位又は各学科で定める「教科に関する科目」の最低修得単位以上修得した単位と併せて，高等学校教諭一種免許状は１６単位以上を修得する必要があります。この場合，学部の科目等履修生の手続きが必要です。

②人間社会研究科規程別表２に記載している各専攻で定める「教科に関する科目」の科目の単位を２４単位以上修得することで充足されます。

学生生活（Ⅰ）

【これだけは知っておきたい】

１．学籍の確認
　１．１学生証（身分証明書）
　１．２学生証の交付と更新
　１．３学生証の再発行
　１．４学生証の返還
　１．５身上の異動・身上申告書の訂正

２．傷害保険・損害賠償保険について
　２．１学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
　　（財団法人日本国際教育支援協会）
　２．２傷病見舞金制度
　２．３学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

３．緊急災害対応について

【学生生活を送るうえでの注意】

１．ガイダンス

２．大学からの連絡

３．通学定期乗車券

４．学割証（学生旅客運賃割引証）
　４．１　学割証の発行条件
　４．２　学割証の発行
　４．３　学割証利用の有効期間

５．通学の方法
　５．１　スクールバスの利用
　５．２　自動車・オートバイによる車両通学
　５．３　車両登録の方法等について
　５．４　学生駐車場
　５．５　安全運転のポイント

６．学生食堂

７．購買部

８．セブン・イレブン埼玉工業大学店

９．大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について

10．学生活動に関する願出・届出の提出について

11．遺失物・拾得物について

これだけは知っておきたい

１．学籍の確認

１．１　学生証（身分証明書）

学生証は，埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。
学生証は，常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりませんが，忘れた場合には，26 号館 1 階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

１．２　学生証の交付と更新

新入生の学生証は，入学式終了後の「入学手続時」に交付しています。
在学生は，毎年４月初めのオリエンテーション・ウィーク期間内に必ず更新手続きをしてください。

１．３　学生証の再発行

学生証を遺失又は汚損してしまったときは，直ちに再発行の手続き（再発行料：2,000 円）をしてください。
再発行後，古い学生証が見つかった場合は，学生課に必ず返納してください。

１．４　学生証の返還

退学，除籍，又は卒業する場合は，学生証を直ちに学生課に返納してください。

１．５　身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は，保証人・学生への通知や連絡，及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類なので，学生本人又はその保証人の身上に変更（保証人の変更・住所変更・改姓）などが生じた場合は，速やかに学生課にて手続きを行ってください。
大学からの文書による通知等は，すべて現在届出てある住所宛に送付しますので，変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

２．傷害保険・損害賠償保険について

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて，学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。
事故が発生したら，必ず１週間以内に学生課に連絡し，事故報告書を提出してください。
なお，入院・通院の場合は，領収書を必ず保存しておいてください。

２．１　学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（財団法人日本国際教育支援協会）

1）保険金が支払われる場合
① 正課中
講義，実験，実習，演習または実技による授業を受けている間，指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。
② 学校行事中
入学式，オリエンテーション，学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故。
③ キャンパス内にいる間の傷害事故。

④　課外活動中
　大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で文化・体育活動を行っている間の傷害事故。
⑤　大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故。
⑥　教育実習中の傷害事故。
⑦　インターンシップ中の傷害事故。
⑧　外部卒研中の傷害事故。
⑨　ボランティア活動や外部団体等のイベント協力中の傷害事故。
＊④・⑥・⑦・⑧・⑨は、所定の書類提出が必要となります。関係する各課によって手続きを行ってください。

2）保険金が支払われない場合
　故意，自殺，犯罪行為，疾病（急性アルコール中毒を含む），地震，噴火，津波，無資格・酒酔帯び運転，大学が禁じた行為・時間・場所の他，山岳登はん，スカイダイビング等これらに類する危険度の高い課外活動。

3）保険金の種類と保障額

			学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険
担保日数	正課・学校行事中		通院　1日目から補償	
	課外活動・キャンパス内休憩中		通院　14日以上	
	教育実習・インターンシップ			
	ボランティア活動			
	通学途中・学校施設間の移動中		通院　4日以上	
内容	正課・学校行事中	死　亡	2,000万円	対人賠償と対物賠償を合わせて，1事故につき1億円限度（免責金額 0円） 日本国内外の事故を担保
		後遺障害	120万円～3,000万円	
		医　療	3,000円～30万円	
		入　院	1日　4,000円（180日限度）	
	キャンパス内休憩中他課外活動	死　亡	1,000万円	
		後遺障害	60万円～1,500万円	
		医　療	3万円～30万円	
		入　院	1日　4,000円（180日限度）	
	大学施設等相互間移動中	死　亡	1,000万円	
		後遺障害	60万円～1,500万円	
		医　療	6,000円～30万円	
		入　院	1日　4,000円（180日限度）	

2．2　傷病見舞金制度

学内及びその関係施設内において発生した正課中，クラブ活動中の事故及びこれらに準ずる事故のため，学生が医師の診断を受けたときは，次により見舞金を贈ります。

事故等が発生した場合は，必ず１週間以内に学生課に連絡し，事故報告書を提出してください。
入院又は通院する場合は，治療費の領収書を必ず保存しておいてください。

1）正課・学校行事中

① 通院・入院連続　30日以上　10,000円

2）1）以外で学校施設内にいる間，及び課外活動中

① 通院・入院連続　４日以上７日まで　5,000円
② 通院・入院連続　８日以上13日まで　10,000円
③ 通院・入院連続　14日以上　15,000円

２．３　学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

本学では，正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら，この「学生教育研究災害傷害保険」では，学内外における怪我や病気，他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので，保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入（任意）を奨励しています。

本保険は（財）日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので，全国の大学の多くが加盟しており，通常料金の３０パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

1）補償内容

①賠償責任（学生本人が他人に怪我をさせたり，他人の物を壊した場合など。）
②学生本人の怪我（学生本人が１日以上の通院又は入院を要する怪我や死亡又は後遺障害を被った場合。）
③学生本人の病気（学生本人が１日以上の通院又は入院を要する病気を被った場合。）
④救済者費用等（学生本人が入院したり，搭乗した航空機や船舶が遭難した場合。）
⑤育英・学資費用補償（扶養者が死亡したり，重度後遺障害を被った場合。又疾病により死亡。）
⑥生活用資産（学生の生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合。）
⑦借家人賠償責任（家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。）

2）補償の請求場所

①問い合わせ先　：　保険屋さん24　TEL 0495-34-3737　FAX 0495-34-3838
②引受保険会社　：　東京海上日動火災保険（株）　TEL 048-521-4519　FAX 048-521-4593

3）保険料

①自宅生プラン　２１，４４０円より（２年間）
②一人暮らし学生用　２４，６６０円より（２年間）

※全部で６種類のプランがあります。加入する際には必ず各プランの詳細を確認してください。
※入学後に加入する場合，保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

３．緊急災害対応について

1）地震発生時の対応

①授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら，すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら，非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し，中に閉じ込められるおそれがあるので，使用しないでください。

避難時には，建物からの落下物に注意し立ち止まらず，カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

②在宅中や通学途中の場合

自宅では，第一に安全な場所に隠れましょう。また，まくらやクッション等で頭を守ってください。

バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら，急停車に備え，手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また，停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり，窓から飛び降りたりしてはいけません。

必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。
　自動車の運転中に揺れを感じても，あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。
　揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し，車道の左側か空き地に停車してください。車を離れる時はキーをつけたまま下車し，ドアはロックしないでください。

＜大規模地震の発生が予想される時の処置について＞　関東・東海・甲信越向け

・大規模地震の発生が予想される時は，『地震防災対策強化地域判定会』が招集され，「警戒宣言」が発令された時点で全時限休講とします。「警戒宣言」の情報等は，テレビ・ラジオ等で確認し，安全な場所を確保するよう努めてください。
・授業中や学内の場合は，構内放送により「警戒宣言」が発令されたことをお知らせします。
・地震発生が数時間以内に予想される場合は，職員の指示に従い，直ちにグラウンドへ避難しましょう。
・自宅や学外の場合，「警戒宣言」が解除されるまで休講とします。「警戒宣言」が解除された時は，通常授業を実施します。

２）火災発生時の対応
・普段から，非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
・火災を発見したら非常ベルを押し，初期消火に努めてください。
・非常時の場合は，構内放送にしたがってください。
・放送のない場合，あわてず安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時，エレベーターは使用しないでください。

学生生活を送るうえでの注意

１．　ガイダンス

ガイダンスには，前・後期の履修に関するもの，就職に関するもの，ゼミナールに関するもの，教職課程に関するものなどがあります。いずれも重要なものなので，掲示による期日などの案内に注意し，必ず出席してください。

２．　大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は,掲示板またはインターネットのホームページで行います。
掲示により公開された事項は，すべて伝達されたものとします。

電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は，直接，学生課窓口に来てください。

万一，緊急で止むをえず電話連絡する場合は，次の電話番号を使用してください。

学生課（26号館1階）	TEL 048(585)6812	FAX 048(585)5939
工学研究科教務課（26号館1階）	TEL 048(585)6813	FAX 048(585)5939
人間社会研究科教務課（30号館1階）	TEL 048(585)6301	FAX 048(585)6302

災害等による緊急時には，必ず大学に連絡し，所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

３．　通学定期乗車券

JR 線の通学定期券を購入する場合は，発行された学生証と JR 各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し，各自購入してください。なお，学生証が通学証明書となりますので，あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。JR 線以外の私鉄・都電・都バス・私バス等で，別途，通学証明書が必要な場合は，学生課で発行しますので申し出てください。
学部機関で研究を行う場合は，学生課に「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。
各鉄道会社に申請し認可されるまで2週間程度かかりますので，早めに学生課に相談してください。

通学定期券の不正購入や不正使用は，たいへんな罰則を受けます。
大学生として品位のある使い方をしてください。

４．学割証（学生旅客運賃割引証）

４．１　学割証の発行条件

正課活動，課外活動，就職活動，帰省等のために遠距離で乗り物を利用する場合，その乗車区間が片道 100km を超えるときに学割証（学生旅客運賃割引証）を利用することができます。

４．２　学割証の発行

26 号館学生課前の証明書自動発行機で学割証の発行をしてください。

４．３　学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は，発行日から３ヶ月間です。

５．通学の方法

５．１　スクールバスの利用

本学では，下記の各駅と大学間においてスクールバスを運行しています。乗車賃は無料です。運行時刻については，各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に時刻表を掲示します。また，本学のホームページでも確認ができます。

なお，運行時刻に変更・追加等が生じた場合は，その都度ホームペイジ上で掲示します。

※土曜日のスクールバス運行は，平日運行時刻と異なりますので注意してください。

（１）岡部駅（ＪＲ高崎線）　⇔　大学（約５分）
（２）寄居駅（ＪＲ八高線・秩父鉄道・東武東上線）　⇔　大学（約２５分）
（３）森林公園駅（東武東上線）　⇔　大学（約５０分）
（４）伊勢崎駅（ＪＲ両毛線・東武伊勢崎線）　⇔　大学（約５０分）
（５）新伊勢崎駅（東武伊勢崎線）　⇔　大学（約４０分）
（６）世良田駅（東武伊勢崎線）　⇔　大学（約３０分）
（７）太田駅（東武伊勢崎線・桐生線・小泉線）　⇔　大学（約５０分）

５．２　自動車・オートバイによる車両通学

自動車・オートバイ等による通学を希望する学生については，車両登録を行っていることを条件として，車両通学許可証（タグ）を発行し，学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には，車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は，次の条件を満たした場合に，車両登録を行うことができます。

（１）学内開催の交通安全講習会を受講していること。
（２）原則として，公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり，通学距離が片道４km 以上であること。
（３）対人保険金額が 8,000 万円以上，対物保険金額が 500 万円以上，搭乗者保険金額が 500 万円以上の任意自動車保険に加入していること。
（４）使用目的が「通勤及び通学使用」で契約していること。

なお，未登録の車両で通学している学生については，学則による処分（懲戒）を行うことがあります。

車両登録を行い，車両による通学を許可された学生は，安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず，万一，誤って事故を起こした場合は，直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

５．３　車両登録の方法等について

（１）学内で開催する交通安全講習会に出席した方に，受講カードを配布します。
（交通安全講習会は，年２回開催します。開催日時については，掲示します。）

（２）交通安全講習会の受講修了者は，交通安全講習会当日に設置された「回収箱」に受講印が押された受講カードを投函し，後日，「車両通学許可願」と「任意自動車保険の契約書の写し（コピー)」を添えて，学生課に提出してください。申請者には審査のうえ，「車両通学許可のタグ」を発行します。
（３）「車両通学許可のタグ」の有効期限は，登録時より卒業までを原則とします。
（４）車種や保険など車両登録してある内容に変更がある場合は，直ちに学生課に申し出て訂正をしてください。
（５）「車両通学許可のタグ」は，ルームミラーに掛け外から確認できるようにしてください。

※注意

車両登録を行っていない学生には，万一，車両での通学途中で交通事故を起こしても，保険申請に必要な通学認定を行いません。

交通事故に伴う，当事者及び周りの人達（特に両親）の精神的・肉体的・経済的な負担は想像以上に多大なものです。交通安全講習会は毎年開催しますので，未だ車両登録を行っていない学生のみならず，過去に車両登録が済んでいる学生であってもできるだけ出席し，交通安全への認識を高めるようにしてください。

５．４　学生駐車場

本学には，工学部学生用（北門)，人間社会学部学生用（西門）に自動車約 500 台，オートバイ・自転車約 300 台収容の学生駐車場・学生駐輪場があります。以下のルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては，必ず，次の学内ルールを守ってください。
（１）学生車両は，正門からの進入を禁止します。
（２）学内においては，徐行運転を厳守してください。
（３）大乗殿前は緊急車両の駐車スペースとなっております。学生は駐車禁止とする。
（４）21 号館（図書館棟）前及び２６号館（正智塔）北の駐車場は外来者・教職員専用であり，学生の駐車は禁止します。
（５）自転車・オートバイにて通学する学生は，北門及び 21 号館（図書館棟）南及びテニスコート北の学生駐輪場を利用してください。

※　学内の駐車場や構内で発生した盗難及び事故であっても大学は一切の責任を負いませんので，
利用する学生各々が注意をしてください。

５．５　安全運転のポイント

【もしも交通事故にあったとき】

普段，事故にあわないと思っていても，いつその状況に直面するかわかりません。些細な事故でも必ず**学生課**〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。
接触事故が発生した場合は，その場における当事者間の解決をさけ，必ず警察に事故発生を連絡し警察立ち会いのもとに交渉するか，相手側と一緒に警察署に出頭し「事故届」を提出してください。
また，人身事故の場合は，状況に応じて 119 番通報をし，人命の救助を第一に行ってく

ださい。深夜で辺りに人がいないときや，携帯電話を所持していなかったり，近くに電話がないときは，近隣にお住まいの方に応援を求める必要があります。
「いざ」というときのために，事故が起こったときの対応方法について紹介します。

（１）事故現場での対応ポイント

① 相手の免許証で，氏名・住所の確認。
② 相手の加入保険会社の証券もチェック。
③ 事故現場で金銭の受渡しは絶対にしないこと。また，名刺メモ書きなどを無理やり書かされないように注意しましょう。
④ 夜間の事故のときは，道路上の危険防止措置だからといって車を移動させ，そのまま逃げる悪質ドライバーもいますので，車のナンバー・車種・特徴・目に付いたことは素早くメモしておくことが大切です。
⑤ 事故当事者となった場合は，気が動転して慌ててしまいます。警察に必ず連絡し通行人に協力を求めるようにしましょう。
⑥ 事故現場での示談・口約束・金銭の受渡しは禁物です。
⑦ 事故の経過をメモに取る。

（２）事故が起きたときの対応

① 負傷者を救護し，119 番へ通報する。
② 警察署に通報〔110 番〕する。
③ 通行人に協力を**求める。**
④ 事故状況をメモする。
⑤ 保険代理店又は保険会社へ連絡する。
⑥ 学生課へ連絡〔**TEL 048-585-6812**〕し，「事故報告書」を提出する。

（３）メモのチェックポイント

① いつ　〔月／日／時間〕
② どこで　〔場所〕
③ だれと　〔相手／氏名／電話番号／勤務先／車種／ナンバー／型／色〕
④ どうした〔事故状況〕
⑤ 警察は　〔届出警察／警察官名／事故証明書発行／事故届〕
⑥ それから〔目撃者の氏名／勤務先〕

●詳細は，以下の「**安全運転アドバイス**」のホームページを確認ください。
http://www.unyuroren.or.jp/home/safety/anzen.htm

６．学生食堂

６．１　大食堂　営業時間　営業時間 10 時 00 分～14 時 30 分

大食堂は，22 号館１階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・スパゲッティ・うどん・そばなどが市価より安く提供されています。

６．２　エスパース・ヴェール　営業時間 8 時 30 分～14 時 30 分

エスパース・ヴェールは，９号館の学生ホール内で営業しています。
朝定食（100 円～※数量限定）をはじめ各種定食，スパゲッティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。コンビニコーナーでは，100 円ピラフをはじめ各種弁当・おにぎり・パン・スナック・飲物類を販売しています。
また，合宿等で朝・夕食を希望する場合や各種コンパを計画する場合は，前もって連絡を

しておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は，学生課窓口に「施設設備使用許可願」を提出してください。

６．３　カフェ・ロータス　営業時間 11 時 00 分～15 時 00 分

カフェ・ロータスは，３１号館で営業しています。スパゲッティ・ロコモコ・ホットドック・ピラフ・各種カレーのほかドリンクが用意されています。１階は 76 席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも 20 席あります。
２階は女性専用のフロアーになっています。28 席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

７．購買部　営業時間 9 時 00 分～15 時 00 分

購買部は，９号館（学生ホール）で営業しています。
教科書・参考書・学用品・日用品，また,就職活動に必須の履歴書などを販売しています。

８．セブン・イレブン埼玉工業大学店　営業時間 8 時 00 分～19 時 00 分

セブン・イレブンは，２２号館（情報システム学科棟）１階にあります。各種劇場等のチケットの購入や ATM，コピー機等，学生生活を応援する機能が全て整っています。

９．大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）

（１）学内では指定された場所以外では絶対に喫煙をしないこと。
（２）学内では飲酒をしないこと。
（３）火の元には十分注意すること。
（４）構内は清潔に保つようこころ掛けること。

10．学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は，それぞれ願出や届出をし，許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」の頁を参考にし，諸手続きを行ってください。詳細については，学生課へお問い合わせください。

10．１　団　　体

（１）学生が，学内で団体を設立しようとするときは,「学生団体結成願」を作成し，クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は,「学生団体解散届」の提出が必要です。
（２）許可された団体は,毎年度５月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
（３）上記団体が学外団体に参加又は学外団体の行事に参加しようとするときは，許可を得なければなりません。(一週間前までに大会・行事・練習試合参加届を学生課に提出してください。)

10．２　集　　会

（１）学生が，学内外において集会を行うときは，許可を得なければなりません。
（２）学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

（３）学生が集会のために本学の建物，施設，物品を使用するときは**施設設備使用許可願や学内物品使用願**を学生課に提出し許可を得なければなりません。
　使用する者はその保全に十分留意し，万一，破損・汚損したときは速やかに届出てその責任を負うことになります。

10．３　掲　　示

（１）学生が学内外でビラ，ポスター，パンフレット，新聞などを掲示，又は配布しようとするときは，学生課の窓口に願い出て，許可を得てください。
（２）許可されたビラ，ポスターなどは，許可された期間のみ，指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

10．４　大学の施設・設備等を借用する場合

本学の施設・設備又は物品等を借用するときは，使用する一週間前までに学生課の窓口に願い出て，許可を得てください。借用したものは，必ず期限までに返却してください。

10．５　学生活動の注意事項

（１）放　送
　いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。
特別な許可が必要な場合は，学生課に相談すること。昼休み時間や放課後に限り，許可する場合があります。

（２）金銭を伴う行為
　学内外を問わず，学生が，募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは，原則として認められません。
（３）学生の政治活動，暴力行為等について
　学生又は学生団体が，学内において政治活動を行うことは，いかなる場合においても認められません。また，暴力行為や教育を妨げるような行為，その他学生の本分に反する行為を許すことはできません。

11．遺失物・拾得物について

　最近，学内で落し物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機，関数電卓など精密で高価なもの，財布や通学定期，自宅の部屋や自動車のキーなどが多くなっています。誤って遺失してしまった，また拾得物があった場合には，直ちに学生課へ届出てください。スクールバス内での落し物も目だっています。下車の際は十分注意してください。
　遺失物は，原則として半年間，学生課で保管しています。貴重品以外は，26 号館学生課入り口に棚を用意して陳列していますので，諦めずに確認してください。
　※学生課での遺失物保管期限は，３ヶ月です。保管期間が過ぎた物は処分します。

学生生活（Ⅱ）

【学生生活充実のために】

１．カウンセリング・ルーム（悩みごとなどの相談）
　１．１　学生相談室
　１．２　学生委員について（学生相談）
　１．３　ｾｸｼｭｱﾙ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄ及びｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止について

２．学習支援センター
　２．１　学習支援センターとは
　２．２　利用できるもの
　２．３　担当教員
　２．４　開館時間

３．健康相談
　３．１　保健室の利用
　３．２　定期健康診断
　３．３　健康診断証明書の発行
　３．４　健康診断結果報告書の発行
　３．５　保険証の携帯
　３．６　飲酒の恐ろしさ
　３．７　エイズに関する基礎知識
　３．８　禁煙運動について
　３．９　大麻などの薬物の乱用防止について
　３．10　若年女性に急増中の子宮頸がんについて
　３．11　大学周辺の主な医療機関

４．奨学金制度
　４．１　大学院特別奨励金制度
　４．２　大学院奨学支援金制度
　４．３　日本学生支援機構奨学金
　４．４　留学生関係の奨学金制度
　４．５　その他の奨学金制度
　４．６　教育ローン
　４．７　「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」

５．生活相談
　５．１　下宿・アパートの紹介
　５．２　アルバイトの紹介
　５．３　国民年金の加入
　５．４　悪徳商法

６．厚生施設
　６．１　契約施設について
　６．２　温水プール施設「パティオ」について

７．日本学生支援機構について

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

１．　１　学生相談室

（1） 学生相談室とは

学生相談室では，専門の相談員が学生の皆さんからの相談に応じています。相談内容は、学生生活全般，家庭生活，人間関係，勉強，サークル活動，自分自身，進路，将来のことなど,どんなことでもかまいません。何か心配なことや不安なこと，悩んでいることがありましたら，気楽に相談室を訪れてください。相談員がお話を伺い，今後のことなどについてご一緒に考えていきます。プライバシーは守られます。必要に応じて学内又は学外の機関をご紹介します。保護者，ご家族の皆様からのご相談も随時お受けします。相談室の利用に料金はかかりません。

（2）学生相談室の利用方法

開設時間中はいつでも相談に応じます。ただし，相談実施中の場合（相談実施中は相談室入口に「面談中」という掲示をします)，希望の曜日・時間帯に先約の相談が入っている場合，相談室に来室できない場合などは，予約をしていただくことになります。下記の電話又は E-mail で相談予約をしてください。なお，相談実施中は電話に出られないこともあります。その際は，おかけ直しいただくか，E-mail でご用件をお知らせください。

●場　　所 ： ２６号館６階　２６６２室
●開設時間 ： 午前９時３０分～午前１１時３０分
　　午後１２時３０分～午後４時００分（土曜日，日祝日はお休み）
●電話番号 ： 048-585-6879（学生相談室直通）
●E-mail　 ： soudanshitsu@sit.ac.jp

メール予約について：メール相談予約をする場合は，本文に①学籍番号，②氏名，③所属（学部・学科）,④学年，⑤相談希望日（日にち,時間）をご記入ください。相談内容については,記入は任意です。

１．２　学生委員について（学生相談）

学内には研究科・専攻ごとに**学生相談を担当する学生委員**がいます。身近な生活の悩みやトラブル，苦情等も随時受け付けていますので，気軽に相談してください。

また,「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

学生相談をする場合は，専攻事務室を通し研究室に出向くか，メールアドレスなどで相談内容などを書き込み，合わせて面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス　/　（ ）は研究室
情報社会専攻	宮崎　　洋	M	048-585-6345	h-miya@sit.ac.jp（30 号館 5 階）
情報社会専攻	小寺　昇二	M	048-585-6872	s-kotera@sit.ac.jp（30 号館 5 階）
心理学専攻	小野　広明	M	048-585-6352	ono@sit.ac.jp　（30 号館 6 階）

１．３　セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは，「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指します。
セクハラには，次のように２つのタイプがあります。

① 対価型セクハラ 「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し，下位にある者に対する性的言動や行為を行う（強要する）こと」

② 環境型セクハラ 「性的な嫌がらせ」
アカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」という。）とは，「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。
学生に対するアカハラの例としては，指導教員からの退学・留年勧奨，指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。
もし，セクハラやアカハラにあったときは，１人で思い悩んだりせずに，次の大学相談員に相談してください。また，カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

●人間社会研究科の相談員

専攻	相談員氏名	性別	ＴＥＬ	メールアドレス / （ ）は研究室
情報社会専攻	小寺 昇二	M	048-585-6872	s-kotera@sit.ac.jp（30 号館５階）
心理学専攻	友田 貴子	F	048-585-6319	atsuko@sit.ac.jp（30 号館７階）

※ 相談をする場合は，相談員にメールアドレスなどで相談内容などを書き込み，合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

２．学習支援センター

２．１ 学習支援センターとは

学習支援センターは，みなさんの学習活動を支援するため，21 号館（図書館棟）内に設けられた施設であり，学習相談や支援セミナー，ワークショップなどを実施しています。学習相談では，語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のＴＡ）が，みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは，主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり，スケジュールに従って単元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。
ワークショップでは，学ぶことの楽しさを知ってもらうために，さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき，普段の講義では得られない体験をすることができます。
勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき，レポートを書いていて聞きたいことがあるとき，空いた時間に自習したいとき，どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから，自習にも最適です。

２．２ 利用できるもの

学習支援センターには，勉強に必要なさまざまなもの，たとえば，授業に使う教科書や，辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので，自習するには便利でしょう。さらに，ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

２．３ 担当教員

学習支援センターには，チューター及びティーチングアシスタントが在室しており，学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学･哲学までと大変に幅広く，さまざま相談に対応することができます。語学のこと，数学，物理，化学，情報，教職など，知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても，基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。
勉強のことで質問したいときは，担当曜日・時間を確認して尋ねてみましょう。もちろん，そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また，支援センターから各科目の先生に連絡をとり，相談することも可能です。

２．４　開館時間

月・水・木・金曜日は 10 時から 18 時まで，火曜日は 12 時 15 分から 13 時 10 分と 16 時 20 分から 17 時 20 分まで開館しています。

詳細は，埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。
http://www.sit.ac.jp/lsc/

３.健康相談

心身が健康であってこそ，学生生活を楽しむことができます。
病に倒れてしまっては何もできません。身体的疾病を解決することにより，精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。
気軽に健康相談を受けてください。

３．１　保健室の利用

授業中や課外活動中など学内で体調不良や，思わぬケガをしたときは，すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

●場　所 ： ２１号館 図書館 １階
※開室時間は，学生掲示板にてお知らせいたします。

３．２　定期健康診断

学生課では，全学生を対象にして，毎年定期健康診断を実施しています。
新入生の定期健康診断は，毎年 4 月のオリエンテーション期間内，2 年生から 4 年生は毎年 2 月上旬に行っています。
定期健康診断は，学生の皆さんの健康維持，疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。
定期健康診断の実施項目は，次の通りです。
Ｘ線間接撮影，尿検査，血圧，視力，色覚，内科検診，身体計測（身長，体重）

定期健康診断の実施日は，学生課の掲示板に掲示します。

健康診断に無関心でいると，取り返しのつかない事態になったり，日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

３．３　健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には，健康診断書を発行します。
大学院 2 年生は，就職活動に必要な書類ですから，必ず受診してください。
健康診断書**の発行**は，26 号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。
手数料は 1 通 300 円です。なお，大学院 2 年生が就職活動に使用する場合は 1 通 100 円です。

３．４　健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には，4 月下旬に学生課で健康診断結果報告書を発行します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして，「検査を要する」との判定には，医師の再検査を至急受けるようにしてください。

３．５　保険証の携帯

自宅外通学の学生は，保険証を取り寄せておき，思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

３．６　飲酒の恐ろしさ

「イッキ飲み」の禁止

「イッキ，イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは，体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。

肝臓での代謝が追いつかず，アルコールの血中濃度が急速に高まって，呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。

時には脳の麻痺が進み，意識が混濁，呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』，そんな意図がなくても，相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』，一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち，そのまま放置したら『保護責任者遺棄』，さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等など法的な処分が科せられます。

この問題は他人ごとではなく，本学でもここ数年，新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内・学園祭・下宿内でのコンパ等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスも取れたり，場の雰囲気が盛り上がり，時には楽しいものです。

しかし，誤った飲み方をした場合には，どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。

大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は，考えや認識を改める必要があります。

飲酒の心得５ヶ条

（1）「イッキ」飲みは決してしない，させない。
（2）飲めない人にはすすめない。
（3）体調が悪い日，風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは，飲まない。
（4）食べながら，ゆっくり飲む。
（5）飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが，お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく，視野は狭くなってしまいます。

末梢神経の反射運動能力が損なわれ，集中力が落ち，スピードの出しすぎ，ブレーキの踏み遅れやハンドル，アクセル，クラッチの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転，酒酔い運転は，一歩間違えば本人だけでなく，関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。

道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは，こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない，運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

●詳細は，以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。
http://www.arukenkyo.or.jp/

３．７　エイズに関する基礎知識

エイズ（AIDS）は，Acquired Immuno Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので，日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスは HIV（ヒト免疫不全ウイルス）といい，一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

外から感染したエイズ・ウイルスによって，からだの免疫機能が破壊され，さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し，延命できる人も増えてきましたが，まだ治すこと

が難しい病気です。また，だれでもかかりうる病気です。
感染経路は性行為・血液・母子感染の３つです。急増しているのは性行為感染です。
正しい予防策をしなければ，だれでもHIVに感染する危険性はあります。
日常生活（握手・普通のキス・入浴・食べ物を分け合う・プール）では感染しません。
予防策ははっきりしています。
HIVに汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで充分に予防できます。
現在のところ，性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。
ためらわないでエイズ検査を受けよう。
一応の目安として，自分が感染したかもしれないと思われる最後の心当たりから，1・2週間たってから後の検査をお勧めします。

●詳細は，以下の「財団法人エイズ予防財団」のホームページを確認してください。
http://www.jfap.or.jp/

専門の相談員が直接お答えします。
フリーダイヤル0120－177－812（携帯電話03－5259－1183）
機関ではプライバシーが守られるように，きちんと配慮がされております。
全国の保健所でも匿名で相談又は検査が受けられます。費用は原則無料です。

３．８　禁煙運動について

タバコはなぜよくないか（百害あって一利なし）
タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。
また喫煙は動脈硬化を促進したり，ビタミンCが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙（本人が吸ったタバコの煙）よりも副流煙（間接喫煙：他人が吸ったタバコの煙）のほうが強いため，家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから埼玉工業大学も学生諸君の健康を守るため，また，快適な空間を維持するため禁煙運動を推進することになりました。
キャンパス内では，お互い気持ちよく快適な環境で勉学できるよう以下の喫煙マナーを厳守してください。

（１）喫煙場所（指定場所）以外での喫煙の禁止
（２）歩行喫煙（くわえタバコ）の禁止
（３）吸い殻のポイ捨ての禁止

３．９　大麻などの薬物の乱用防止について（薬物乱用はダメ。ゼッタイ。）

※たった一度の使用が人生を台無しに！※

昨今，マスコミ等で報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻等違法薬物や危険ドラッグは，その使用ばかりでなく，所持・栽培・製造・売買等も，法律で厳しく罰せられます。
これまでは，「飲酒の恐ろしさ」について，注意を喚起してきましたが，違法な薬物の使用は，自身の健康と精神を破壊し，悲惨な学生生活につながってしまいます。
学生の皆さんは，違法薬物や危険ドラッグの所持，使用の危険性を充分認識し，本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

●詳細は，以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

３．１０　若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年，子宮頸がんは 20 歳代の若年層で，急激に増えています。子宮頸がんの原因は，「ヒト・パピローマウィルス（HPV：Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており，HPV は性交経験があれば誰にでも感染しうる，ごくありふれたウィルスで，女性の約 8 割が 50 歳までに感染を経験すると言われています。検診により，HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で，初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ，治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に，定期的な検診を受けましょう。

●詳細は，以下のホームページを確認してください。

国立がんセンターがん対策情報センター　http://www.ncc.go.jp/jp/cis/

特定非営利活動法人　子宮頸がんを考える市民の会　Orange Clover
http://www.orangeclover.org/

女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」http://www.shikyu-keigan.com/

３．１１　大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために，本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【岡部地区】

益岡医院	（内，外，整，リハ）	深谷市岡部 1243 048(585)5657
吉田眼科医院	（眼）	深谷市岡 2757-3 048（585）2054
橋本歯科医院	（歯）	深谷市山河 1234－2 048（585）1101

【本庄地区】

岡病院	（内，消，循，秘）	本庄市北堀 810 0495（24）8821
上武病院	（内，精神，歯）	本庄市小島 5－6－1 0495（21）0111
田所医院	（内，外，循，放）	本庄市けや木 1－8－2 0495（22）3445
春山眼科医院	（眼）	本庄市けや木 1－5－5 0495（21）2160
服部クリニック	（眼，耳）	本庄市東台 4－1－22 0495（24）4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	（耳，気管）	本庄市駅南 2－20－3 0495（22）4852

本庄総合病院	（内，小，外，整，脳神 眼，耳，皮，泌，肛）	本庄市北堀 1780 0495（22）6111
堀川病院	（内，外，整，形，消，肛， リハ，皮）	本庄市本庄 1－4－10 0495（22）2163
松本産婦人科医院	（婦，産，女性内科）	本庄市千代田 1－1－26 0495（24）3377
中央歯科医院	（歯，矯正）	本庄市駅南 2－15－3 0495（21）1807

【深谷地区】

佐々木病院	（内,外，胃，整，形成，脳神， 循，皮，リハ）	深谷市西島 2-16-1 048（571）0242
清水内科クリニック	（内，消，循，リハ）	深谷市人見 445－3 048（573）1197
安達皮膚科医院	（皮）	深谷市上柴町西 4－4－19 048（571）2301
今井医院	（内，小）	深谷市寿町 58 048（572）7728
上柴クリニック	（内，外，　消，循，放）	深谷市上野台 2321-2 048（574）7770
深谷整形外科医院	（整，リハ）	深谷市宿根東通 245－1 048（574）0022
あだち医院	（内，消，外，リハ）	深谷市上柴町東 5-15-14 048（551）0222
白倉医院	（内，消，小）	深谷市稲荷町 3－3－1 048（571）0169
四元医院	（内，外）	深谷市上柴町西 1-4-1 048（573）5200
新井歯科医院	（歯）	深谷市上柴町東 5-14-12 048（573）5077
大浜歯科医院	（歯）	深谷市東方町 3－19 048（573）8266
太宰歯科クリニック	（歯）	深谷市上野台 2904－14 048（573）7800
石川医院耳鼻咽喉科	（耳）	深谷市西島町 3－17－65 048（571）0038
正田眼科	（眼）	深谷市稲荷町 1－8－33 048（571）1198

桜ヶ丘病院	（内，消，呼，婦）	深谷市国済寺 408-5 048（571）1171
ふかや眼科	（眼）	深谷市西島町 3-14-8 048（572）3910
高橋眼科医院	（眼）	深谷市栄町 1-47 048（571）0318
吉田眼科医院	（眼）	深谷市岡 2757-3 048（585）2054

【熊谷地区】

熊谷総合病院	（内，外，胃，産，耳，小，眼 整，皮，泌，脳，消，ナハ，放）	熊谷市中西 4－5－1 048（521）0065
藤間病院	（内，外，消，循，整，泌，産，整）	熊谷市末広 2－137 048（522）0600
ティアラ 21 女性クリニック	（内，婦人科・女性の心と身体の悩み相談ほか）	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048（527）1122
はぎわら眼科	（眼）	熊谷市玉井 1744－1 048（533）1177

４．奨学金制度

奨学金制度は，教育の機会均等の精神に基づき，日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は，学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。

奨学金関係の事務は，学生課で扱っています。

奨学金制度により，出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は，すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので，見落とすことのないよう十分注意してください。

主な奨学金制度は，本学独自のものを含め，次のとおりです。

４．１　大学院特別奨励金制度

（１）資　　格　レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
（２）授 与 額　１件につき 10 万円
（３）決定時期　学長が推薦し，理事会審査を経て，毎年３月に決定する。
（４）採用件数　工学研究科博士前期課程・工学研究科博士後期課程及び人間社会研究科修士課程から各２件。

４．２　大学院奨学支援金制度

（１）目　　的　経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して，経済的に支援することを目的とする。
（２）資　　格　埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
（３）貸 与 額　授業料の額の範囲。
（４）採用決定　本人からの申請に基づき，大学院学生委員会で審査し，理事会が奨学支援金額を決定する。
（５）提出書類　奨学支援金申請書，返済計画書，返済保証書，主たる生計維持者の課税証明書又

は非課税証明書。
（6）返済時期　原則として修学年限までとする。

４．３　日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は，人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で，経済的理由により修学困難なものに対して貸与されます。「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子,利率固定か利率見直しを選択）の２種類があります。奨学生の選考は，人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い，予算の範囲内で採用される仕組みです。

（1）貸与月額

奨学金の種類		修士・博士前期課程	博士・博士後期課程
第一種奨学金	無利子	50,000 円または 88,000 円	80,000 円または 122,000 円
第二種奨学金	有利子	50,000 円,80,000 円,100,000 円,130,000 円,150,000 円 上記の５種類の月額から選択できます。	

（2）入学時特別増額貸与奨学金
・入学時特別増額貸与の対象者は，４月を始期として奨学金の貸与を受ける者で，初回の月額に増額して貸与を希望する者です。
・申込みは，所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。），又は申込時の家計基準における認定所得が０(ゼロ)評価となる者の子弟に限られます。
・貸与額は，10・20・30・40・50 万円から選択できます。
・奨学金の第１回目の振込時に全額が上乗せされます。
・入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

（3）出願資格
①第一種奨学金（無利子）・第二種奨学金（利子付）
学部及び大学院における成績が優れ,教育研究者又は高度の専門性を要する職業人として活躍する能力があると認められる者。また，学修に意欲があり，学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
②第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与
第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては，第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。
③外国籍の学生については，在留資格により出願資格のない場合があります。
学生課で確かめてから応募してください。

（4）貸与期間
採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限です。
学則による処分，学業成績の不振，奨学金継続願の未提出，その他奨学生としての適格性を失ったときは，奨学金が停止又は取消される場合があります。
ただし，学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し，進級した場合には，願出により奨学金の貸与を復活することができます。
その際は，進級が確定した段階で，速やかに学生課に報告してください。

（5）募集時期
４月中旬に年１回の募集を行います。
状況により追加募集や二次募集（秋）を行うこともありますが，この場合は４月募集において適格者でありながら，本学への割当数の関係から，不採用になった学生が対象になります。
募集・継続の手続については，全て 26 号館東側及び 30 号館 3013 教室前の「奨学金関係」の

掲示板で案内しますので，見落としのないよう注意してください。

家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により，家計が急変し，緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は，定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。

（6）提出書類

募集説明会を開催し，ここで詳細を説明します。

奨学金の貸与を受けるためには，連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度），又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度），どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので，募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして，奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

（7）在学中の主な手続き

12 月から 1 月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので，継続手続の説明会に必ず出席し，個人別パスワードを受取り，インターネットで所定の期日までに継続願を提出してください。

（8）奨学金の返還

修了学年の 11 月下旬に，満期者の返還説明会がありますので，必ず出席してください。

① 返還方法は，貸与開始後に提出する「奨学金返還誓約書」によります。

② 返還は，月賦，及び月賦と半年賦併用の 2 つの割賦方法で行われます。

返還を怠ると延滞金が課せられます。また，延滞 3 ヶ月以上になった時点で，個人信用情報機関に延滞者の個人情報が登録されます。個人信用情報機関に登録されると，クレジットカードが使えなくなったり，住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には，返還の際に，上限年利 3%の利息が付きます。

（9）奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は，「在学届」の提出により，その上級校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後，災害，その他やむをえない事情により返還が困難になったときは，願出により，一定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で，奨学金の貸与をとりやめる場合は，必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」を提出してください。

〈奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について〉

１.「進学届」
大学在学中に，大学院奨学生採用候補者として採用が内定している学生は，入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「個人別パスワード」を受け取り，４月６日までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし，「進学届」の登録をおこなってください。奨学金振込口座情報も必ず確認の上，登録してください。誤っていますと奨学金の振込みは出来ません。
なお，入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫『国の教育ローン』が利用できなかったことについて（申告)」を必要とする方は同時に提出してください。

２.「在学届」
大学在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は，大学院入学後「在学届」を提出することにより，在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし，大学院奨学生採用候補者については，「進学届」の前奨学生番号欄に大学時代の奨学生番号を入力することにより，「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は，「返還のてびき」に綴りこんでありますが，紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。
なお，在学届，進学届の提出については，入学時のガイダンスや学生課奨学金の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除
① 本人が死亡又は身障者となった場合は，相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。
② 大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生であって，在学中に特に優れた業績をあげたものとして機構が認定したものは，貸与期間終了の時において，その奨学金の全額または半額の返還が免除されます。

４．４　留学生関係の奨学金制度

（１）財団法人日本国際教育協会奨学金
（２）財団法人ロータリー米山記念奨学金
（３）財団法人平和中島財団奨学金
（４）公益信託　橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金
詳しい内容については，募集の依頼があり次第，その都度掲示します。
不明の点については，学生課に問い合わせてください。

４．５　その他の奨学金制度

都道府県教育委員会，地方公共団体，その他民間団体等の奨学金制度がありますので，募集の依頼があり次第，所定の掲示板に掲示します。

４．６　教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付　（日本政策金融公庫）
「国の教育ローン」は，高校，短大，大学，専修学校，各種学校や外国の高校，大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

①融資額	学生･生徒１人あたり 350 万円以内
②利率	平成 27 年 3 月 11 日現在　年 2.25%（母子家庭は年 1.85%）
③返済期間	15 年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は 18 年以内）
④使途	入学金，授業料，教科書代，アパート・マンションの敷金・家賃など
⑤返済方法	毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）

⑥問い合わせ　　教育ローンコールセンター　電話 0570-008656（ナビダイヤル）
　　または　03-5321-8656
日本政策金融公庫ホームページ（国の教育ローン）
パソコン用　　http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

４．７　提携教育ローン

（１）オリエントコーポレーション学費サポートプラン（学費分納制度）
本学と提携する（株）オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し，学生の在学期間中における利子相当額について，奨学金として支給いたします。
「学費サポートプラン」は，入学金や授業料などの納付金を，Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です（来店や所得証明書は不要です）。

①申込先　　（株）オリエントコーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325（受付時間：9：30～17：30）
＊大学のホームページより申込みが可能です。

②利用対象者　本学に入学または在学する学生の保護者
＊審査結果により，このプランの利用ができない場合があることを了承ください。

③対象費用　入学金・授業料・諸会費等の学校納付金

④利用可能額　納付書記載金額（利用累計　500 万円まで）
利用金額は，（株）オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは，新入学生の場合「合格通知の写し」，「納付書の写し」，
在学生の場合「学生証写し」，「納付書の写し」などです。

⑤返済方法　「通常分納」，「ステップアップ分納（在学期間中利払）」のどちらかを選択します。
利率は，固定金利　年率 3.9%（平成２７年１２月１日現在）。

⑥利子補給　利子補給期間は在学中に限り，給付は埼玉工業大学より奨学金として，保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお，利子補給の利率の上限は年率 5%となります。また，本プラン以外の教育ローンは，利子補給の対象となりません。

⑦問合せ先　埼玉工業大学会計課　担当：井桁
電話番号：048-585-6810
（平日：9：00～17：00　第１・３・５土曜日　9：00～13：00）

（２）群馬銀行教育ローン
本学と提携する（株）群馬銀行の教育ローンで，金利の優遇があります。詳しくは，（株）群馬銀行のホームページ（http://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/）で学校コード（ID）:92910 を入力するか，学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし，この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

5　生活相談

学生生活を送る上での相談，アパート情報及び休暇を利用してアルバイトを希望する場合などに，学生課が対応しています。

５．１　下宿・アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は，26 号館１Ｆ学生課にてご確認ください。

（１）住まいを借りるときの心構え

① 家主さんとのトラブルを避けるために契約内容（敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等）をよく確認してから契約してください。
また，近隣の生活環境等を確認し，必ず物件の下見をしてください。
下見をする場合,家主さんや不動産会社に日程を連絡してから伺ってください。
② 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と 2 種類あります。それぞれ契約内容が違いますので，注意してください。
※「家主さんとの直接契約の物件」は，大学近隣の家主さんからの物件で，格安なものです。多くは大学近隣の物件で，家主さんとの緊密な関係が築かれており，非常時の対応が約束されます。
※「不動産会社の物件」は，近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ違うので，充分注意してください。
③ 部屋の条件に納得できたら，賃貸契約をしてください。
④ 契約後，不都合なことがあったら，学生課に相談してください。
⑤ 入居後は，騒音などには十分な配慮をしてください。
⑥ 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん，不動産会社から情報を集め，近隣に迷惑をかけないよう心掛けてください。
⑦ あらゆるトラブルには誠心誠意あたり，それでも解決できない場合は，学生課に相談してください。

部屋が決まり，引っ越しを終えたら，いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。
予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

５．２　アルバイトの紹介

アルバイトは，学業を優先に考え，無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。
深夜におよぶアルバイトに就き，授業を犠牲にしてドロップアウトする学生も見受けられます。健康を害さないよう，学生各自が慎重に選んでください。
26 号館 1 階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあった場合は，直接求人先に連絡してください。就業する前に，条件を確認し，納得してから就業してください。
なお，不安や疑問がある場合は，遠慮なく学生課に相談してください。

５．３　国民年金の加入

平成３年４月から，学生も満 20 歳になると国民年金への加入が義務づけられるようになりました。これまでに,国民年金に加入していなかったために,在学中に事故や病気で障害の状態になっても，障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20 歳になったら必ず国民年金に加入してください。
●詳細は,「日本年金機構」のホームページを確認してください。

（1）国民年金は，こんなリスクに備えます。

① **障害基礎年金**
国民年金の被保険者が障害を負った場合，一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

② **老齢基礎年金**
原則として 65 歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間（合算対象期間）と，厚生年金に加入していた期間を合算し，25 年以

上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

③ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった 60 歳以上 65 歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に，18 歳未満の子をもつ妻や，両親のいない 18 歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や，受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし，死亡した人について保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の 3 分の 2 以上あること。

◇ **国民年金の学生納付特例制度について**

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは，所得が少なく保険料を納めることが困難な 20 歳以上の学生の方が，将来，年金を受け取ることができなくなることや，不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に，障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため，本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は，学生課です。

５．４　悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

（1）訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ，ここ数年，訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について，代表的な実例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないよう，くれぐれも注意することが必要です。

（2）悪徳商法の実例

① 資格取得商法

特定の民間団体が，さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや，大学が承認している資格と称して，通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に，実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売るもの。

② キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け，長時間執拗に説得されたのち，化粧品や健康食品，エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

③ アポイント商法

突然，下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し，実益のない特典をたくみに説明し，パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

④ マルチ（まがい）商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で，次から次へと会員を増やしながら会員数（集金組織）を拡大していくことにより利益を上げるもの。

（例）自動車部品，化粧品，洗剤，教材の販売等

⑤ かたり商法

消防署，保健所などの公的機関から来たとかたり（思わせ），消火器等の商品を売りつけるもの。

⑥ ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ，代金を請求してくる図々しい方法です。

代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし，送られてきたものは 14 日間保管する必要があります。（業者に引き取り請求した場合は 7 日間）

その後の処分は自由です。わけのわからないものは受け取りを拒否しましょう。

⑦ インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して，料金を支払ったにも係わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所

在地や担当者名，電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

（3）クーリング・オフ（Cooling off）

“クーリング・オフ”とは，訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき，一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込み又は締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は，契約した日から８日以内，マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に，書面で，「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。

その際は，電話でなく，必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは，念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。

なお，郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は，クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

（4）困ったときの相談先は？

①トラブルに巻き込まれたら，直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。
②（財）日本消費者協会消費者相談室　TEL　03（5282）5319
http://www.jca-home.com/sodan/index.html
③埼玉県消費生活支援センター熊谷　　TEL　048（524）0999
http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/
④最寄りの消費生活センター

（5）悪徳商法から身を守る７ヶ条

①勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。
②「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。
③知らない電話番号にかけない，メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。
④商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。
⑤契約書は，その場でしっかりと読む。契約は慎重に。
⑥クレジット１回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。
⑦1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6　厚生施設

6．1　契約施設について

本学では，各地に契約施設を持ち，学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。

価格は学生団体が合宿等にも利用できる安価なもので，ぜひ学生生活の良い思い出づくりに利用してください。契約施設の利用を希望する学生は，学生課で申込みの手続きをしてください。

なお，契約施設に直接申込んだ場合は，割引料金の適用がありませんので注意してください。

（1）苗場スプリングスホテル　　TEL　025（789）2804
（上越新幹線越後湯沢駅下車　バス「苗場スキー場入り口」又は「西武ヴィラ入口」下車）

（2）菅平高原温泉ホテル　　TEL　0268（74）2515
（長野新幹線上田駅下車　バス「西菅平」下車）

（3）裏磐梯ライジングサンホテル　　TEL　0241（32）2311
（磐越西線猪苗代駅下車　バス「休暇村前」下車）

（４）富士箱根ランド　　TEL　055（985）2111
（東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド入口」下車）

（５）ニュー・グリーンピア津南　TEL　025（765）4611
（上越新幹線越後湯沢駅下車　宿泊者専用バスにて約 50 分）

（６）湯沢ニューオータニホテル　　TEL　025（784）2191
（上越新幹線越後湯沢駅下車　専用バスにて約３分）

（７）草津温泉ホテルヴィレッジ　　TEL　0279(88)3232
（吾妻線長野原草津口駅下車　「草津温泉バスターミナル駅」下車　専用バス）

（８）水上ホテル聚楽　　TEL　0278(72)2521
（上越線水上駅下車　徒歩 10 分）

（９）アゼィリア飯綱　　TEL　026(239)2522
（長野駅下車　バス「いこいの村入口」下車）

６．２　温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は，年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市樫合 763，TEL：048 - 574 - 5000)
本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は，パティオの受付に学生証を提示し，利用料金 800 円の半額を支払い，受付台帳に学籍番号を記入してください。

●詳細は，以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。
http://www.patio.or.jp/index.php

７　日本学生支援機構について

日本学生支援機構（Japan Student Services Organization＝略称 JASSO）は，日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業，日本国際教育協会，内外学生センター，国際学友会，関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し，学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として，平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

●詳細は，「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。http://www.jasso.go.jp

就　　職

１．就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のＰＲ，就職先開拓のため，学内に就職課及びキャリア支援センター，就職委員会が設けられています。

就職課では，就職を希望する学生に対して，就職支援講座（各種模擬試験・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等），就職指導・相談を行っています。学生は，希望の企業に応募することはもちろん，本人の学力・能力・性格により教授名で推薦する『教授推薦』制度があります。

また，1年次に「就職ガイドブック」を就職ガイダンスにて配布しますので，必ず出席してください。

さらに，本学に寄せられた５万件以上の求人情報データは，専用ユーザＩＤ・学籍番号・パスワードにより，本学ホームページから「求人検索ＮＡＶＩ」にアクセスすることで，学内はもとより自宅のパソコンやスマートホン等からも簡単に検索出来る他，各種支援講座の申込みも出来ます。

学生の就職手続き及び就職課の事務処理などは，次の就職斡旋細則に基づいて行われています。

就職活動に於いてわからないことがありましたら，就職課へ相談してください。

２．就職斡旋細則

１．本学は職業安定法第33条の２に基づいて，本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は，本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生及び中退者についても，本細則を準用する。

２．就職希望者（自営，縁故，自由応募を含む）は，所定の登録をしなければならない。

３．求人先に対する推薦及び斡旋手続は，原則として，同一時期一箇所とする。

４．推薦を受けた希望者は，求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし，正当な理由で受験できない場合は，事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお，選考試験通知，採否（内定）通知などは，直ちに就職課に届出なければならない。

５．推薦を受け，最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って，他に応募中のところがあればその応募を辞退し，その後は就職の斡旋を行わない。

６．就職に関する連絡は，学内掲示板または求人検索ＮＡＶＩ内お知らせやメール配信にて行います。

７．就職希望者は，この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し，または中止する場合がある。

図 書 館

１．１　開館・閉館の日時
１．２　館内閲覧
１．３　館外貸出
１．４　コピーサービス
１．５　館内規律
１．６　弁償
１．７　罰則

情報基盤センター

１．１　情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

院生研究室・実験実習室・実験動物棟・臨床心理センター

１．１　院生研究室
１．２　実験実習室
１．３　実験動物棟
１．４　臨床心理センター

１．図 書 館

１．１　開館・閉館の日時

開館する日は，原則として，毎日午前９時より開館し，午後８時に閉館する。ただし，春・夏・冬期休業中などは平日の時間が変わり，又，土曜日（毎月第1・3・5週）は午前９時より午後１時までとする。

次の日は閉館とする。

① 日曜日
② 国の定める祝日及びその振替日
③ 春期休業期間の一定期間
④ 夏期休業期間の一定期間
⑤ 冬期休業期間の一定期間
⑥ 毎月の第２・第４土曜日

臨時に変更のある場合は，掲示やホームページなどで予告する。

１．２　館内閲覧

図書・資料の閲覧は所定の場所で行い，無断で館外へ持ち出してはいけない。

１．３　館外貸出

① 図書・資料の貸出は，学生証で行う。
② 次の図書・資料は，館外への貸出はできない。
　(1) 禁帯出の図書・資料
　(2) 新聞
　(3) 雑誌
　(4) その他，特に指定した図書・資料
③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

本学園の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計１０冊以内
	貸出期間	和・洋書	３０日間

　長期休業中の貸出については，その都度掲示する。
④ 図書・資料の貸出を受ける学生は，当該図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。
⑤ 貸出を受けた図書・資料は，本人が保管し，他に転貸してはいけない。
⑥ 貸出を受けた図書・資料の期間更新は，延滞図書がなく，他に予約がないときに限り，１回だけ，当該図書・資料の貸出期間中に係員に提示した上で認められる。
⑦ 館外貸出利用者は，次のいずれかに該当する場合には，貸出中の図書・資料を直ちに返却しなければならない。
　(1) 本学園の学生としての資格を失ったとき。
　(2) 休学したとき。
　(3) ３ヶ月以上欠席するとき。
　(4) 館務上の理由により，返却を求められたとき。
⑧ 図書・資料を紛失したときは，直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

１．４　コピーサービス

①　館内の図書・資料は，著作権法第31条に定められる範囲内で複写することができる。その範囲は次のとおりである。

(1) 公表された著作物の一部分（半分を超えない程度）であること。
(2) 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事についてはその全部であるが，刊行後相当の期間（次号の刊行まで，あるいは刊行後３ヶ月）を経たものに限ること。
(3) コピー部数は一人につき一部であること。
(4) 調査研究のためであること。
(5) 有償・無償を問わず，再複写や頒布をしないこと。

②　複写を行う際には，所定の申込書に必要事項を記入し，係員に提出しなければならない。

１．５　館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

(1) 静粛にすること。
(2) 図書・資料は丁寧に取扱い，切取り，書込み，汚損などをしないこと。
(3) 座席の独占，携帯電話での通話等，他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
(4) 館内では喫煙をしないこと。
(5) 集会，掲示物・物品などの配布，ものを食べる等の行為をしないこと。
(6) その他，係員の指示に従うこと。

１．６　弁 償

図書・資料を汚損，紛失したものは，同一の図書・資料または相当金額を弁償しなければならない。

１．７　罰 則

貸出を受けた図書・資料を定められた期間内に返却しない学生，及び返却を求められた後も返却しない学生に対しては，当該図書・資料を返却するまでの期間，新たな貸出を行わない。

１．情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は，教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。
情報基盤センターの窓口では，学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。
窓口取扱い時間は，祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。

１．１　情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は，情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225／2231

各教室の利用可能時間は，祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。なお，教室で講義が行われている時は一切利用できません。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり，次の利用マナーを厳守してください。
ネットワーク利用については，情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

① 機器を大切に扱ってください。
② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお，上記教室では，卒業論文および発表資料，部活動，学生プロジェクト，学園祭等の印刷はできません。また，パワーポイント資料の印刷は控えてください。
③ コンピュータ資源，ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や，無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
⑤ ハードディスクにインストールされているソフトウェアを複写しないでください。
⑥ コンピュータウィルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや，他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは，例え研究のためであっても一切使用を認めません。
⑦ 個人の ID を第三者に使用および譲渡しないでください。
⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は，不正使用される恐れがあるので，パスワードの管理には十分注意してください。また，パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに，30 号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は，営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い，ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても，本学はその一切の責任を負いません。
⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は，定められた場所で行ってください。

これらの注意事項，埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程，担当教員及び職員の指示に従わない場合は，利用資格を剥奪し，実習室への入室，学内 PC の利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については，下記ホームページをご覧ください。
情報基盤センターURL　http://center.sit.ac.jp

院生研究室・実験実習室・実験動物棟・臨床心理センターの取り扱い方法

１．１ 院生研究室

大学院生は，10 号館の所定の院生研究室を使用することができます。院生研究室には，個人用の机，椅子，ロッカーの他，共用の図書，書棚，パソコン，プリンター，コピー機，学内 LAN 端末等が備わっており，自習や研究活動に利用できます。利用時には諸注意を守り，整理整頓を心がけ貴重品は自己管理して下さい。また，時間外利用の場合には事前に申請が必要となります。

１．２ 実験実習室

＜情報社会専攻＞

30 号館には，ディジタル・ミュージック，コンピュタ・グラフィクス，およびコンピュータ・ネットワークに関する教育・研究のための教室があります。利用可能時間は月曜日～金曜日の 9:00～17:00 であり，教員の許可を得て使用することができます。尚，教室に入る際には，入り口脇に設置された手のひら静脈認証システムによる認証を受ける必要があります。

室番	教室名称	設備
3043	コンピュータ・ミュージック演習室	音楽制作用 PC (Mac) + ProTools｜HDシステム1台 （音楽用ソフトとしてLogic, PEAK PRO, Maxが使用可能） 音楽制作用 PC (Mac) +ProTools LE システム 10 台 （音楽用ソフトとしてLogic, Maxが使用可能） シンセサイザー FANTOM, TRITON 計 5 台 ミキサー（アナログ, デジタル） 各 1 台 録音機（MD, DVD, ポータブル） 各 1 台 モニター・スピーカー 2 個 マイク （コンデンサー, ダイナミック） 計 7 個 マイクスタンド 5 本 ヘッドフォン 12 個 レーザープリンタ 1 台
3046	コンピュータ・ネットワーク演習室	ネットワークセキュリティ実験システムPC 6台 ヒューマンインターフェイス実験システム 1式 ハードウエア設計・開発・演習システム 2式 演習用PC 12台 カラープリンター 1台 ギガビットLAN

3048	ディジタル映像演習室	CG映像制作用ハイエンドPC（32bit） 6台 <CGソフトとして，Maya，3DMax，Softimafe,Shadeが使用可能> 64bitOS対応HP Z400/CT Workstation 10台 上記ハードウェア用CG作成/映像編集ソフトパッケージ Adobe Creative Suite 5 Master Collection Entertainment Creation Suite 2011 それぞれ10セット ノンリニア映像編集システム 1式 エンコーダシステム 1式 マルチメディア制作システム 2式 演習用PC 8台 カラープリンター 1台 ギガビットLAN <この他にサーバー室内に> ファイルサーバー 4式（1.4TB） 計算サーバー 2式

＜心理学専攻＞

【実験実習室】

１０号館の２階および３階の実験実習室の使用に関しては、他の大学院生、学部の一般実験演習や総合研究演習等の実験等が行われている可能性があるので、必ず指導教員の指示を仰ぎ、許可を得た後、教務課で所定の手続きをして鍵を借り出すこと。

入室に際しては、他の実験が実施されていないかを確認し、実験中は教員の許可があっても出入りは厳禁とする。また使用に際しては他の実験機器の配置・設定を勝手に変えないこと。

各実験室の測定装置、その他の装置を実験室外に借り出す際には、当該実験室の管理担当教員の許可を得た上で、装置の所在を連絡しておくこと。

実習室内では飲食・喫煙禁止であり、清潔に利用すること。

退室に際しては、装置・機器・冷暖房器具類の電源に留意し、火災などのないように注意した後、きちんと施錠して鍵を教務課に返却すること。

原則として鍵は教務課の窓口が開いている間に返却する。実験などの進捗状況の関係上、やむを得ず教務の窓口が閉まってしまった場合には、正門脇の守衛室に事情を説明した上で返却しておくこと。鍵を持ち帰ることのないようにする。

１．３　実験動物棟

実験動物棟（28 号館）には，実験動物飼育室と実験室があります。研究活動の一貫として実験動物の飼育や動物実験を行う場合には，教員によるガイダンスを受け，「動物愛護法」に則って，実験動物の福祉向上に努めるとともに，別途定めた「動物実験等の実施に関する基本指針」に準拠しなければなりません。

１．４　臨床心理センター

臨床心理センターには面接室，プレイルーム，観察室，院生室などがあります。これらは大学院生が研究を行うために，臨床心理センター長の許可を得て利用することが出来ます。ただし，心理相談や臨床センターのセミナーなどでの使用を優先します。

使用の許可を得るためには，利用者名，利用日時，利用の目的などの必要事項を書類にしたものを添えて，臨床心理センター事務室に申し込んでください。

＜使用上の注意＞

①面接室,プレイルーム,院生室は使用後,もとの状態に戻しておくこと。

②観察室の行動観察設備を利用する場合は,事前に操作方法について習得しておくこと。

学則・諸規程

１．埼玉工業大学大学院学則
１－１．　学長裁定

２．埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程

３．埼玉工業大学大学院学位規程

４．学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

５．学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院奨学支援金規程

６．埼玉工業大学大学院研究生規程

７．休学者の学費に関する細則

８．埼玉工業大学技術補助員取扱要項

９．埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

10．埼玉工業大学大学院生の学会発表にかかる旅費の取扱要項

11．埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

12．埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の業績評価細目について

１.埼玉工業大学大学院学則

第１章　総則

（目的）

第１条　埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，学術文化の進展に寄与することを目的とする。

２　本学大学院は，研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について，別に各研究科規程で定め，公表するものとする。

（研究科）

第２条　本学大学院に，次の研究科を置く。

一　工学研究科

二　人間社会研究科

（課程）

第３条　工学研究科に，博士課程を置く。

２　博士課程は，これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，前期２年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

３　博士前期課程は，広い視野に立って，精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

４　博士後期課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第３条の２　人間社会研究科に，修士課程を置く。

２　修士課程は，広い視野に立って，精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（専攻）

第４条　工学研究科に，次の専攻を置く。

博士前期課程

一　システム工学専攻

二　電子工学専攻

三　応用化学専攻

博士後期課程

一　システム工学専攻

二　電子工学専攻

三　応用化学専攻

第４条の２　人間社会研究科に，次の専攻を置く。

一　情報社会専攻

二　心理学専攻

（収容定員）

第５条　工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は，別表１のとおりとする。

（研究科及びその長）

第６条　研究科に，研究科長を置く。

２　研究科長は，博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし，人間社会研究科の研究科長は，修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。

３　研究科長は，研究科に関する校務をつかさどる。
４　研究科長は，研究科教授会を招集し，議長となる。
５　研究科長に事故あるときは，先任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし，専攻主任の就任時期が同一のときは，年長者とする。
６　専攻主任については，埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。

（研究科教授会）
第７条　研究科に研究科教授会を置く。
２　研究科教授会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。
一　研究科長
二　研究科担当の専任教員
３　研究科教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり，意見を述べるものとする。
一　学生の入学及び課程の修了
二　学位の授与
三　前二号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
４　研究科教授会は，前項に規定するもののほか，学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べることができる。
５　研究科教授会は，構成員の過半数の出席を必要とし，出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし，この学則及び他の規定で別段の定めをするときは，この限りでない。
６　研究科教授会は，第２項に定める以外の者の出席を求めて，その意見を聴取することができる。

第２章　学年及び学期等

（学年）
第８条　学年は，４月初日に始まり，翌年の３月末日に終わる。
２　前項の規定にかかわらず，10月に入学した者については，「４月」を「10月」に，「３月」を「９月」に，それぞれ読み替えるものとする。

（学期）
第９条　学期は，次の２期に分ける。
前期　４月初日から９月末日まで
後期　10月初日から翌年の３月末日まで
２　前項の規定にかかわらず，10月に入学した者については，「前期」を「後期」に，「後期」を「前期」に，それぞれ読み替えるものとする。

（１年間の授業期間）
第10条　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）
第11条　各授業科目の授業は，10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められるときは，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（休業日）
第12条　休業日は，次のとおりとする。
一　日曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
三　創立記念日　　１月10日

四　春期休業
五　夏期休業
六　冬期休業
２　前項第４号から第６号までの休業期間は，研究科長が別に定める。
３　前２項の規定にかかわらず，学長が必要と認めるときは，臨時に休業し，又は休業日に授業をすることがある。

第３章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第13条　博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は，２年とし，博士後期課程の標準修業年限は，３年とする。
（在学年限）
第14条　博士前期課程及び修士課程の在学年限は，４年とし，博士後期課程の在学年限は，６年とする。
２　前項の年限に達したときは，学生の身分を失う。

第４章　教育課程の編成及び教育方法等

（教育課程）
第15条　研究科の各専攻の授業科目，単位及び研究指導の内容並びに履修方法については，この学則に定めるもののほか，各研究科の定めるところによる。
２　工学研究科の授業科目の単位数は，講義については毎週１時間，演習及び輪講については毎週２時間，実験，実習，研究，又は講究については毎週３時間，各15週の授業時間をもって１単位とする。
３　人間社会研究科の授業科目の単位数は，講義，輪講，演習及び実験については毎週１時間，実習については毎週２時間，各15週の授業時間をもって１単位とする。
（教育課程の編成方法）
第16条　工学研究科の教育課程は，各授業科目を選択科目とする。
第16条の２　人間社会研究科の教育課程は，授業科目を必修科目，選択必修科目及び選択科目とする。
（授業及び研究指導）
第17条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。
（研究指導教員）
第18条　研究指導教員は，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第９条及び大学院設置審基準要項（昭和49年大学設置審議会大学設置分科会決定）４の(一)のそれぞれに掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。
２　学生は，前条に定める研究指導を受けるに当たり，その属する専攻の教員を研究指導教員とし，当該教員に授業科目の履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし，その研究指導教員の許可を得て，同一研究科の他の教員に，併せて研究指導を受けることができる。
（履修方法）
第19条　学生は，研究指導教員の指示によって授業科目を履修し，必要な研究指導を受けるものとする。
第20条　博士前期課程又は修士課程の学生は，第27条に定める修了に必要な単位数のうち，所属する専攻の授業科目のうちから，20単位以上を修得しなければならない。ただし，この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは，この限りでない。
２　博士前期課程又は修士課程の学生は，研究指導教員の許可を得て，他の専攻又は他大学大学院の授業科目を履修し，そのうち10単位を超えない範囲で，博士前期課程又

は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし，研究科規程に別段の定めがあるときは，この限りでない。

第20条の２　博士後期課程の学生は，第27条の２に定める修了に必要な単位数のうち，所属する専攻の授業科目のうちから，８単位以上を修得しなければならない。ただし，この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは，この限りでない。

２　博士後期課程の学生は，研究指導教員の許可を得て，他の専攻又は他大学大学院の授業科目を履修し，そのうち４単位を超えない範囲で，博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

（特別聴講）

第21条　研究科長は，教育上有益と認めるときは，学生が，国内の他大学大学院において，専攻分野に関する授業科目を履修（以下「特別聴講」という。）しようとするときは，当該大学と本学との協定に基づき，聴講させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数を，博士前期課程又は修士課程にあっては10単位を超えない範囲で，博士後期課程にあっては２単位を超えない範囲で，研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　第１項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等については，研究科規程の定めるところによる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第22条　研究科長は，教育上有益であると認めるときは，学生が，他の大学の大学院又は研究所等において，課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

２　前項の規定は，学生が，外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

３　第１項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は，研究科規程の定めるところによる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第23条　研究科長は，教育上有益であると認めるときは，学生が，入学する前に大学院において履修した授業科目について，修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，研究科において修得した単位以外のものについては，博士前期課程又は修士課程にあっては合わせて10単位を，博士後期課程にあっては合わせて２単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第24条　研究科長は，教育上特別の必要があると認めるときは，研究科の定めるところにより，通例と異なる特定の時間又は時期において，授業又は研究指導を行う等の適当な方法により，教育を行うことができる。

第５章　成績の評価及び課程修了の認定

（単位の授与）

第25条　研究科は，一の授業科目を履修した学生に対して，試験の上，単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第26条　授業科目，学位論文審査及び最終試験の優，良，可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は，次のとおりとする。

一　授業科目

(1) 優　　合　格
(2) 良　　合　格
(3) 可　　合　格
(4) 不可　　不合格

二　学位論文

イ．博士前期課程又は修士課程

(1) 優　　合　格
(2) 良　　合　格
(3) 可　　合　格
(4) 不可　　不合格

ロ．博士後期課程

(1) 合　格
(2) 不合格

三　最終試験

(1) 合　格
(2) 不合格

2　学生が，他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は，合格又は不合格とする。ただし，評点を付すことを妨げない。

3　次条第２項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については，第１項の規定を準用する。

（博士前期課程又は修士課程の修了要件等）

第27条　博士前期課程又は修士課程の修了の要件は，大学院に２年以上在学し，所要の授業科目を履修して，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，特例として，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項ただし書きの場合において，当該博士前期課程の目的に応じ，適当と認められるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって，修士論文の審査に代えることができる。

3　博士前期課程又は修士課程の修了の認定は，研究科教授会の審議を経て，学長が行う。

4　学位論文の審査及び最終試験については，埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

（博士後期課程の修了要件等）

第27条の２　博士後期課程の修了の要件は，次項に該当する場合を除き，以下に掲げる各号を満たすこととする。

一　博士後期課程に３年以上在学すること。ただし，優れた業績を上げた者については，特例として，博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

二　所要の授業科目を履修して，博士後期課程において12単位以上を修得すること。

三　必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

2　本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は，以下に掲げる各号を満たすこととする。

一　博士後期課程に３年以上在学すること。ただし，優れた業績を上げた者については，特例として，本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における２年未満の在学期間を含めて大学院に３年間在学すれば足りるものとする。

二　所要の授業科目を履修して，博士後期課程において12単位以上を修得すること。

三　必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3（削除）

4　博士後期課程修了の認定は，研究科教授会の審議を経て，学長が行う。

5　学位論文の審査及び最終試験については，学位規程の定めるところによる。

第６章　学位

（学位の授与）

第28条　学長は，博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し，修士の学位を授与する。

２　学長は，博士後期課程を修了した者に対し，博士の学位を授与する。

３　前項で規定するもののほか，博士の学位は，本学大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

４　学位には，専攻分野の名称を付記するものとする。

５　学位に付記する専攻分野の名称は，工学研究科については工学又は学術とし，人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。

６　その他学位に関する事項は，学位規程の定めるところによる。

第７章　入学，留学，休学及び退学

（入学資格）

第29条　博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二　学校教育法第104条第４項の規定により，学士の学位を授与された者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

四　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

五　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　専修学校の専門課程（就業年限が４年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

八　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと，本学大学院において認めた者

九　学校教育法第102条第２項の規定により，他の大学院に入学した者であって，本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると，本学大学院において認めたもの

十　個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者で，22歳に達したもの

第29条の２　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当するものとする。

一　修士の学位を有する者

二　外国において，修士の学位に相当する学位を授与された者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位に相当する学位を授与された者

四　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

五　個別の入学資格審査により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると，本学大学院において認めた者で，24歳に達したもの

（入学志願）
第30条　入学を志願する者は，所定の出願書類を指定の期日までに，学長に提出しなければならない。
（入学志願者の選考）
第31条　学長は，入学志願者について，入学試験を行い，合格者を決定する。
２　前項の規定にかかわらず，本学の卒業者については，研究科の定めるところに従い，各専攻別受入予定人員の半数以内に限り，別途選考を行い，入学させることができる。
３　選考の方法は，研究科教授会の審議を経て，研究科長が定める。
第32条　前条第１項の入学試験は，筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし，研究科が必要があると認めたときは，論文審査を加え，その他大学の成績証明書及び健康診断の結果を考慮することができる。
２　前項の規定にかかわらず，社会人又は外国人留学生の選考については，それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により，入学試験を行うことができる。
（再入学，修士入学及び博士入学）
第33条　学長は，前２条の規定にかかわらず，次に掲げる者を入学させることがある。
一　中途退学者で再入学を志願する者
二　修士入学を志願する者
三　博士入学を志願する者
（転入学）
第34条　他の大学院に在学している者が，本学大学院に転入学を志願するときは，新たに入学を志願する者の例による。ただし，学長が，当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは，入学させることができる。
第35条　前３条の規定により，入学を許可された者の在学期間及び履修単位は，研究科長が定める。

（入学時期）
第36条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学長が必要と認めるときは，学期の初めに入学させることができる。
（入学手続）
第37条　入学試験の合格者は，入学手続要項に定める書類を指定の期日までに，学長に提出しなければならない。
（入学許可）
第38条　学長は，前条に規定する入学手続を完了した者について，入学を許可する。
（所属専攻の変更）
第39条　研究科長は，本学大学院の一つの専攻の学生が，他の専攻に所属の変更を志願する場合において，特別の事情があると認めるときは，研究科教授会の審議を経て，所属専攻の変更を許可することができる。
（留学）
第40条　学長は，教育上有益と認めるときは，学生が休学することなく，外国の大学の大学院において，専攻分野に関する授業科目を履修し，単位を修得することを許可することができる。
２　前項の規定により，外国の大学の大学院において修学する期間は，おおむね１年を限度とする。
第41条　研究科長は，学生が留学の期間において，履修した授業科目について修得した単位を，博士前期課程又は修士課程にあっては10単位を超えない範囲で，博士後期課程にあっては２単位を超えない範囲で，研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条　留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は，所定の申請書を学長に提出しなければならない。
２　留学及び修得した単位の認定等については，各研究科規程の定めるところによる。
（休学）
第43条　学生が，病気のため，引き続き２か月以上修学することができない場合において，休学を希望するときは，所定の申請書を学長に提出し，許可をうけなければならない。
２　学長は，前項に定めるもののほか，特に必要があると認めたときは，休学を許可する。
３　学長は，学生が病気等のため，修学することが適当でないと認めたときは，休学を命ずることができる。
（休学の期間）
第44条　博士前期課程又は修士課程においては，休学の期間は，２年を超えることはできない。
２　博士後期課程においては，休学の期間は，３年を超えることはできない。
３　休学した期間は，在学年数に算入しない。
（復学）
第45条　休学の期間内に，その理由がなくなったときは，学長の許可を得て，復学することができる。
２　前項の場合において，病気により休学した者については，医師の診断書等に基づき，修学に差し支えないと認めた場合に限り，復学を許可するものとする。
（願い出による退学）
第46条　退学しようとする者は，その理由を記載した書面を提出して，学長に願い出，その許可をうけなければならない。
２　他の大学の大学院に転学する場合も，前項と同様とする。
（命令による退学）
第47条　学長は，学生が次の各号の一に該当するときは，研究科教授会の審議を経て，退学を命ずることができる。
一　学生としてふさわしくない行為があったとき。
二　長期にわたり欠席し，又は成業の見込みがないと認められたとき。
三　正当の事由なく履修届を提出しないとき。
四　行方不明の届出があったとき。

第８章　特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生

（特別聴講学生）
第48条　研究科長は，国内の他の大学の大学院学生が，本学大学院において，専攻分野に関する授業科目を履修し，単位を修得しようとするときは，当該大学と本学との協定に基づき，特別聴講学生として，授業科目の履修を許可することができる。
２　前項の規定は，外国の大学の大学院学生が，本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し，単位を修得しようとする場合に準用する。
３　特別聴講学生に対する所定の単位の授与については，本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
４　特別聴講学生が，本学の規定に違反したときは，その許可を取り消すことができる。
（科目等履修生）
第49条　研究科長は，本学大学院学生以外の者が，一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しようとするときは，科目等履修生として，当該授業科目の履修を許可することができる。
２　科目等履修生に対する単位の授与については，第25条及び第26条の規定を準用する。

３　科目等履修生が，本学の規定に違反したときは，その許可を取り消すことができる。
（特別研究学生）
第50条　研究科長は，国内の他の大学の大学院学生が，本学大学院において，研究指導を受けようとするときは，当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき，当該学生を特別研究学生として，研究指導を受けることを許可することができる。
２　前項の規定は，外国の大学の大学院学生が，本学大学院において，研究指導を受けようとする場合に準用する。
３　特別研究学生が，本学の規定に違反したときは，その許可を取り消すことができる。
（大学院研究生）
第51条　研究科長は，大学院学生以外の者が，本学大学院において，特定の事項の研究指導を受けようとするときは，大学院研究生として，入学させることができる。
２　大学院研究生の入学，研究その他の事項については，別に定める。

第９章　外国人留学生

（外国人留学生）
第52条　日本国籍以外の国籍を有する者で，教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は，入学定員内として入学させるものとする。
第53条　外国人留学生の入学資格は，第29条又は第29条の２の各号の一に該当するものとする。
第54条　学長が，外国人留学生の入学を許可する時期は，学年又は学期の始めとする。
第55条　（削除）
第56条　外国に居住する外国人が入学を志願するときは，提出書類により予備選考を行い，合格，不合格を決定し，合格者に対しては，次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。
第57条　外国人留学生に対しては，研究科規程の定めるところにより，特別の入学試験を行い，入学させるものとする。ただし，学長が，特別の事情があると認めるときは，前条に定める予備選考をもって，入学させることができる。
２　外国において，高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず，その実情に応じて，前項に準じた方法により，入学試験を行うことができる。

第10章　社会人学生

（社会人学生）
第58条　社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で，第29条又は第29条の２の各号の一に該当するものは，入学定員内として入学させるものとする。
第59条　学長は，社会人が入学を志願したときは，特別の入学試験を行い，社会人学生として入学させるものとする。
２　社会人学生に対しては，授業時間等について，特別の配慮を行うものとする。

第11章　検定料，入学金，授業料

（検定料，入学金，授業料）
第60条　検定料，入学金，授業料の額は，別表２に定める額とする。
２　再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は，当該入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。
（検定料の納付）
第61条　大学院学生として入学を志願する者は，指定の期日までに，検定料を納付しな

ければならない。
2　大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は，指定の期日までに，検定料を納付しなければならない。
3　既納の検定料は，いかなる事由があっても返還しない。
4　再入学生，特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は，徴収しない。
（入学金の納付）
第62条　第38条に定める入学試験の合格者は，指定の期日までに，入学金を納付しなければならない。ただし，博士前期課程の合格者のうち，本学の学部を卒業した者，卒業見込の者及び本学の学部に在学し，かつ，学則第29条第６号に該当する者が入学を許可されたとき，若しくは，博士後期課程の合格者のうち，本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは，入学金を免除する。
2　再入学を認められた者は，認められた日から７日以内に，入学金を納付しなければならない。
3　大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は，学期の始まる前までに，入学金を納付しなければならない。ただし，本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が，大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは，入学金を免除する。
4　既納の入学金は，いかなる事由があっても返還しない。
5　特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は，徴収しない。
（授業料の納付）
第63条　授業料は，年額とする。ただし，年度を前期及び後期に分けて，それぞれ所定の期日までに，年額を２分の１に分けて納付することができる。
2　前項の規定にかかわらず，入学年度の前期の授業料については，指定の期日までに，納付しなければならない。
3　第１項の規定にかかわらず，特別研究学生及び大学院研究生の授業料は，月額とし，各学期の始まる前までに，月額の６か月分の授業料を納付しなければならない。
4　特別聴講学生及び科目履修生の授業料は，各学期の始まる前までに，履修しようとする単位数に応じて，６か月分を納付しなければならない。
5　前２項の規定にかかわらず，特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて，別段の定めがあるときは，当該協議の定めるところによる。
6　既に納付した授業料は，返還しない。ただし，第１項又は第２項の授業料を納付した者が，次の各号の一に該当するときは，納付した者の申し出により，納付した授業料の額を限度として，授業料相当額を返還する。
一　前期又は後期の授業料を納付した者が，前期又は後期の初日の前日までに休学，退学又は転学したとき。
二　授業料を納付した者が，入学年度の前年度の３月末日までに入学を辞退したとき。ただし，10月初日に入学する者については，９月末日（以下，本章において同じ。）までとする。
（休学者の学費）
第64条　各学期の始まる前までに，休学を許可された者の学費は，別に定めるところによる。
（所定の期日及び指定の期日）
第65条　本章に定める所定の期日とは，前期については，４月末日，後期については，９月末日とする。
2　この学則に定める指定の期日とは，入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。
（授業料の延納）
第66条　特別の理由により，授業料を所定の期日までに納付できない場合において，願

い出て，許可されたときは，所定の期日から起算して３か月間，所定の期日を延長する。

（指定の期日までに入学金，授業料を納付しなかった場合の効果）

第67条　本章に定める入学金，授業料を指定の期日までに納付しなかったときは，その指定の期日の満了をもって，入学資格が消滅する。ただし，入学金，授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については，この限りでない。

第12章　賞罰

（表彰）

第68条　学長は，学生が，次の各号の一に該当すると認めたときは，これを表彰する。

一　人物，学業ともに優秀で，他の学生の模範とするに足るとき。

二　善行が特に顕著なとき。

三　本学の名声を高める行為を行ったとき。

（懲戒）

第69条　学長は，学生が本学の規定に違反し，又は学生としての本分に反する行為があったときは，研究科教授会の審議を経て，これを懲戒する。

２　懲戒は，退学，停学及び訓告の処分とする。

３　前項の退学は，次の各号の一に該当するときに行う。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

二　学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

三　正当の理由がなくて出席常でないとき。

四　学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反したとき。

４　第２項に定める停学及び訓告は，前項の退学との比較均衡を考慮するとともに，教育上必要な配慮により，行うものとする。

（除籍）

第70条　学長は，学生が，次の各号の一に該当するときは，研究科教授会の審議を経て，これを除籍する。

一　正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しなかったとき。

二　第14条に定める在学年数に達したとき。

三　死亡の届出のあったとき。

第13章　教育職員免許状

（教育職員免許状）

第71条　学生が，埼玉工業大学学則に定める中学校教諭１種及び高等学校教諭１種の教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を取得しようとするときは，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状授与の所要資格を取得するために必要な教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位を修得しなければならない。

２　教育職員免許法に定める中学校教諭１種及び高等学校教諭１種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は，本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。

（教育職員専修免許状）

第72条　工学研究科の学生が，教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状（理科）又は（技術）授与の所要資格を取得しようとするときは，中学校教諭１種免許状（理科）又は中学校教諭１種免許状（技術）授与の所要資格を有し，かつ，大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし，各専攻において，研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

２　工学研究科の学生が，教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（理科）又

は（情報）又は（工業）授与の所要資格を取得しようとするときは，高等学校教諭１種免許状（理科）又は高等学校教諭１種免許状（情報）又は高等学校教諭１種免許状（工業）授与の所要資格を有し，かつ，大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし，各専攻において，研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

３　人間社会研究科の学生が，教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（公民）又は（情報）授与の所要資格を取得しようとするときは，高等学校教諭一種免許状（公民）又は高等学校教諭一種免許状（情報）授与の所要資格を有し，かつ，大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし，各専攻において，研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

４　免許状の種類については，別表３に掲げるとおりとする。

第14章　学則の変更

（学則の変更）

第73条　この学則の変更は，研究科教授会の審議を経て，理事会が決定する。

附則　この学則は，平成10年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成12年１月22日から施行する。
附則　この学則は，平成12年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成14年５月25日から施行し，平成14年４月１日から適用する。
附則　この学則は，平成15年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成16年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成18年４月１日から施行する。
附則

１．この学則は，平成19年４月１日から施行する。

２．第72条の規定については，平成19年度以降の入学者に適用し，平成18年度以前の入学者は，従前のとおりとする。

（埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は，改正後の学則第４条の規定にかかわらず，平成19年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附則　この学則は，平成20年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成22年４月１日から施行する。

（埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置）

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は，改正後の学則第４条の規定にかかわらず，平成22年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附則　この学則は，平成23年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成26年４月１日から施行する。
附則　この学則は，平成27年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）
収容定員

研究科名	専　　攻	博士前期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	システム工学専攻	6人	12人
	電子工学専攻	7人	14人
	応用化学専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専　　攻	博士後期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	システム工学専攻	2人	6人
	電子工学専攻	2人	6人
	応用化学専攻	2人	6人
	計	6人	18人

研究科名	専　　攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

別表２（第60条関係）
検定料，入学金，授業料
〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	900,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	800,000円

上記の授業料は，年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	600,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	500,000円

上記の授業料は，年額とする。

特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生の検定料，
入学金及び授業料

	検定料	入学金	授　　業　　料
特別聴講学生			15,000円　(1単位)
科目等履修生	10,000円	30,000円	15,000円　(1単位)
特別研究学生			30,000円　(月　額)
大学院研究生	10,000円	30,000円	30,000円　(月　額)

ただし，本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は，科目等履修生の1単位あたりの授業料は半額，研究生授業料は，20,000円とする。

別表３（第72条関係）

研 究 科	専　　攻	免 許 状 の 種 類	
工学研究科 博士前期課程	システム工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	情報又は 工業
	電子工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	応用化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科

研 究 科	専　　攻	免 許 状 の 種 類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

１－１．学長裁定

埼玉工業大学学則第59条第１項第３号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

（平成27年3月17日学長裁定）

埼玉工業大学学則第59条第１項第３号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め，平成27年４月１日から施行する。

一　学生の身分取扱いに関する事項

二　学生の成績評価に関する事項

三　教育課程の編成に関する事項

四　教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

２.埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち，埼玉工業大学大学院人間社会研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

２　研究科における教育課程，試験，入学及び修了等については，学則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

第１条の２　修士課程においては,次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

一　情報社会専攻の情報社会システム教育研究分野では,行政知識と経営知識及び情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成することを目的とし，ディジタル・クリエーター教育研究分野では，コンピュータ・グラフィックス，コンピュータ・ミュージック，マルチ・メディアといった最先端のスキルを基礎に，ディジタル・クリエーターを養成することを目的とする。

二　心理学専攻の実験心理学教育研究分野では，脳科学，認知科学，行動科学の３領域について深く学び,最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成することを目的とし，臨床心理学教育研究分野では，臨床心理学についての専門的な知識と心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び,高度な専門性を求められる職業人としての臨床心理士を養成することを目的とする。

（教育研究分野）

第２条　研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

修士課程

情報社会専攻

情報社会システム教育研究分野

ディジタル・クリエーター教育研究分野

心理学専攻

実験心理学教育研究分野

臨床心理学教育研究分野

（専攻主任）

第３条　各専攻に専攻主任を置く。

２　専攻主任は，研究科長が学長と協議のうえ，候補者を選出する。

３　専攻主任は，専攻会議を招集し，議長となる。

４　専攻主任の任期は，２年間とする。ただし，専攻主任が任期中に欠けたときは，新たに選出し，その任期は，その前任者の残任期間とする。

５　専攻主任に事故あるときは,当該専攻に属する先任の研究指導教員がその職務を代行する。ただし，研究指導教員の就任時期が同一のときは，年長者とする。

（教育研究分野主任）

第４条　各教育研究分野に教育研究分野主任を置く。

２　教育研究分野主任は，各専攻会議において定める。
（研究科長補佐）
第５条　研究科長を補佐するため，専攻主任をもって研究科長補佐に充てる。
２　研究科長補佐にかかる必要な事項は，研究科長が定める。
（研究指導教員）
第６条　学則第18条第１項に定める研究指導教員は，修士課程の㊟教員をもって充てる。
（研究科運営委員会）
第７条　研究科の教育研究にかかわる事項を審議し，研究科の運営を行うため，研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
２　運営委員会の委員は，各専攻の教育研究分野を代表し，専攻主任と教育研究分野主任で構成する。
３　運営委員会の議長は，研究科長とする。
４　研究科長は，運営委員会の議題により，随時，関連する委員会の委員長の出席を求めることができる。
（特別委員会）
第８条　研究科長のもとに，次の特別委員会を置く。
一　人事委員会
二　自己点検・評価委員会
三　ＦＤ委員会
２　特別委員会は，研究科長の諮問に応じ，当該事項を審議する。
３　研究科長は，特別委員会を招集し，議長となる。ただし，研究科長は，委員の中から，副委員長を指名し，その事務を代行させることができる。
４　研究科長は，前各号のほか，常置又は臨時の特別委員会を設置することができる。
５　特別委員会の任務並びに委員及びその任期は，研究科長が定める。
（各種委員会）
第９条　研究科教授会のもとに，次の各種委員会を置く。
一　入学試験委員会
二　教務委員会
三　学生委員会
四　図書・紀要委員会
五　就職委員会
六　情報委員会
２　各種委員会は，別に定める委員会の事務を行うとともに，研究科長の諮問に応じ，当該事項を審議する。
３　研究科長は，必要に応じ，前項の委員会について，埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び埼玉工業大学工学部規程又は人間社会学部規程に定める委員会と提携して，又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して，前項の委員会の事務を行わせることができる。
４　各種委員会の委員長は，研究科長が指名する。
５　各種委員会の委員は，各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6　各種委員会は，必要に応じ，委員のうちから副委員長を置き，委員長の事務を代行させることができる。
7　研究科長は，前各号のほか，常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
8　各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は，研究科長が定める。

（学年及び学期等）

第10条　学則第８条第２項に定める学年及び同第９条第２項に定める学期について，外国人留学生に適用するとき，その他特に必要と認めるときは，研究科教授会の審議を経て，研究科長が定めるものとする。

（授業期間及び休業日の特例）

第11条　学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条第３項に定める臨時の休業又は休業日の授業については，研究科教授会の審議を経て，研究科長が定めるものとする。
2　前項に定めるもののうち，年度ごとの学年暦については，大学院学生便覧に明示する。

（教育課程）

第12条　各専攻の授業科目及びその単位については，別表１の定めるところによる。ただし，研究指導の内容及び履修方法については，研究科教授会の審議を経て，学長が別に定める。

（履修方法）

第13条　学生は，毎年，指定する期間内に，履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可を得て，研究科長に届け出なければならない。
2　学則第21条第３項に定める特別聴講の許可は，当該学生の研究指導教員の願い出に基づき，研究科長が行う。
3　学則第22条第３項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第２項に定める留学の許可は，前項と同様とする。

（教育方法の特例）

第14条　学則第24条に定める教育方法の特例については，研究科教授会の審議を経て，研究科長が別に定める。

（試験及び成績評価）

第15条　授業科目の試験は，学期末又は学年末に，授業担当教員が筆記試験，口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。
2　前項の成績評価は，100点満点とし，80点以上を優，70点以上を良，60点以上を可，60点未満を不可とし，可以上を合格とする。ただし，優，良，可を，必要に応じ，それぞれＡ，Ｂ，Ｃその他の表示を行うことができる。
3　前２項の試験及び成績評価において，授業担当教員に事故あるときは，研究科長が指名する教員が行う。

（追試験）

第16条　学生が，病気その他やむを得ない事由により，受験できないときは，診断書その他の証明書等を添付のうえ，研究科長に願い出ることができる。
2　研究科長は，前項の願い出があったときは，研究科教授会の審議を経て，追試験を行うものとする。

３　前項に定める試験に合格した者には，所定の単位を与える。

（修得単位の認定）

第17条　学生が，研究指導教員の許可のもとに，次の各号の授業科目を併せて履修し，単位を修得した場合においては，研究科教授会の審議を経て，10単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。

一　学則第20条第２項に定める他の専攻の授業科目（同第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。）を履修し，修得した単位

二　学則第21条に定める特別聴講による授業科目（科目等履修生としての所属専攻の授業科目を含む。）を履修し，修得した単位

三　学則第23条に定める入学前に大学院において履修し，修得した単位，ただし，次項に掲げるものを除く。

四　学則第41条に定める留学の期間において修得した単位

五　人間社会学部規程第11条に定める授業科目を履修し，修得した単位

２　学則第33条第１号に定める再入学及び同条第２号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し，修得した単位について，課程修了に必要な単位としての認定は，学則第35条の定めるところによる。

（学位論文）

第18条　学生は，研究指導教員の許可を得て，指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

２　前項の指定の期間については，研究科教授会の審議を経て，別に定める。

（最終試験）

第19条　最終試験は，所要の授業科目を履修し，所定の単位を修得し，必要な研究指導を受け，かつ，学位論文を提出した者について行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については，研究科教授会の審議を経て，別に定める。

（課程の修了の要件等）

第20条　修士課程の修了の要件は，学則第27条に定めるところによる。

２　学則第27条第１項ただし書き及び第２項に定める優れた業績を上げた者について，特定の課題についての研究の成果の審査をもって，修士論文の審査に代える場合にあっては，当該大学院学生の研究成果が，博士課程に進学しても，十分に研究を遂行できると判断される者，すなわち，既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等，学力に秀で，かつ，独創性のある研究成果であると認められる者で，同人の取得単位，留学経験等，研究の量的，質的評価を総合的に審査するものとする。

（学位の授与）

第21条　学長は，学則第27条第１項に定める修了要件を満たした者のうち，情報社会専攻修了者には，修士（情報社会），心理学専攻修了者には，修士（心理学）の学位を授与する。

（入学志願）

第22条　入学志願者は，指定する期間内に，所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし，学則第29条第五号から第八号に掲げる者については，それぞれの

学歴に応じて，学長が別に定める。
一　出身大学の学業成績等を記載した証明書
二　卒業証明書又は卒業見込証明書
2　大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については，次の書類を提出しなければならない。
一　大学院の学業成績等を記載した証明書
二　大学院の修了証明書，修了見込証明書又は在学期間の証明書
3　大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については，前項に定めるもののほか，次の書類を提出しなければならない。
一　大学院の学業成績等を記載した証明書
二　大学院の学位取得証明書，学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
4　外国人留学生として入学を志願する者は，前各項に定めるもののほか，大学院において修得しようとする研究課題を提出しなければならない。
5　社会人学生として入学を志願する者は，所定の入学願書及び各専攻が定める書類を提出しなければならない。
（入学志願者の選考）
第23条　入学志願者の選考は，学則第31条の定めるところにより，学長が行う。
2　学則第29条第６号に定める入学志願者の選考は，所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし，学長が行う。
3　学則第32条第１項に定める口述試験は，当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
4　博士前期課程又は修士課程を修了し，又は修了見込の者の口述試験は，当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
5　学則第56条に定める入学志願者の予備選考は，前条に定める書類により行う。
6　学則第57条に定める特別の入学試験は，前条に定める書類に基づき，日本語の学力及び第３項又は第４項に定める口述試験により行うものとする。
7　学則第59条第１項に定める入学志望者の選考は，当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき，口述試験又は筆記試験，あるいはその両方行う。
（入学手続）
第24条　試験に合格した者は，入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。
（保証人）
第25条　前条に定める誓約書には，保証人の連署を必要とする。
2　前項に掲げるもののほか，保証人に関する事項については，大学学則を準用する。
（再入学）
第26条　学長は，学則第47条の規定により退学を命ぜられた者又は同第70条第１号の規定により除籍された者で，在学年限に達しないものが，再入学を志願するときは，再入学を許可することがある。
2　再入学者は，退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。

３　再入学を許可された者は，退学又は除籍された学年に再入学するものとする。ただし，年度末に退学又は除籍されたときは，この限りでない。
４　再入学者の在学期間は，大学院において既に履修した授業科目，修得した単位数及び在学年数等を考慮して，学長が定める。
（修士入学）
第27条　大学院において修士の学位を得た者で，さらに，修士課程に入学を志願する者の選抜については，入学試験の一部を免除することができる。
２　前項の規定により入学した者の在学期間については，１年とすることができる。
（転入学）
第28条　転入学者の在学期間については，第26条第４項を準用する。
（留学）
第29条　学則第40条の規定にかかわらず，研究科長が教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に外国の大学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し修得した単位を，研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項により修得したものとみなすことができる単位数の上限については，学則第41条を適用する。
（休学）
第30条　病気を理由として，休学するときは，医師の診断書を添えなければならない。
（特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生）
第31条　学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は，研究科教授会の審議を経て，研究科長が行う。
第32条　学則第48条第４項及び同第49条第３項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第３項に定める研究指導の許可の取消しは，学則第47条，同第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り，研究科教授会の審議を経て，研究科長が行う。
（教職課程授業科目）
第33条　高等学校教諭専修免許取得に必要な授業科目は，別表２に定めるところによる。
（研究科規程の変更）
第34条　この規程の変更は，研究科教授会の審議を経て，常務理事会が決定する。

附則　この規程は，平成18年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成19年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成20年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成24年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成25年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成26年４月１日から施行する。
附則　この規程は，平成27年４月１日から施行する。

別表1（第12条関係）

人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）

教育研究分野	授業科目	単位数	必・選		
			専攻	情報社会システム	ディジタル・クリエーター
研究科共通講義科目	人間学特別輪講	2	選択	選択	選択
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択	選択
	知識情報特論	2	選択	選択	選択
専攻共通講義科目	情報セキュリティー特論	2	選択	選択	選択
	知的財産権特論	2	選択	選択	選択
	ヒューマン・インターフェース特論	2	選択	選択	選択
専攻共通演習科目	人間学特別演習Ⅰ（宗教）	2	選択	選択	選択
	人間学特別演習Ⅱ（東洋思想）	2	選択	選択	選択
	コミュニケーション特別演習Ⅰ（英語資料演習）	2	選択	選択	選択
	コミュニケーション特別演習Ⅱ（Academic Writing）	2	選択	選択	選択
	コミュニケーション特別演習Ⅲ（異文化理解）	2	選択	選択	選択
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択
情報社会システム	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択
	社会シミュレーション特論	2	選択	選択	選択
	情報社会特別輪講	2	選択	選択	選択
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択
	意思決定支援システム特論	2	選択	選択	選択
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択
	企業戦略特論	2	選択	選択	選択
	eービジネス特論	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅰ	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅱ	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅲ	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅳ	2	選択	選択	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択
ディジタル・クリエーター	文化研究特別輪講	2	選択	選択	選択
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択
	映像情報特論	2	選択	選択	選択
	ディジタル音響表現特論	2	選択	選択	選択
	メディア作曲法特論	2	選択	選択	選択
	文化研究特別演習	2	選択	選択	選択
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修

別表1（第12条関係）

人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）

教育研究分野	授業科目	単位数	必・選		
			専攻	実験心理学	臨床心理学
研究科共通講義科目	人間学特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修
	コミュニケーション特別輪講	2	選択	選択必修	選択必修
	知識情報特論	2	選択	選択必修	選択必修
実験心理学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	選択	必修	選択
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	選択	必修	選択
	生理心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	神経生理学特論	2	選択	選択必修	選択
	認知心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	知覚心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	視覚情報処理心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	学習心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	老年心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	心理学研究法特論	2	選択	選択必修	選択
	社会心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	犯罪心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択必修	選択
	生理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	神経生理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	認知心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	知覚心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	視覚情報処理心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	学習心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	老年心理学特別演習	2	選択	選択必修	選択
	実験心理学特別実験Ⅰ	2	選択	必修	選択
	実験心理学特別実験Ⅱ	2	選択	必修	選択
臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理学特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理面接特論Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	心理学研究法特論	2	選択	選択	選択必修
	臨床心理学研究法特別輪講	2	選択	選択	選択必修
	学習心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	認知心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	犯罪心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	社会心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	老年心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	障害者(児)心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	神経生理学特論	2	選択	選択	選択必修
	精神医学特論	2	選択	選択	選択必修
	学校臨床心理学特論	2	選択	選択	選択必修
	心理療法特論	2	選択	選択	選択必修
	グループ・アプローチ特論	2	選択	選択	選択必修
	箱庭療法学特論	2	選択	選択	選択必修
	乳幼児心理学特論Ⅰ	2	選択	選択	選択必修
	乳幼児心理学特論Ⅱ	2	選択	選択	選択必修
	思春期・青年期カウンセリング特論	2	選択	選択	選択必修
	臨床心理査定特別演習Ⅰ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理査定特別演習Ⅱ	2	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理実習Ⅰ	1	臨床心理学のみ	—	必修
	臨床心理実習Ⅱ	1	臨床心理学のみ	—	必修

別表２　教職課程授業科目表【平成 27 年度（2015）以降の入学者に適用】

（教科に関する科目）
●高等学校教諭専修免許状（情報）対象専攻：情報社会専攻

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
情報の教科に関する科目		知識情報特論	2
		情報セキュリティ特論	2
		ヒューマン・インターフェース特論	2
		知識情報特別演習	2
		システム開発方法特論	2
		社会シミュレーション特論	2
		ネットワーク・システム特論	2
		意思決定支援システム特論	2
		地域情報化特論	2
		イメージ創造特論	2
		マルチ・メディア情報処理特論	2
		映像情報特論	2
		ディジタル音響表現特論	2
		メディア作曲法特論	2
		情報社会特別演習Ⅲ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2
		情報表現特別演習Ⅰ	2
		情報表現特別演習Ⅱ	2
		情報表現特別演習Ⅲ	2
		情報表現特別演習Ⅳ	2

注）教科に関する科目は、免許法の規定科目について、計２４単位以上を修得する必要がある。

（教科に関する科目）
●高等学校教諭専修免許状（公民）対象専攻：心理学専攻

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
公民の教科に関する科目		人間学特別輪講	2
		コミュニケーション特別輪講	2
		生理心理学特論	2
		神経生理学特論	2
		認知心理学特論	2
		知覚心理学特論	2
		視覚情報処理心理学特論	2
		学習心理学特論	2
		老年心理学特論	2
		心理学研究法特論	2
		社会心理学特論	2
		犯罪心理学特論	2
		障害者（児）心理学特論	2
		精神医学特論	2
		心理療法特論	2
		学校臨床心理学特論	2
		箱庭療法学特論	2
		乳幼児心理学特論Ⅰ	2
		乳幼児心理学特論Ⅱ	2
		思春期・青年期カウンセリング特論	2
		生理心理学特別演習	2
		神経生理学特別演習	2
		認知心理学特別演習	2
		知覚心理学特別演習	2
		視覚情報処理心理学特別演習	2
		学習心理学特別演習	2
		老年心理学特別演習	2
		臨床心理学研究法特別輪講	2
		実験心理学特別輪講Ⅰ	2
		実験心理学特別輪講Ⅱ	2
		実験心理学特別実験Ⅰ	2
		実験心理学特別実験Ⅱ	2

注）教科に関する科目は、免許法の規定科目について、計２４単位以上を修得する必要がある。

３．　埼玉工業大学大学院学位規程

（目的）

第１条　この規程は，学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第４項及び第27条の２第５項の規定に基づき，埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について，必要な事項を定める。

（学位の授与）

第２条　本学大学院において授与する学位は，修士及び博士とする。

２　修士又は博士の学位は，本学大学院の課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は，前項に規定するもののほか，本学大学院に博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格し，本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

４　第２項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい，第３項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

（専攻分野の名称）

第３条　工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は，工学又は学術とする。

２　人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は，情報社会とする。

３　人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は，心理学とする。

（学位論文の提出等）

第４条　第２条に規定する学位の授与を受けようとする者は，原則として，修了予定時期の３か月前までに，次の各号に掲げるものを在学する研究科の長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

一　学位申請書

二　学位論文

三　学位論文の要旨

２　本学大学院の博士後期課程に３年以上在学し，所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が，再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは，前項に定めるもののほか，履歴書及び別表１に定める論文審査手数料を添え，専攻分野の名称を指定して，論文を研究科長に提出しなければならない。ただし，満期退学後３年以内に学位を申請するときは，論文審査手数料を納付することを要しない。

３　第２条第３項に規定する者が，学位を申請するときは，前項の規定を準用する。

４　前２項の規定により納付した論文審査手数料は，返還しない。

５　学位論文は，１篇とし，参考として，他の論文を添付することができる。

６　学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型又は標本等を提出させることができる。

７　受理した学位論文は，返還しない。

（学位論文審査委員会）

第５条　研究科長は，前条の学位論文等を受理したときは，研究科に設置する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

２　修士の審査委員会は，研究科の教員３名をもって組織し，主査１名及び副査２名とし，博士の審査委員会は，研究科の教員５名をもって組織し，主査１名及び副査４名とする。これらの審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は研究科長が指名するものとする。ただし，主査は，研究指導教員でなければならない。

３　前項の規定にかかわらず，研究科が，審査のため必要があると認めるときは，学外の大学院，研究所等の教員等をもって，審査委員に充てることができる。

４　審査委員は，申請者から金品等の供与を受けるなど，倫理に反する行為を行ってはならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第６条　審査委員会は，学位論文の審査及び最終試験を行う。

２　審査委員会は，学位論文の審査を終了した後，学位論文を中心として，これに関連する授業科目及び専門分野等について，口頭又は筆記の試問の方法により，最終試験を行い，学力の確認を行うものとする。

３　口頭の試問は，学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと，公開の学位論文発表会において行うものとする。

（学力の確認の例外）

第７条　前条の規定にかかわらず，研究科長が，学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い，試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは，当該研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て，その経歴及び業績の審査をもって，試問の全部又は一部に代えることができる。

２　学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して，研究科長が，特に必要と認めたときは，研究科教授会の議を経て，改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

（審査期間）

第８条　審査委員会は，学位を申請した者の在学期間中に，当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。ただし，特別の事情のあるときは，研究科教授会の議を経て，その期間を１年以内に限り，延長することができる。

（審査委員会の報告）

第９条　審査委員会は，学位論文の審査又は最終試験を終了したときは，次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

一　学位論文の内容の要旨

二　学位論文及び最終試験の審査結果の要旨

三　学位に付記する専攻分野の名称

四　学位を授与できるか否かの意見

２　審査委員会は，学位論文の審査の結果，その内容が著しく不良であると認めるときは，最終試験を行わないことができる。この場合において，前項の報告は，

最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

（合否の判定）

第10条　前条第１項の報告に基づき，学位を授与できるとの意見が付されたときは，研究科教授会において，学位論文及び最終試験の合否の判定を行う。

２　前項に定める研究科教授会は，その構成員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。ただし，研究科長が，当該構成員のうち，公務又は出張のため，出席できないことを文書で確認したときは，当該構成員を定足数に算入しない。

３　学位論文及び最終試験の合格の判定は，前２項に定める研究科教授会において，可否投票により，出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

（学位記の授与及び審査結果の通知）

第11条　学長は，前条の合否の判定の結果に基づいて，学位を授与すべき者に対しては，所定の学位記を授与し，学位を授与できない者に対しては，その旨を通知する。

（学位論文の要旨等の公表）

第12条　本学大学院は，博士の学位を授与したときは，学位を授与した日から３か月以内に，博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第13条　博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から１年以内に，その学位論文を公表しなければならない。ただし，学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，研究科教授会の議を経て，当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合，本学大学院は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　前２項の規定により学位論文を公表する場合には，「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記し，本学大学院の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称の付記）

第14条　学位を授与された者が，その学位の名称を用いるときは，「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

（学位の取消）

第15条　学長は，学位を授与された者が，不正の方法により，学位を受けた事実が判明したときは，研究科教授会の議を経て，当該学位の授与を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表するものとする。

２　研究科教授会において，前項の決定をするときは，第11条の規定を準用する。

（学位授与の報告）

第16条　本学大学院が，博士の学位を授与したときは，学長は，当該学位を授与した日から３か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出す

るものとする。

（学位記の再交付）

第17条　学位記の再交付は，行わない。

（学位記の様式）

第18条　工学研究科修了者の修士の学位記の様式は，学則第27条第１項本文に定める場合にあっては，別表２とし，学則第27条第１項ただし書き及び同第２項に定める場合にあっては，別表３とする。

２　人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は，学則第27条第１項本文に定める場合にあっては，別表７とし，学則第27条第１項ただし書き及び同第２項に定める場合にあっては，別表８とする。

３　第２条第２項に規定する博士の学位記の様式は，学則第27条の２第１項本文に定める場合にあっては，別表４とし，学則第27条の２第１項ただし書き及び同第２項及び第３項に定める場合にあっては，別表５とする。

４　第２条第３項に規定する博士の学位記の様式は，別表６とする。

（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，研究科教授会の議を経て，学長が定める。

附　則　この規程は，平成10年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成12年１月22日から施行する。

附　則　この規程は，平成12年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成22年５月25日から施行し，平成22年４月１日から適用する。

附　則　この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則　この規程は，平成26年４月１日から施行する。

別 表 1

１．本学大学院の博士後期課程を経た者

第2条第2項に規定する学位の授与を申請する者（課程博士）	第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備　　考
無　料	100,000円	満期退学後３年以内の申請者は無料

２．本学大学院の博士後期課程を経ていない者

第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備　　考
200,000円	

別表２

修工　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士前期課程において，所定の単位を修得し，学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表３

修工　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士前期課程において，所定の単位を修得し，特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表４

博甲　工　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士後期課程において，所定の単位を修得し，学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表５

博甲　工　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士後期課程において，所定の単位を修得し，特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表 6

博乙　工　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院に学位論文を提出し，所定の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表 7

修人　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科○○○○専攻の修士課程において，所定の単位を修得し，学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

別表８

修人　第　　号

学　　位　　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科○○○○専攻の修士課程において，所定の単位を修得し，特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長　氏　　名　印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の学位を授与する

年　　月　　日

埼玉工業大学

学　　長　氏　　名　印

４．学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

（目的）

第１条　この規程は，埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）における研究活動が顕著である者に対して，研究活動の更なる発展を支援するため，特別奨励金を授与することを目的とする。

（授与の対象者）

第２条　特別奨励金の授与対象者は，レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうちから研究科長が選考を行い学長に推薦されたものとする。

（予備審査）

第３条　前条の特別奨励金（以下「研究論文奨励金」という。）の授与の予備審査は，研究指導教員が専攻主任に対して学協会等からの掲載決定通知書及び掲載予定の論文の写しを添えて，推薦文を提出することとし，当該大学院生の論文作成における分担役割及び貢献度等を勘案して各専攻で行う。

２　前項の研究論文の貢献度は，原則として，第２順位までの著作者とする。

（手続）

第４条　専攻主任は，前条の予備審査の結果，特別奨励金を授与することが適当であると認める者について，博士前期課程及び博士後期課程それぞれの上位２件について，理由及び順位を付して，研究科長に報告するものとする。

２　研究科長は，前項の報告に基づき，選考を行い，学長に推薦するものとする。

（選考の時期）

第５条　研究論文奨励金の選考の時期は，２月末日までに報告があった者について，３月中旬までに行うものとする。

（特別奨励金授与の決定）

第６条　常務理事会は，学長の推薦に基づき，工学研究科博士前期課程，博士後期課程及び人間社会研究科修士課程それぞれ２件の研究論文奨励金授与を決定する。

（授与金額）

第７条　研究論文奨励金の額は，１件につき，10万円とする。

（例外措置）

第８条　前２条によりがたいときは，常務理事会の議により，予算の範囲内において，授与対象者数及び授与金額を変更することができる。

（特別奨励金の授与）

第９条　研究論文奨励金の授与は，３月に行うものとする。

（論文掲載の確認）

第10条　研究論文奨励金を授与された者は，当該論文が掲載された学協会誌等を大学院学生委員会へ提出し，掲載の確認を受けなければならない。

附　則　この規程は，平成10年４月１日から施行する。
この規程は，平成12年４月１日から施行する。
この規程は，平成13年11月13日から施行する。
この規程は，平成16年４月１日から施行する。
この規程は，平成18年４月１日から施行する。
この規程は，平成19年11月６日から施行し，平成19年４月１日から適用する。

５．学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

（目的）

第１条　この規程は，経済的な理由により，学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者（以下「学生」という。）に対して，就学を可能にするため，大学院奨学支援金（以下「奨学支援金」という。）を貸与して，経済的に支援することを目的とする。

（奨学支援金の金額）

第２条　奨学支援金の金額は，学生が学園に納付する金額のうち，授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の額の範囲内とする。

（申請手続）

第３条　奨学支援金の貸与を受けようとする学生は，入学手続期間中に，所定の入学金を納入し，かつ，学生納付金延納願を提出しなければならない。

２　風水害等の災害のため，家屋等が滅失，毀損したとき，又は主たる生計維持者が，死亡したとき，その他の経済的状況の変化により，学納金を納付することが困難なときは，前項の規定を準用するものとする。

（書類提出）

第４条　学生は，学生納付金延納願を提出後，２週間以内に次の書類を提出しなければならない。

一　学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書

二　返済計画書

三　保証人２名の返済保証書

四　住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

（審査）

第５条　前２条に基づく審査は，大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

２　大学院学生委員会委員長は，前項の審査に基づいて，学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは，意見を付して，奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

（奨学支援金の決定）

第６条　奨学支援金の額の決定は，理事会が行う。

（奨学支援金の返済）

第７条　奨学支援金の返済は，原則として，修学年限までとする。ただし，特別の事情があると認めたときは，返済計画に基づき，猶予することがある。

２　前項の奨学支援金は，無利子とする。

（順守義務）

第８条　学生は，この奨学支援金を活用し，研究勉学に専念するとともに，保証人ともども，信義に則り，返済計画を誠実に履行し，経済状態が改善したときは，奨学支援の停止を申し出るとともに，奨学支援金を返済するものとする。

（所掌部課）

第９条　この規程に定める書類の提出は，教学部学生課とする。

附　則

この規程は，平成10年４月16日から施行し，平成10年度大学院入学生から適用する。

６．埼玉工業大学大学院研究生規程

（目的）
第１条　この規程は，埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき，大学院研究生について，必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　研究生とは，専門事項の研究のため，研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。
（出願資格）
第３条　本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は，次の資格を有する者でなければならない。
(1)　修士又は博士の学位を得た者
(2)　前号と同等以上の学力があり，本学において研究能力があると認めた者
（入学時期）
第４条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，特別の事情があるときはこの限りでない。
（出願書類）
第５条　本学大学院に大学院研究生として出願するときは，所定の検定料を添えて，次の書類を提出しなければならない。
(1)　研究願
(2)　研究計画書（指導計画書）
(3)　履歴書
(4)　健康診断書
(5)　官公庁，その他の事業所に在職する者は，その所属長の同意書又は依頼書
(6)　写真　２枚（４×３㎝）
(7)　学位記の写
２　日本国籍以外の国籍を有する出願者は，前項各号に定める書類のほか，次の書類を提出しなければならない。
(1)　外国人登録済証明書又は旅券の写
(2)　身元保証書
　日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は，原則として，在学期間中在日することができる者）により，入学後の一切について責任を持つことを保証する書類
（入学選考）
第６条　大学院研究生の入学は，前条の提出書類に基づき選考のうえ，研究科教授会の議を経て，研究科長が入学を許可する。
（納付金）
第７条　大学院研究生として入学を許可された者は，７日以内に所定の入学金及び月額の６か月分の授業料を納付し，所定の入学手続をしなければならない。
２　７日以内に手続きを完了しない者は，入学許可を取り消すことがある。
（実験実習費）
第８条　大学院研究生の実験実習等に要する費用は，本人の負担とすることがある。
（聴講）
第９条　大学院研究生は，研究指導教員が必要と認めたときは，研究科長の承認を得て，授業科目を聴講することができる。ただし，聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。
（在学期間）
第10条　大学院研究生の在学期間は１年以内とする。
２　研究科長は，大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは，研究科教授会

の議を経て，６か月又は１年を単位として，通算３年以内に限りの延長を許可することができる。ただし，外国人留学生（研究留学生）については，研究科教授会の議を経て定める。

（他の業務への従事）

第11条　大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは，研究科長の許可を受けなければならない。

（検定料，入学金及び授業料）

第12条　大学院研究生の検定料，入学金及び授業料については，本学大学院学則に定める。

（退学及び除籍）

第13条　大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは，その理由を記載した書面を提出して，学長に願い出なければならない。

２　大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し，大学院研究生として適当でないと認められたときは，研究科教授会の議を経て，学長はこれを除籍することができる。

（終了届及び中止届）

第14条　大学院研究生が，研究を終了したときは，研究終了届を研究指導教員を通じて，研究科長に提出しなければならない。

２　前項の規定は，研究期間の中途において，研究を中止した場合に準用する。

（研究報告）

第15条　大学院研究生は，研究期間が終了したときは，研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

（規定の準用）

第16条　大学院研究生に対しては，大学院学生にのみ適用される規定を除き，本学大学院学則を準用する。

附　則

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

７．休学者の学費に関する細則

（目的）
第１条　この細則は，埼玉工業大学大学院学則第 64 条に基づき，休学者の学費について定める。

（休学者の学費）
第２条　休学者の学費は，その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の学費
前期中 ４月１日 ～ ９月 30 日	１か年 (翌学年前期末まで)	120,000 円
	後　期 (当学年末まで)	60,000 円
	前期末まで	
後期中 10 月１日 ～ 翌年３月 31 日	１か年 (翌学年末まで)	120,000 円
	前　期 (翌学年前期末まで)	60,000 円
	当学年末まで	

２　学費は，休学願出の翌学期から起算するものとする。

（復学）
第３条　休学期間を中断して復学した場合は，実際の休学期間に応じて，所定の学費を納入する。

附則　１　この細則は，平成 24 年４月１日から施行する。
この細則の施行に際して，埼玉工業大学休学者学費免除に関する細則（昭和５２年３月８日制定）は廃止する。
この細則は，大学院の休学者にも適用する。
附則　２　この細則は，平成 28 年４月１日から施行する。

８．埼玉工業大学技術補助員取扱要項

この要項は，埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

１．主として実験・実習を行う科目については,担当教員１名当たり，それぞれ技術補助員１名を置くことができる。ただし常務理事会の承認があった場合はこの限りではない。

２．前項の技術補助員は，本学の大学院学生をもって，教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。

３．本学の大学院学生が，当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは,本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることができる。ただし，大学院学生等が得られないときは，本学学部４年生に限り従事させることができる。

４．技術補助員が，本学の大学院学生であるときは，ティーチング・アシスタント（Ｔ．Ａ．）と称することとし，当該大学院学生の履歴に記載することができる。

５．技術補助員は，非常勤職員として，半期又は年度を単位として任用するものとし，第１項に掲げる正規の授業において，担当教員のもとで勤務する。ただし，手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については，他の時間と振り替えて勤務させることができる。

６．授業担当教員が，技術補助員の採用を希望するときは，当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。

７．教務委員会は，学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは，任用候補者等の調整を行い，教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。

８．本学大学院学生以外の者を採用するとき，又は前各号の規定によりがたいときは，理由を付して学長に申し出るものとする。

９．学長は，前２項の申出に基づき，常務理事会に諮り，常務理事会において決定し，理事長が任命する。

10．前各項の手続は，学年又は学期の始まる前に行うこととし，技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。

11．技術補助員が次の各号のいずれかに該当する場合には,その職務を停止することができる。

職務停止は教務委員会の議を経て,教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）の要請に基づき,学長がこれを行う。

（1）　健康上の理由により,職務を遂行できないとき。

（2）　職務に怠慢,または指導教員の指示監督に反する行為などの事由で,改善の見込みがないと認められたとき。

（3）　職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。

（4）　学則第40条または第43条の規定による,留学もしくは休学の期間に相当す

るとき。

(5) 学則第69条または第70条の規定による,停学,退学もしくは除籍の処分を受けたとき。

(6) 本人より採用辞退の申し出があったとき。

(7) その他,技術補助員として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

２． 前項の職務停止において,その任用期間内の技術補助員の新たな塗ん用については,第7項の手続きを経るものとする。

12. 学校法人智香寺学園との契約が平成２５年度以降継続して５年を超えない範囲とする。

附則 この要項は，平成８年４月１日から施行する。

この要項は，平成１０年１１月１０日から施行する。

この要項は，平成１１年４月２７日から施行する。

この要項は，平成１８年４月１日から施行する。

この要項は，平成２７年５月１５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

この要項は，平成２８年４月１日から施行する。

９．埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は，埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき，実習，実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

１．学生である者の勤務時間は，試験監督補助等の臨時的勤務を除き，１週間当たり原則12時間,年間300時間を上限とする。なお,技術補助員に応募しようとする者は,指導教員の許可を得ることとする。

２．技術補助員のうち，本学の正規の学生の１時間当たりの手当額は，次のとおりとする。

一　大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二　大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三　学部の４学年に在学している者	1,000円

３．前項以外の者の１時間当たりの手当額は，その者を正規の職員として採用した場合の１時間単位とする。ただし，2,000円を超えることができない。

４．本学における１コマの授業科目を２時間(120分)と計算し，そのうちの20分については，実験・実習の準備，機器の整備，試験問題の作成，答案の採点等，教員の指示に基づいて従事する時間とする。

５．技術補助員の交通通勤費は，一般職員の例に準じて支給する。ただし，本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。

６．技術補助員の手当額は，毎月末日までの勤務回数（予備実験・試験等を含み，半期の１コマ当たり15回以内）に基づいて，翌月の24日に支給するものとする。

7.　埼玉工業大学技術補助員取扱要項第11項に定める職務停止期間中の手当はこれを支給しない。

附則　この要項は，平成８年４月１日から施行する。
この要項は，平成10年11月10日から施行する。
この要項は，平成11年４月27日から施行する。
この要項は，平成12年４月１日から施行する。
この要項は，平成16年４月１日から施行する。
この要項は，平成18年４月１日から施行する。
この要項は，平成20年４月１日から施行する。
この要項は，平成22年４月１日から施行する。
この要項は，平成27年４月１日から施行する。
この要項は，平成27年５月１５日から施行し,平成27年4月1日から適用する。
この要項は，平成28年４月１日から施行する。

10.　埼玉工業大学大学院生の学会発表にかかる旅費の取扱要項

1. 本学大学院生が担当教員の了解を得て学会等へ参加する場合は,それに要する旅費について,大学院担当経費からの支出を認める。

2. 旅費は,大学院生１名につき年間５万円を限度として打切る。
   日当は支給しない。宿泊費は１泊につき８，０００円以内とする。

3. 大学院生の学会等への参加にかかる旅費を申請するときは,事前に,担当教員を通じ研究科長を経由して学長の申請手続きを行う際には，当該学会からの案内状等を添付する。

4. 旅費は,帰着後１週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。

5. 大学院生にかかる旅費申請事務については,大学院事務室が担当する。

6. 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から，大学院生の学会等への参加にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
   ただし,当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附則　この要項は,平成２７年５月１５日から施行し,平成２７年４月１日から適用する。

１１．埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第２条第３項に基づき，独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については，下記のとおり申合せる。

１　埼玉工業大学からの推薦

（１）埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は，各研究科に候補者の推薦を依頼する。

（２）学生課は，返還免除を希望する者を募り，次の書類を添付して選考委員会に提出する。

一　業績優秀者返還免除申請書

二　成績証明書

三　推薦理由書

四　その他必要な書類

２　評価方法

（１）選考委員会は，候補者の業績評価に当たり，次の評価項目について総合評価する。

一　大学院における教育研究活動等

二　専攻分野に関連した学外における教育研究活動等

（２）選考委員会は，「業績評価の基準」（別表）等に基づき，候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。

（３）選考委員会は，業績評価を行う上で，各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

３　候補者の選考

選考委員会は，推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で，順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

４　その他

この申合せに定めるもののほか，候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は，各研究科の議を経て，学長が定める。

附則　この申合せは，平成 17 年 12 月 22 日から施行する。
附則　この申合せは，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この申合せは，平成 20 年 2 月 6 日から施行する。
附則　この申合せは，平成 23 年 10 月 25 日から施行する。

（別表）

「業績評価の基準」

業績評価は，各項各号に掲げる評価項目により，各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。
業績評価の細目は，各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本学が定める評価項目	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 学位論文の教授会での高い評価，関連した研究内容の学会での発表，学術雑誌への掲載又は表彰等，当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文，研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌，新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し，高い評価を得た場合
2 特定の課題についての研究の成果 大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌，新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し，高い評価を得た場合
3 著書,データベースその他の著作物 （前 2 号に掲げるものを除く。） 前 2 号に掲げる論文等のほか，専攻分野に関連した著書，ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽその他の著作物等が，社会的に高い評価を受けるなど，特に優れた活動実績として評価されること.	①著書，著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌，新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4 発明 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①発見，発明，実用新案として優れ，推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5 授業科目の成績 講義・演習等の成果として，優れた専門知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され，特に優秀な成績を挙げたと認められること	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 ﾘｻｰﾁｱｼｽﾀﾝﾄ，ﾃｨｰﾁﾝｸﾞｱｼｽﾀﾝﾄ等による補助業務により，学内外での教育研究活動に大きく貢献し，かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①学内での教育研究活動等の補助（ﾘｻｰﾁｱｼｽﾀﾝﾄ，ﾃｨｰﾁﾝｸﾞｱｼｽﾀﾝﾄ等）に大きく貢献し，かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
7 音楽，演劇，美術その他芸術の発表会における成績 （教育研究活動の成果として，専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等，特に優れた業績を挙げたと認められること）		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8 スポーツの競技会における成績 （教育研究活動の成果として，専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等，特に優れた業績を挙げたと認められること）		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 （教育研究活動の成果として，専攻分野に関連したﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等が社会的に高い評価を受ける等，公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること）		①専攻分野に関連したﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

１２．埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の業績評価細目について

「埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申し合わせ」第２項に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の業績評価の細目は，以下の通りとする。

第１　学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し，特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては，次に掲げる学内外における業績を点数化し，総合的に評価して行うものとする。

１　学位論文その他の研究論文

（１）大学院における教育研究活動等に関する業績

(a)博士論文　合格（20 点），不合格（0 点）

(b)修士論文　Ａ評価（10 点），Ｂ評価（6 点），Ｃ評価（2 点）

(c)学位論文以外の研究論文（紀要への執筆を含む）が特に優れている。

full paper の場合

１件に付き　1st author（5 点），2nd author(3 点），3rd author 以下(1 点)

abstract（2 ページ以内）の場合

１件に付き　1st author（1 点）　(「, 2nd author 以下(0 点)」を削除)

(d)民間財団等が公募している競争的資金を獲得した。(10 点)

(e)若手研究フォーラム論文集への掲載がある。　１件に付き　1 点

(f)学内で発行する学位論文以外の研究論文（臨床心理センター年報，年報 Annual report への執筆を含む）が特に優れている。

１件に付き　1st author（2 点），2nd author(1 点），3rd author 以下(0 点)

（２）専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

(a)国際的又は国内の公的機関，学会からの受賞がある。

１件に付き　1st author（15 点），2nd author(10 点），3rd author 以下(5 点)

(b)国際的又は国内の公的機関，学会からの表彰がある。

１件に付き　1st author（10 点），2nd author(5 点），3rd author 以下(1 点)

(c)国際的又は国内の学会誌，学術雑誌への論文掲載がある(査読つき)。

１件に付き　1st author（10 点），2nd author(7 点），3rd author 以下(4 点)

(d)国際的又は国内の学会誌，学術雑誌への総説掲載，あるいは国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。

１件に付き　1st author（5 点），2nd author(3 点），3rd author 以下(1 点)

(e) 国内の会議又は国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。

１件に付き　1st author（2 点），2nd author(1 点），3rd author 以下(0 点)

(f)国際的又は定期的に開催される国内の学会等での講演発表，あるいは Proceedings への abstract 掲載がある。

１件に付き　1st author（1 点）　(「, 2nd author 以下(0 点)」を削除)

2　大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果

修士論文に代わる特定の課題（埼玉工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第２項の課題をいう。）についての優れた研究の成果がある。(5 点)

3　大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に定める試験及び審査の結果。(5 点)

4　著書，データベースその他の著作物（前２号に掲げるものを除く。）

優れた著書，データベースその他の著作物がある。

１件に付き　1st author（10 点），2nd author(7 点)，3rd author 以下(4 点)

5　発明

優れた発明があり特許を申請。

１件に付き　1st author（5 点），2nd author(3 点)，3rd author 以下(1 点)

6　授業科目の成績

（１）大学院における教育研究活動等に関する業績

(a)［{(A 評価科目単位数×6 点）＋（B 評価科目単位数×4 点）＋（C 評価科目単位数×2 点)}÷総取得単位数］点

(b) 大学院学則第 27 条第１項の規定により修業年限の短縮が認められた。(10 点)

7　研究又は教育に係る補助業務の実績

（１）大学院における教育研究活動等に関する業績

ティーチングアシスタント，リサーチアシスタント，ノートテイカー，臨床心理センタースタッフ等による教育活動への貢献が顕著である。

(一項目に付き半期１点，最大 6 点。但し，SPP の TA は半期 0.5 点とする)

（２）専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。(半期 3 点，最大 6 点)

8　音楽，演劇，美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連した国内外における発表会等で，優れた評価を得た。(１件に付き 最大 10 点)

9　スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等において，優れた成績を挙げた。(１件に付き 最大 10 点)

10　ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

スチューデントサポーター等専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。(一項目に付き半期 3 点，最大 6 点)

第２　候補者の選考は，第１に掲げる業績評価の細目について総合評価点の高い順に行う。

附則

この業績評価の細目は，平成 18 年 2 月 24 日から施行する。

この業績評価の細目は，平成 20 年 2 月 6 日から施行する。

この業績評価の細目は，平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

この業績評価の細目は，平成 23 年 10 月 25 日から施行する。

この業績評価の細目は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この業績評価の細目は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大学の校舎配置図

１．施設案内図

２．建物各階平面図

１号館(生命環境化学科棟)
２号館(生命環境化学科棟)
５号館(機械工場棟)
６号館(機械工学科棟)
７号館(機械工学科実習棟)
８号館(機械工学科実験実習棟)
９号館(学生ホール棟)
10号館(大学院人間社会研究科棟)
19号館(情報システム学科棟)
21号館(図書館棟)
22号館(情報システム学科棟)
23号館(情報基盤センター棟)
24号館(大乗殿)
26号館(正智塔〔本部棟〕)
27号館(大学院工学研究科/ヒューマンロボット学科棟)
29号館(ハイテク・リサーチ・センター棟)
30号館(人間社会学部棟)
31号館(軽食堂棟)
32号館(クラブハウス棟)
33号館(ものづくり研究センター棟)
臨床心理センター棟

埼玉工業大学施設案内図

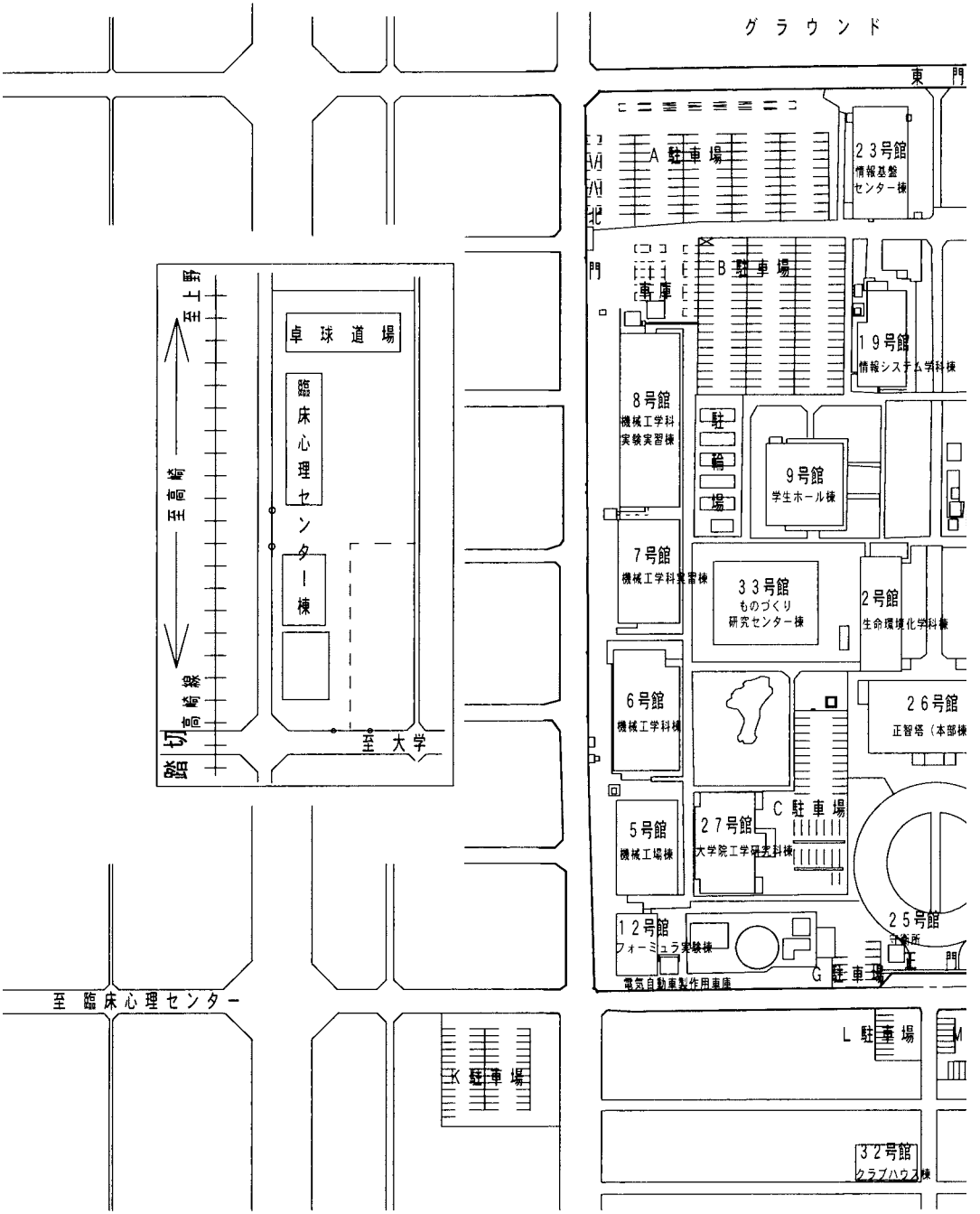

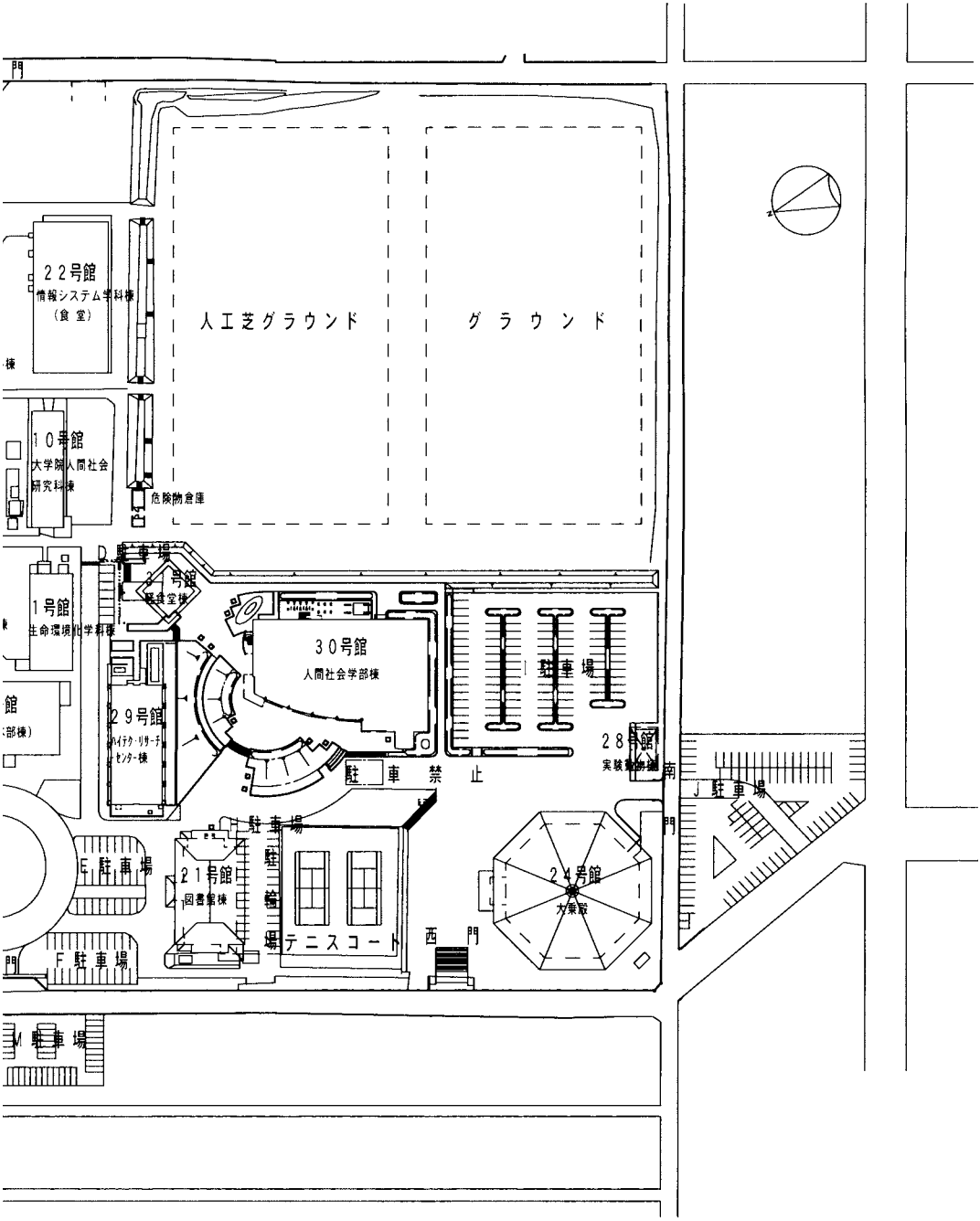
門
人工芝グラウンド
グラウンド
22号館
情報システム学科棟
（食堂）
10号館
大学院人間社会
研究科棟
危険物倉庫
D駐車場
2号館
軽食堂棟
1号館
生命環境科学科棟
30号館
人間社会学部棟
I駐車場
29号館
ハイテク・リサーチ
センター棟
28号館
実験動物棟
南
J駐車場
駐車禁止
駐車場
E駐車場
21号館
図書館棟
駐輪場
テニスコート
24号館
大集殿
西門
F駐車場
M駐車場

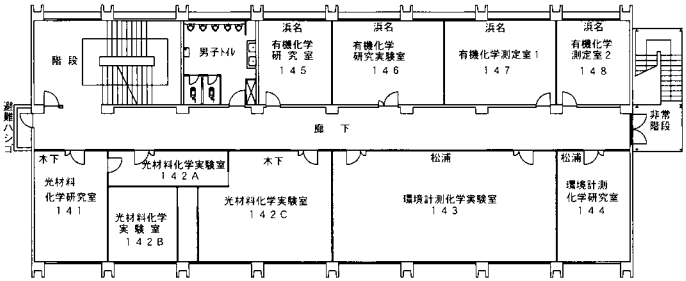

4階　平面図

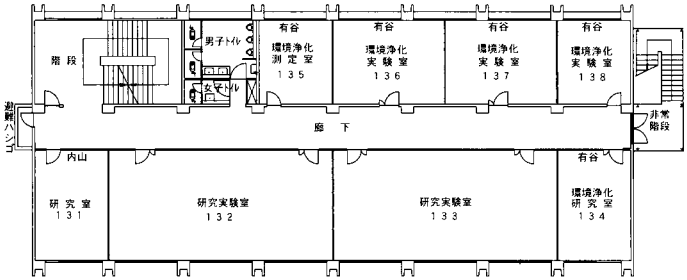

3階　平面図

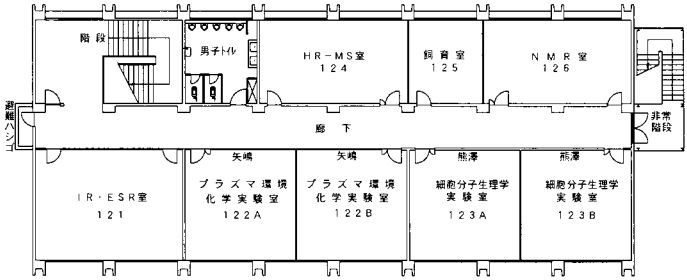

2階　平面図

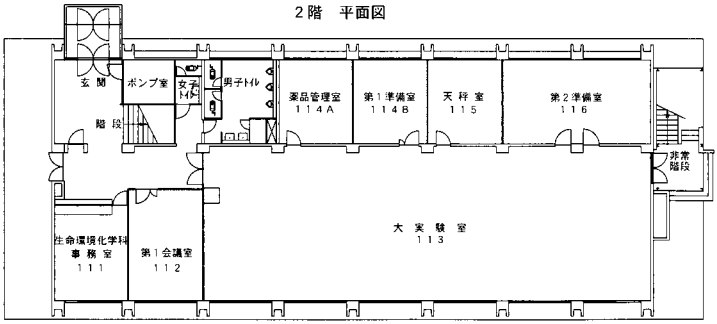

1階　平面図

1号館　生命環境化学科棟

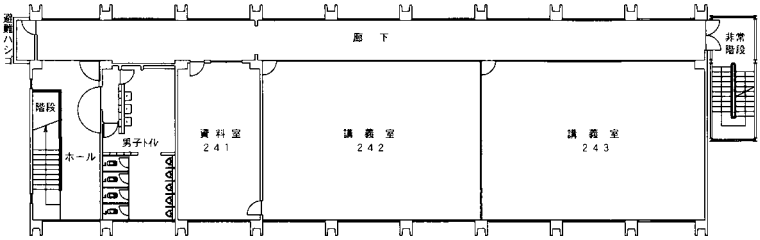

4階　平面図

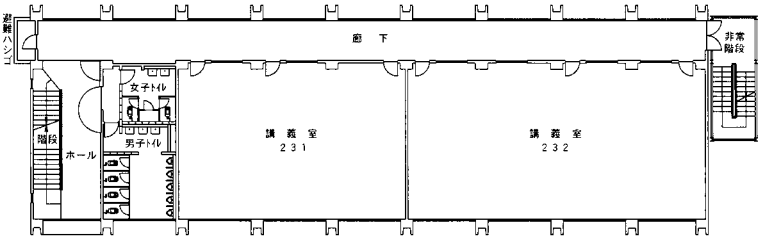

3階　平面図

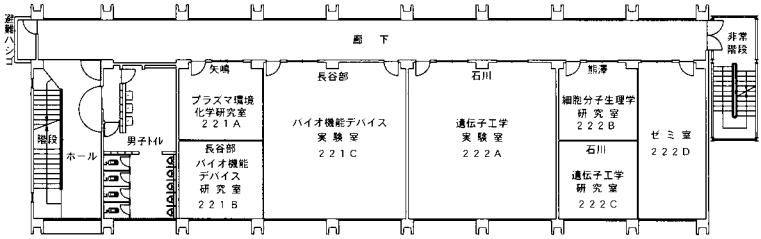

2階　平面図

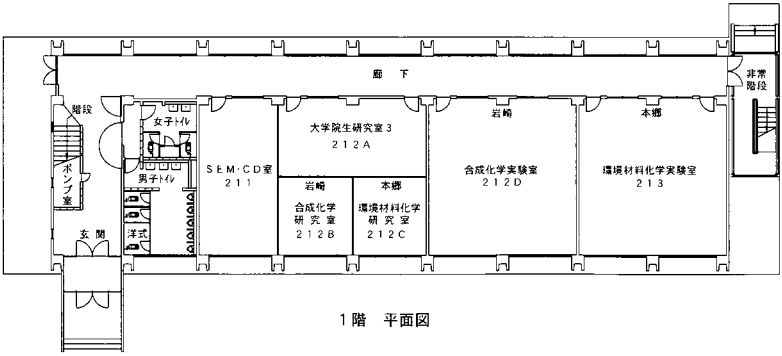

1階　平面図

2号館　生命環境化学科棟

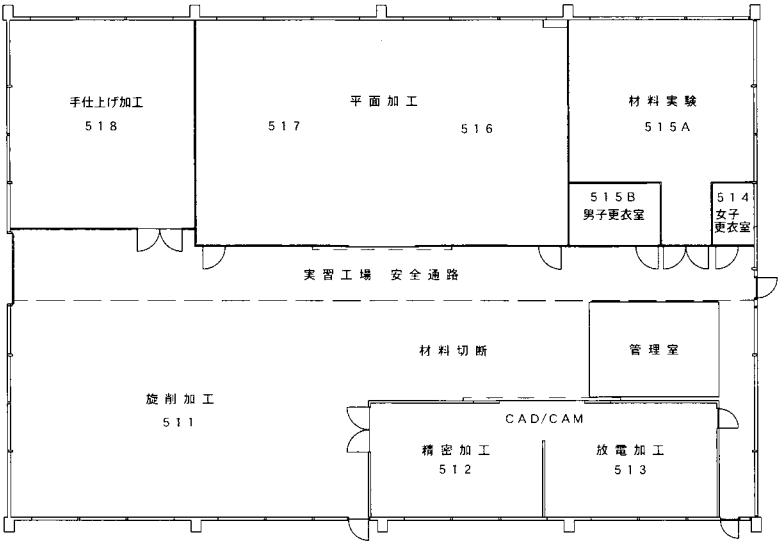

5号館　機械工場棟

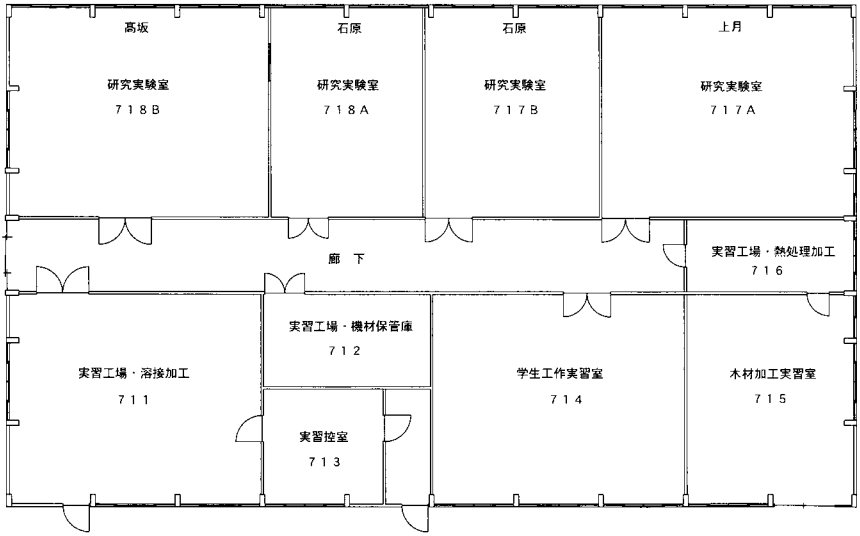

7号館　機械工学科実習棟

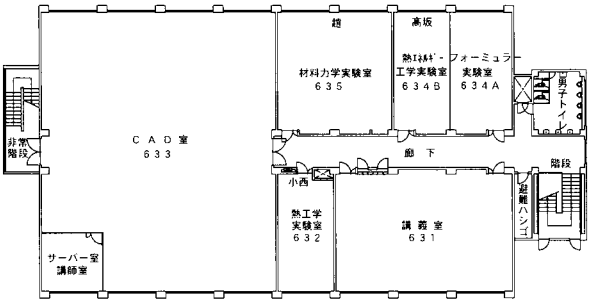

3階　平面図

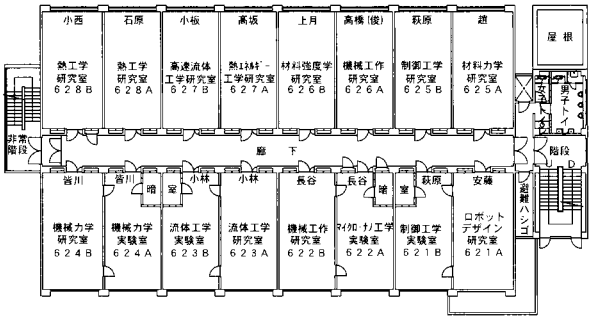

2階　平面図

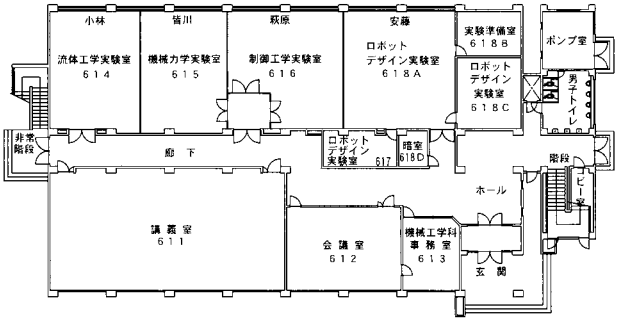

1階　平面図

6号館　機械工学科棟

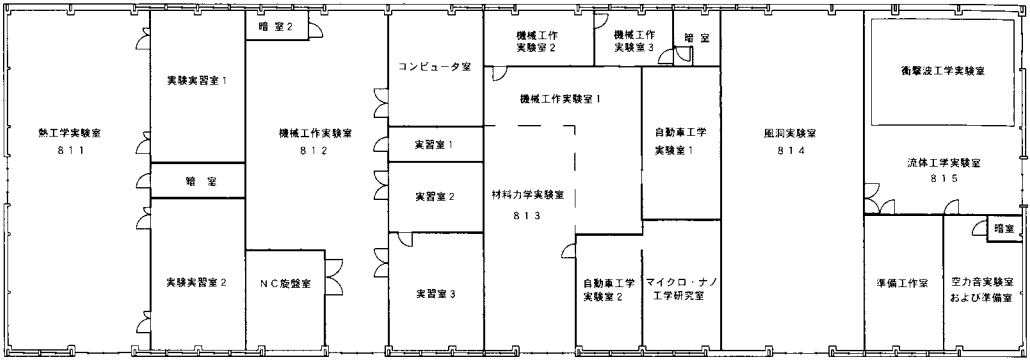

８号館　機械工学科実験実習棟

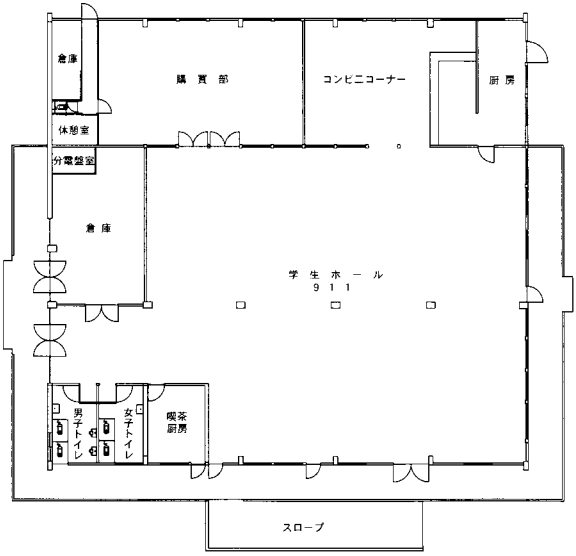

９号館　学生ホール棟

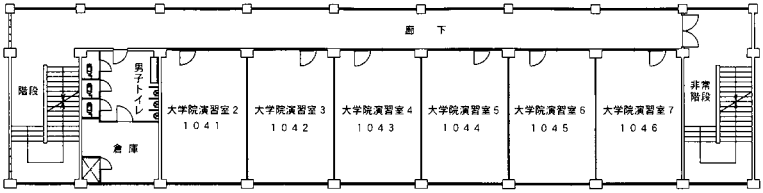

4階　平面図

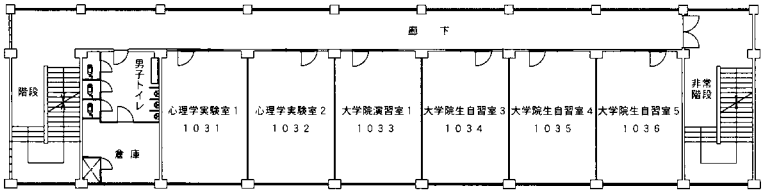

3階　平面図

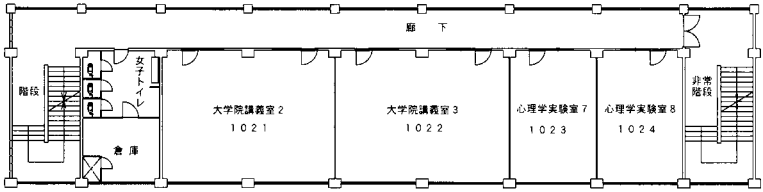

2階　平面図

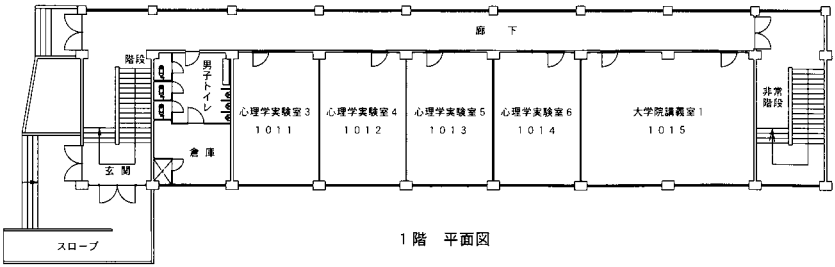

1階　平面図

１０号館　大学院人間社会研究科棟

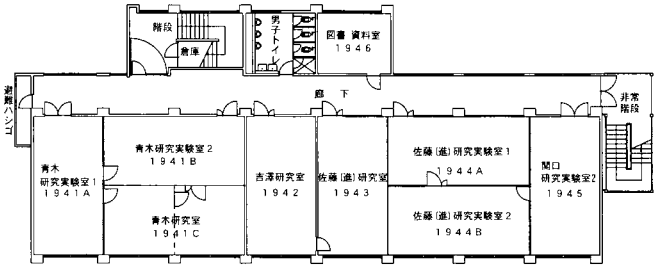

4階　平面図

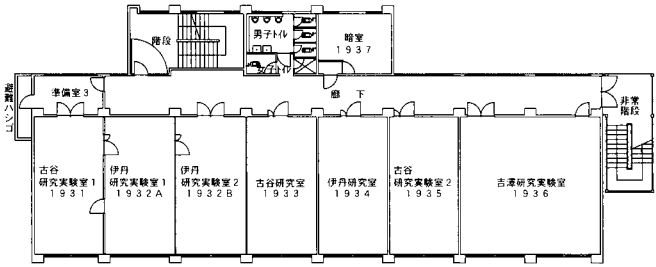

3階　平面図

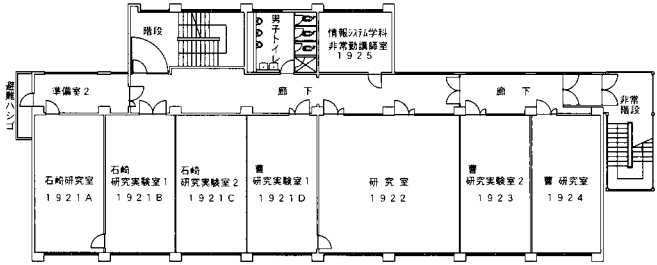

2階　平面図

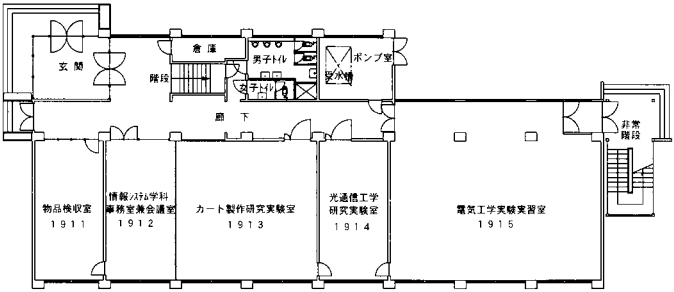

1階　平面図

１９号館　情報システム学科棟

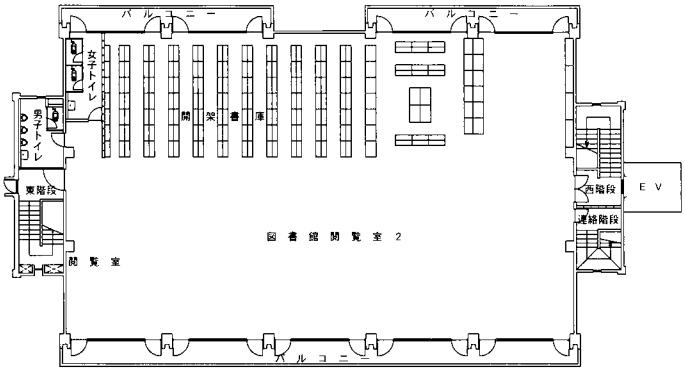

3階　平面図

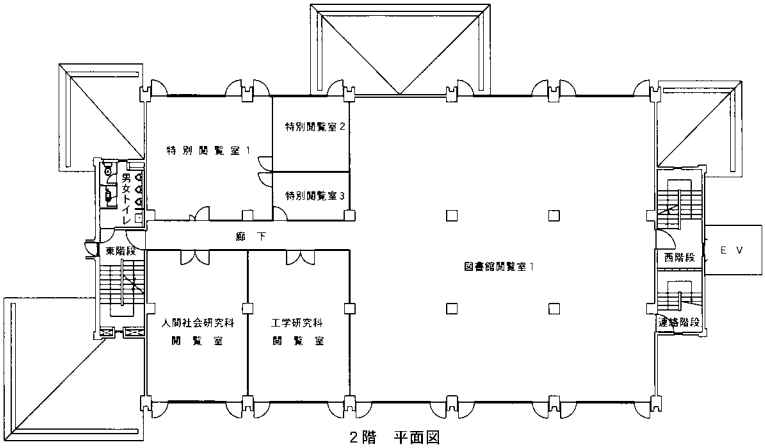

2階　平面図

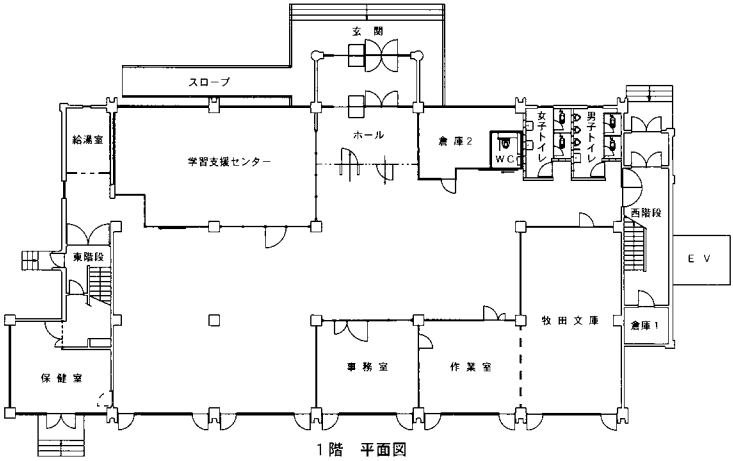

1階　平面図

２１号館　図書館棟

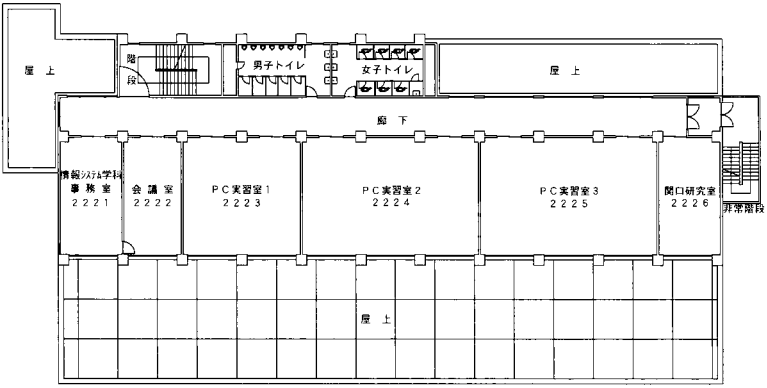

2階　平面図

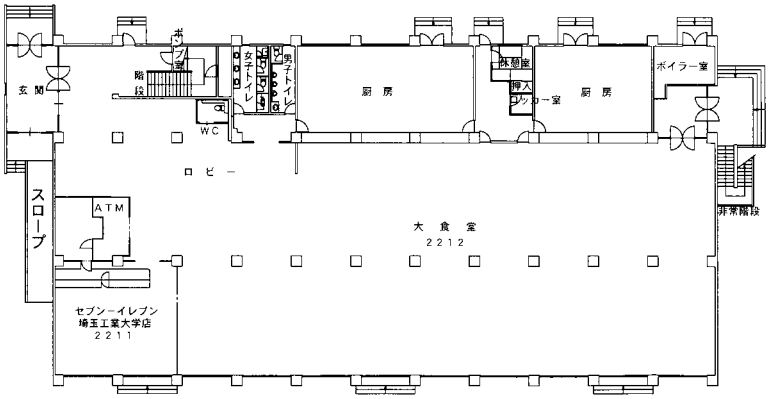

1階　平面図

２２号館　情報システム学科棟

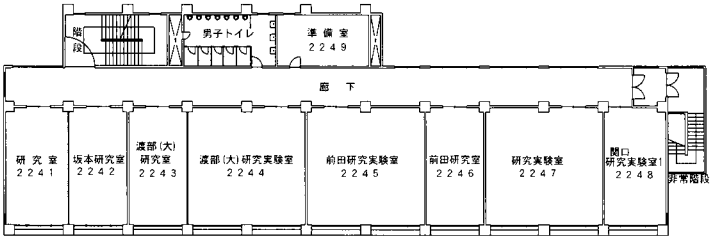

4階　平面図

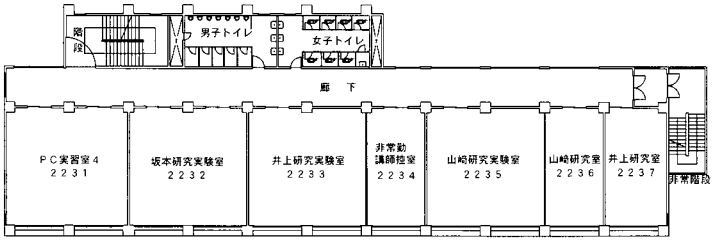

3階　平面図

２２号館　情報システム学科棟

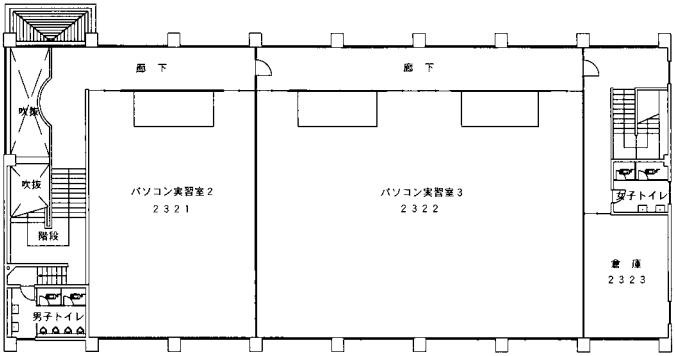

２階　平面図

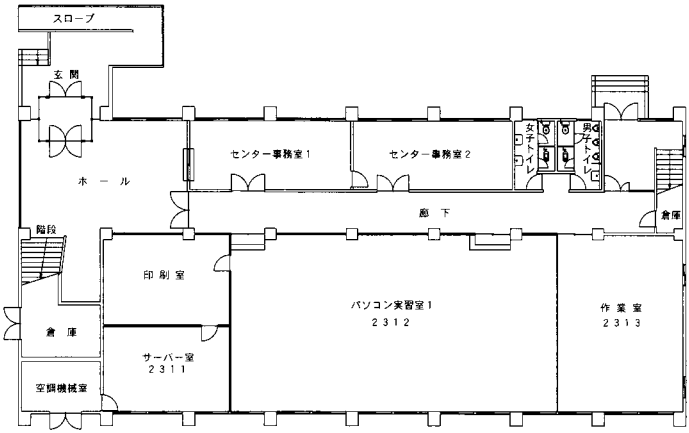

１階　平面図

２３号館　情報基盤センター棟

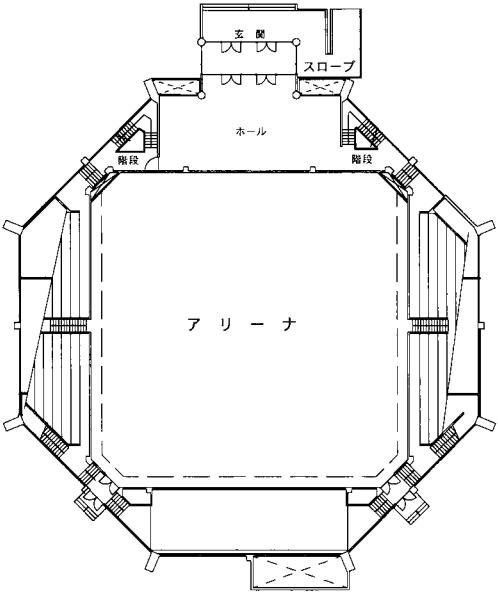

1階　平面図

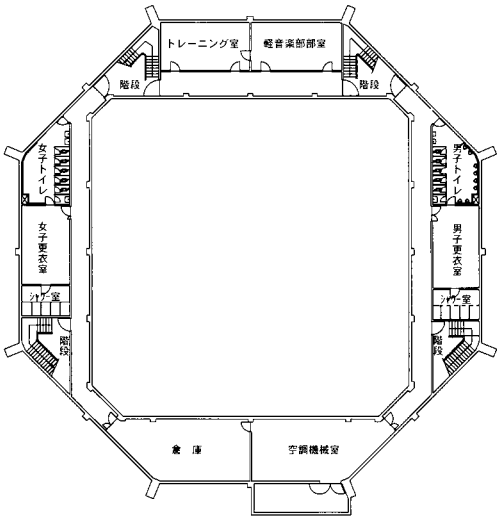

地階　平面図

２４号館　大 乗 殿

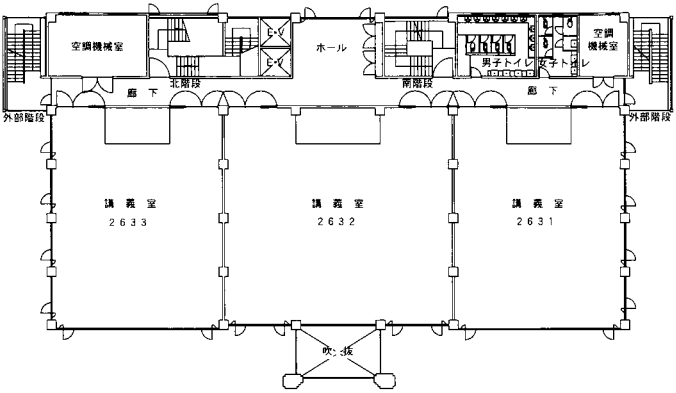

3階　平面図

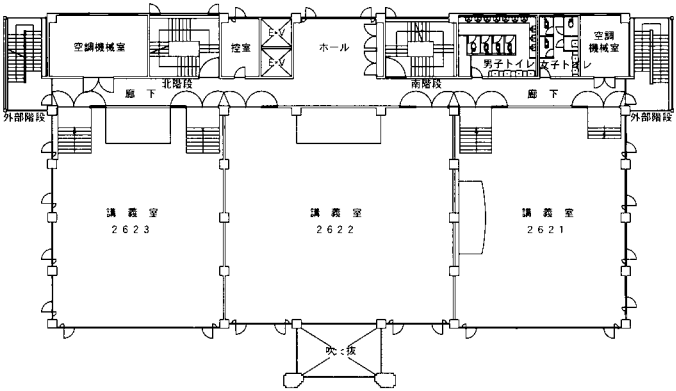

2階　平面図

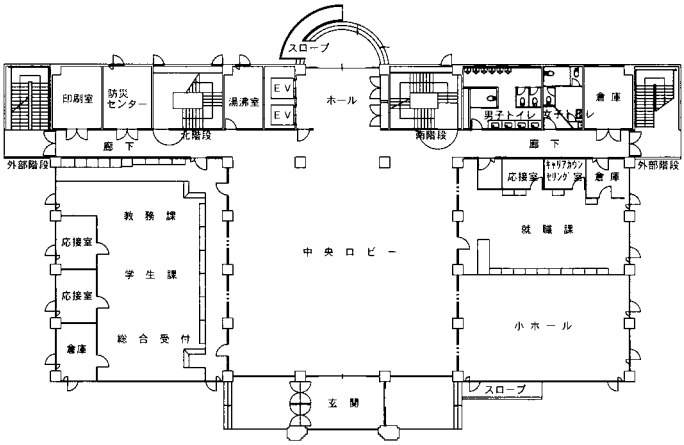

1階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

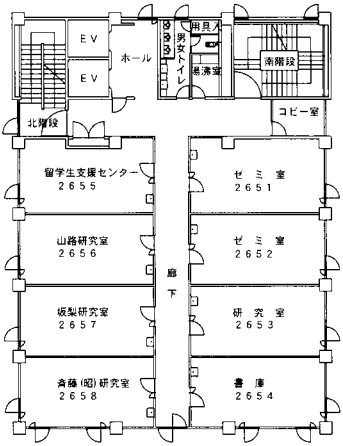

5階　平面図

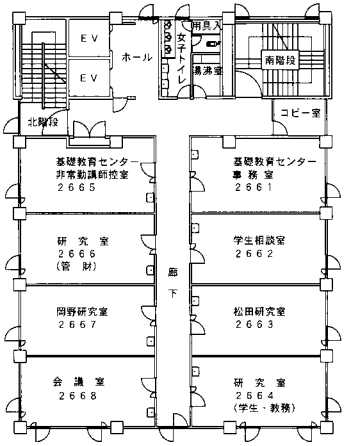

6階　平面図

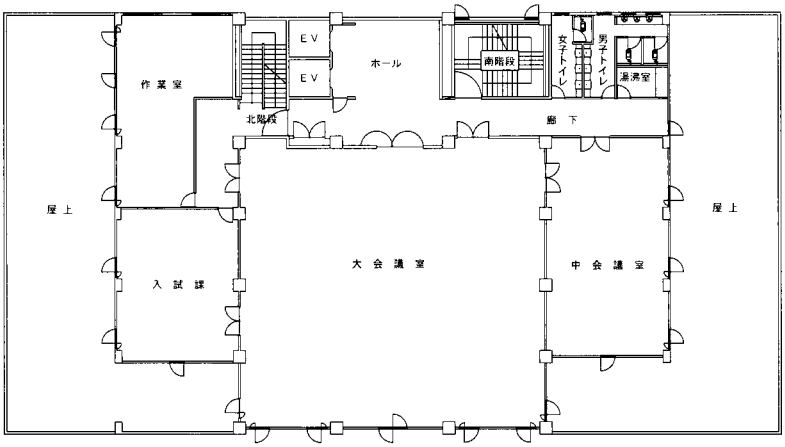

4階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

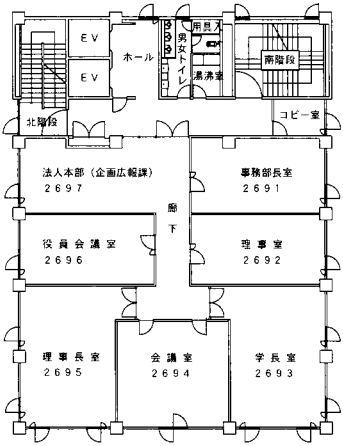

9階　平面図

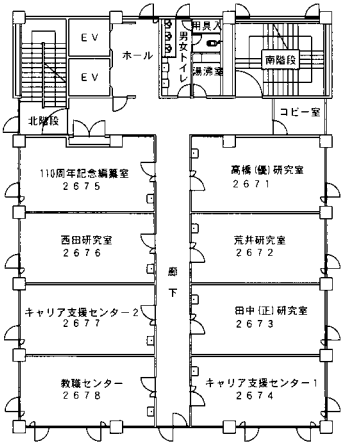

7階　平面図

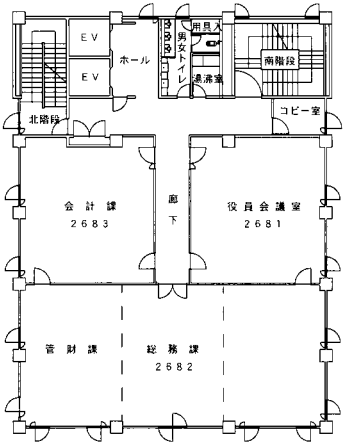

8階　平面図

２６号館　正智塔（本部棟）

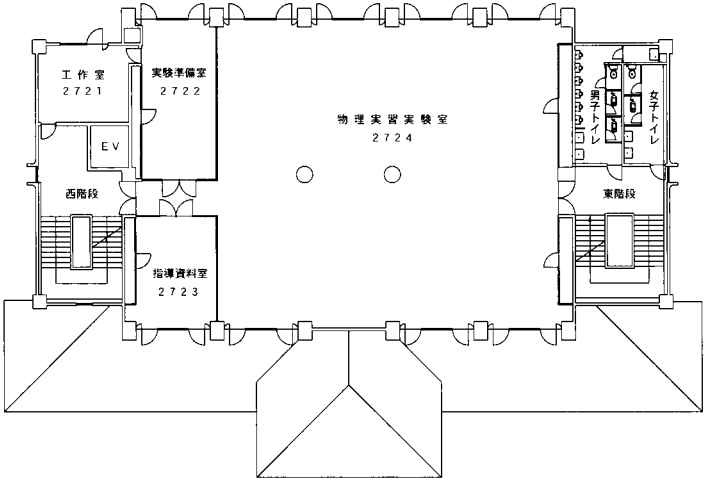

2階　平面図

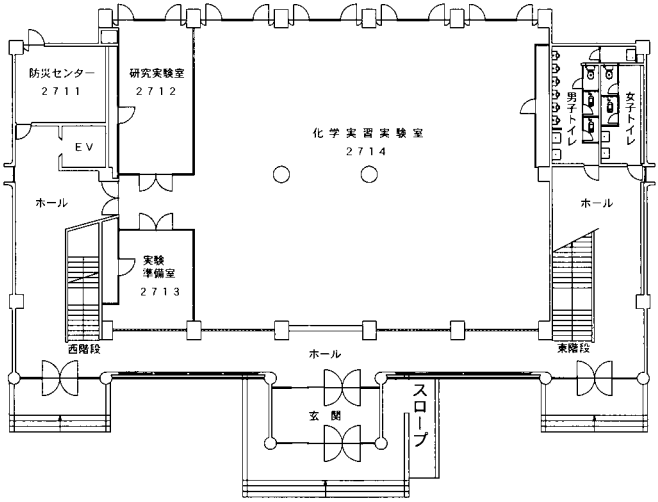

1階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

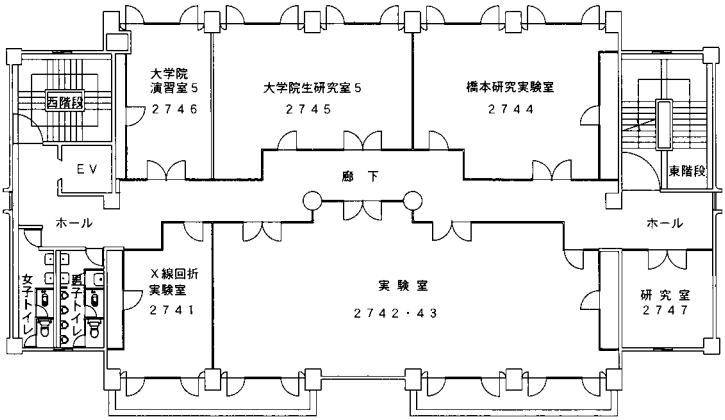

４階　平面図

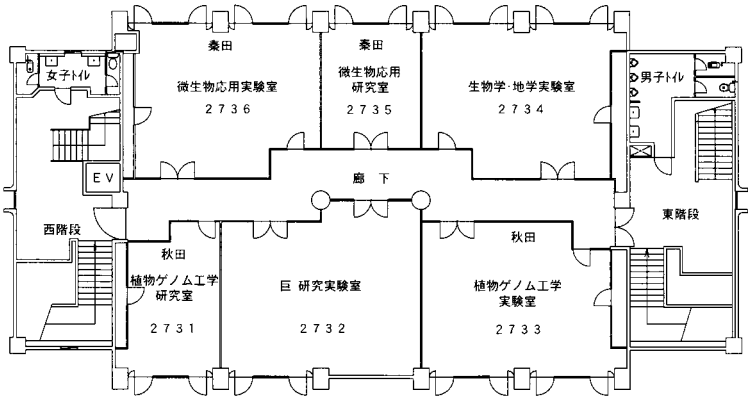

３階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

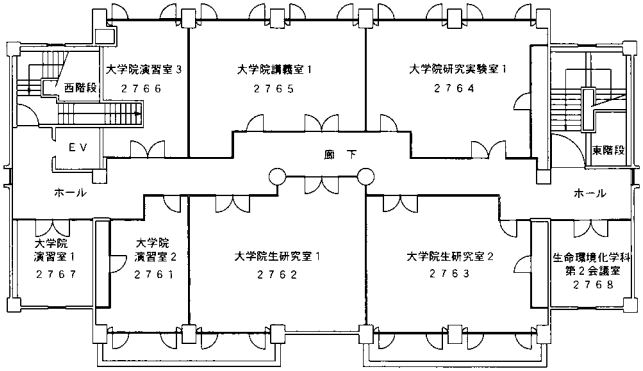

６階　平面図

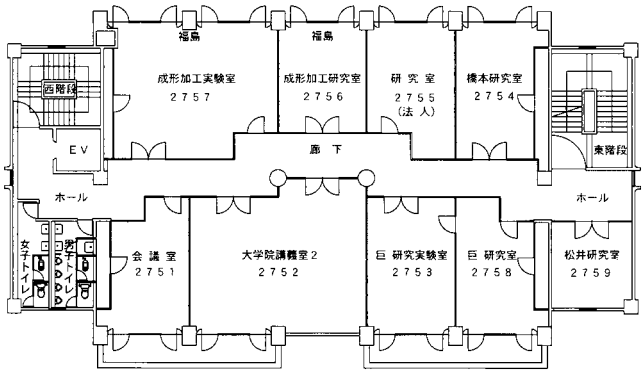

５階　平面図

２７号館　大学院工学研究科棟

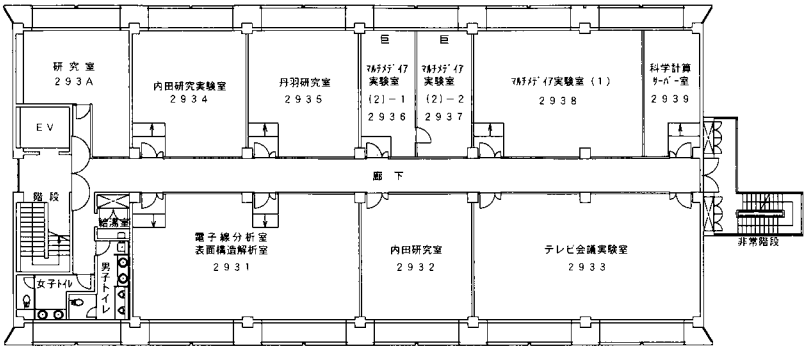

3階　平面図

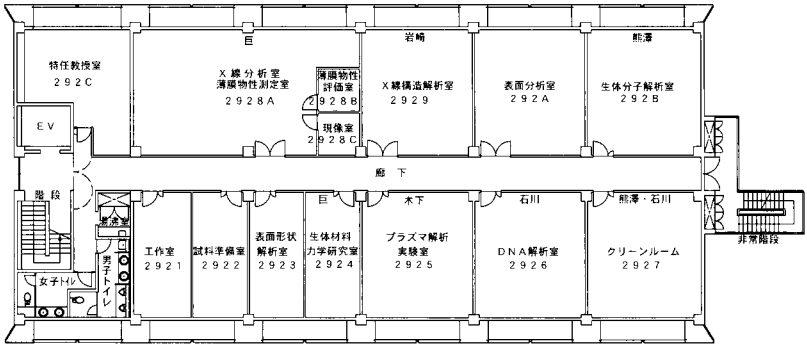

2階　平面図

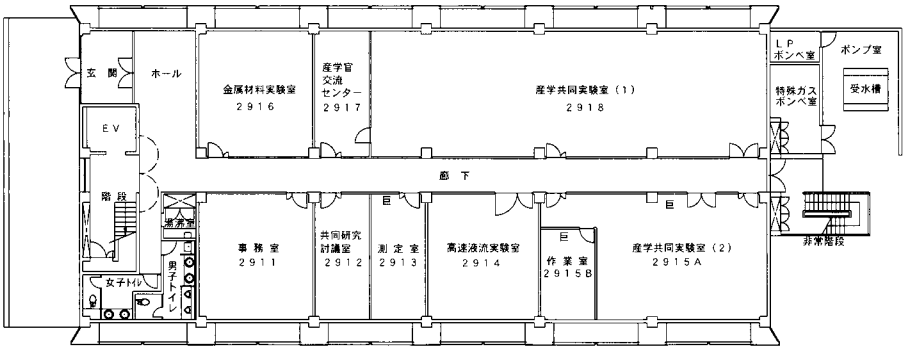

1階　平面図

２９号館　ハイテク・リサーチ・センター棟

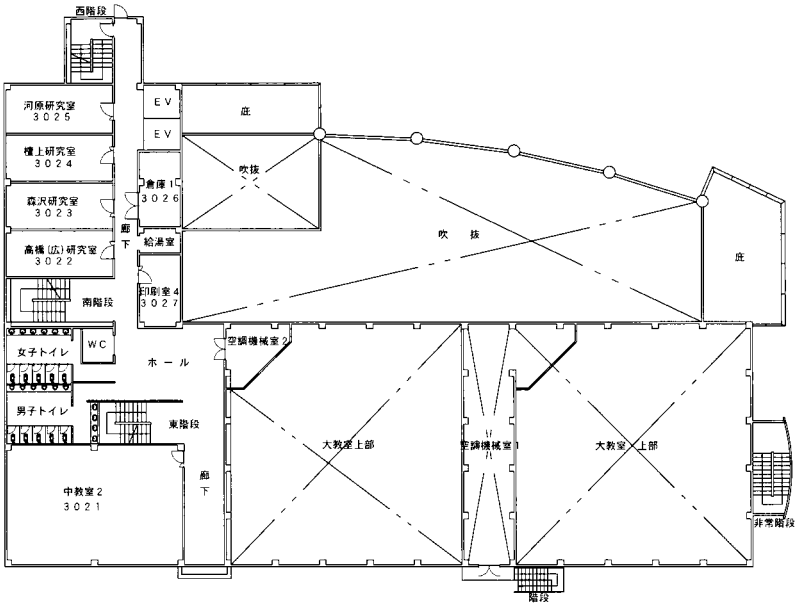

2階　平面図

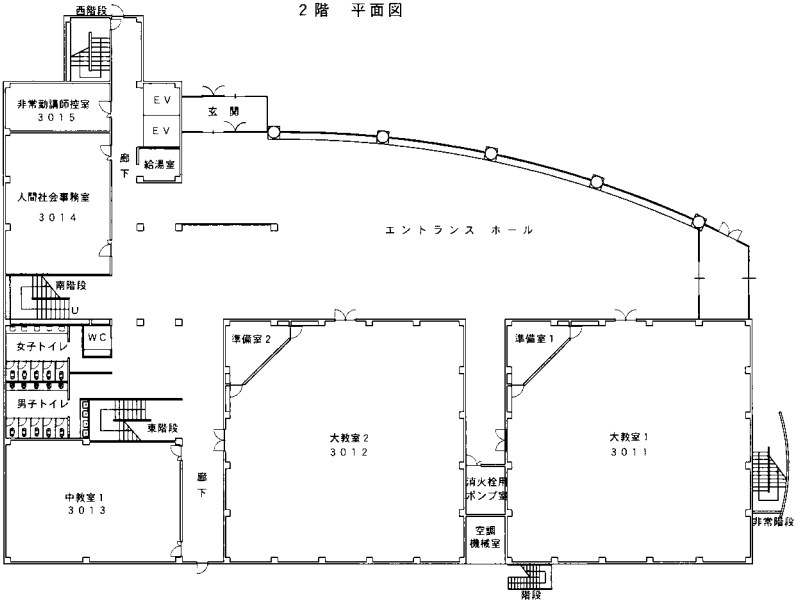

1階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

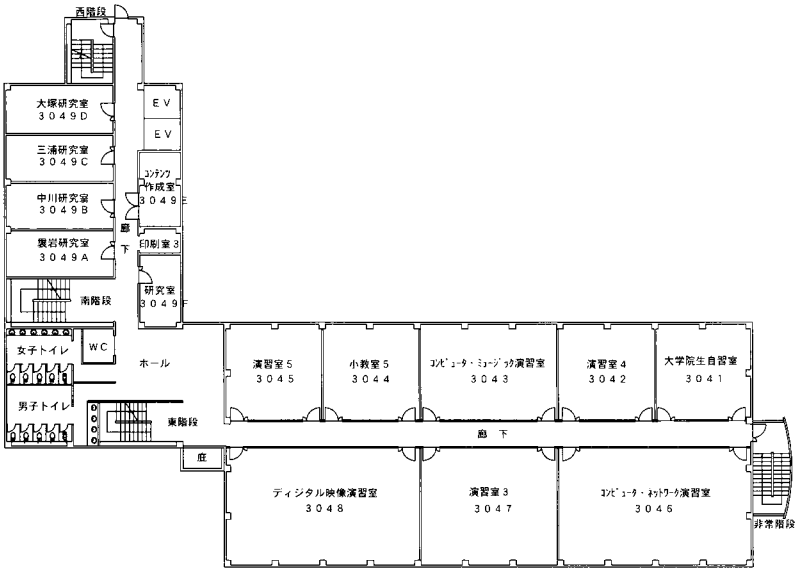

4階　平面図

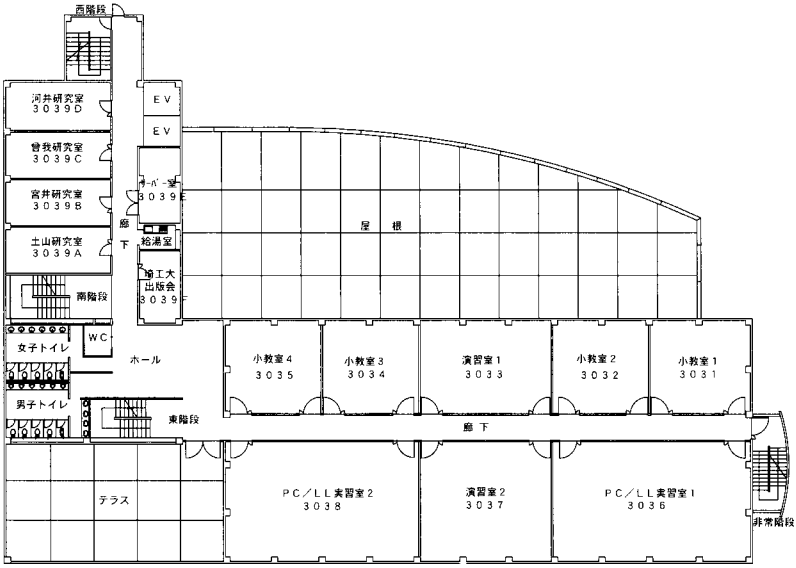

3階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

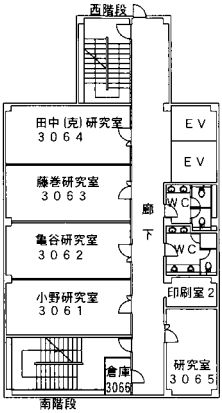

6階　平面図

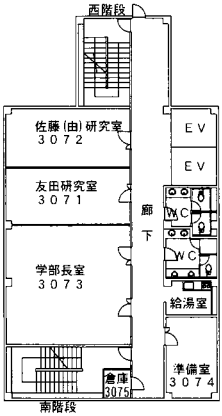

7階　平面図

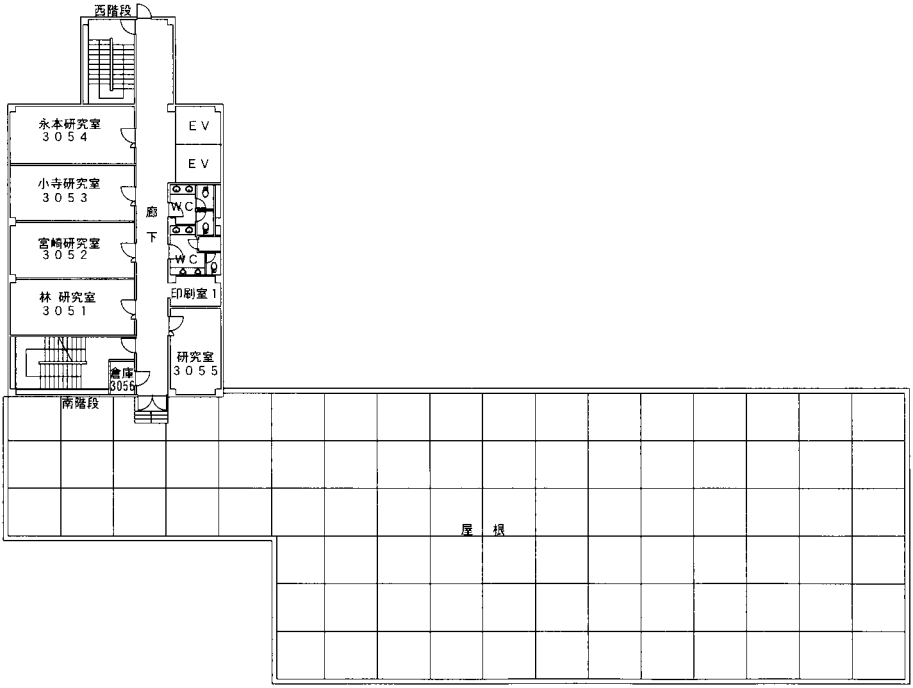

5階　平面図

３０号館　人間社会学部棟

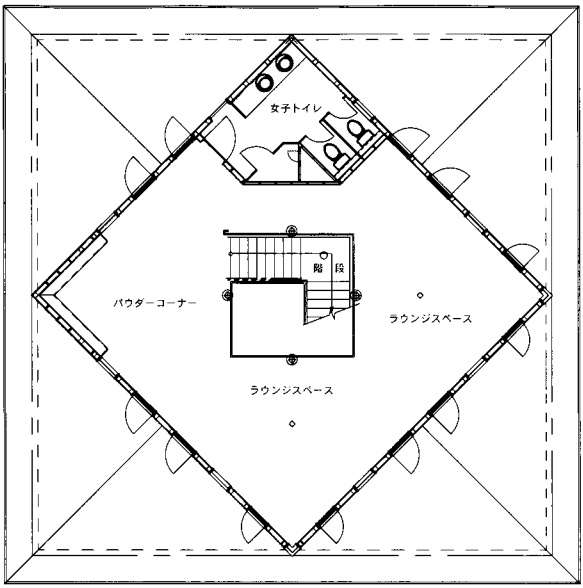

２階　平面図

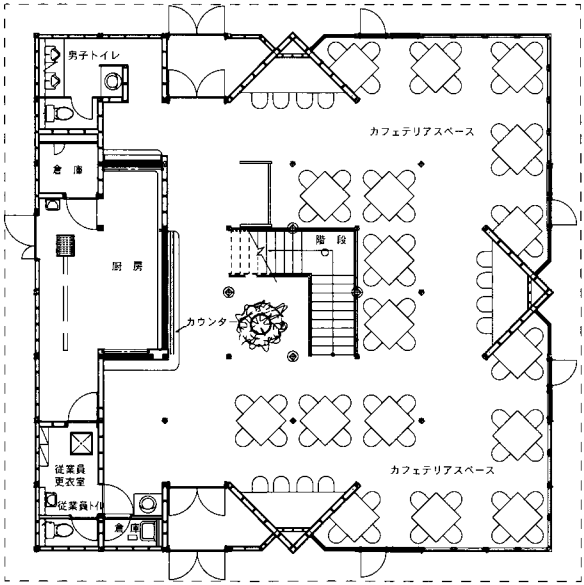

１階　平面図

３１号館　軽食堂棟

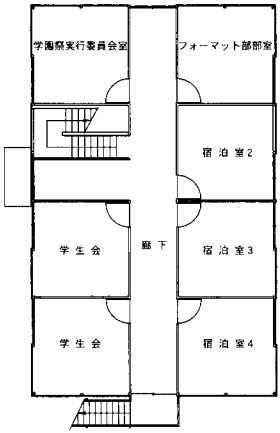

2階　平面図

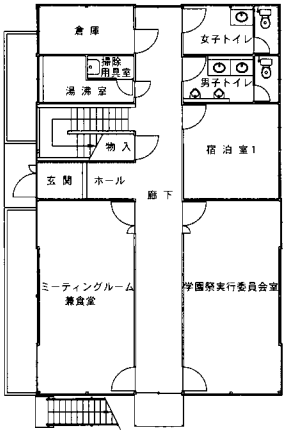

1階　平面図

３２号館　クラブハウス棟

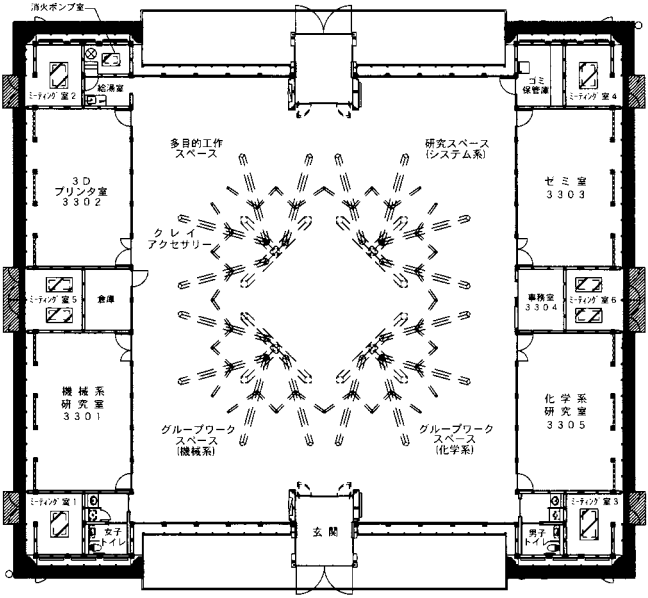

３３号館　ものづくり研究センター棟

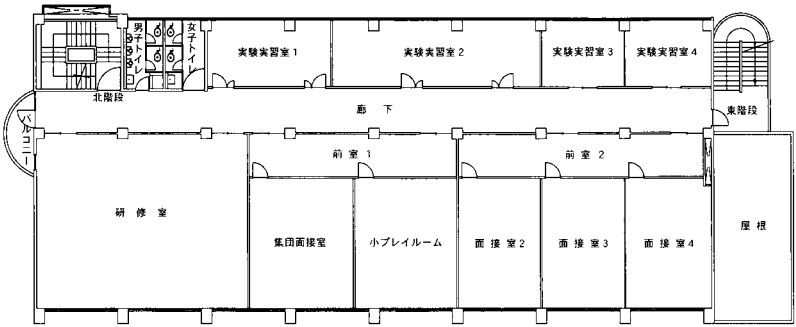

2階　平面図

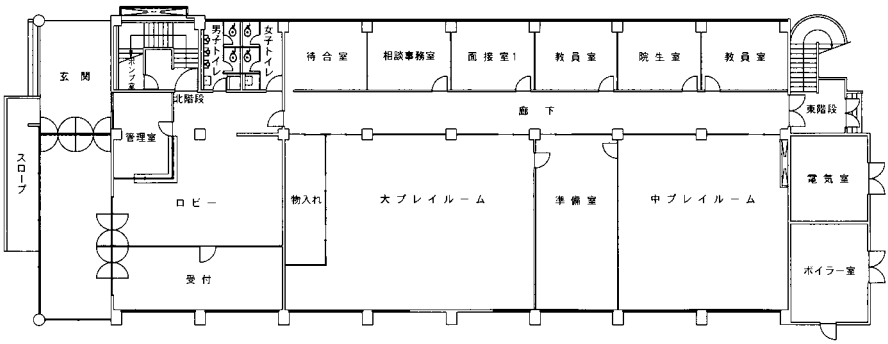

1階　平面図

臨床心理センター棟

2016 埼玉工業大学大学院 **人間社会研究科 学生便覧**	学籍番号
	ﾌﾘｶﾞﾅ
369-0293　埼玉県深谷市普済寺 1690 TEL　０４８（５８５）６３０１（直通） FAX　０４８（５８５）６３０２	氏　名

編集・発行　埼玉工業大学　教学部　教務課（人間社会研究科）

SAIKO 2016 埼玉工業大学 大学院人間社会研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY GRADUATE SCHOOL OF HUMAN AND SOCIAL STUDIES